

平成 26 年度

都 倫 研 紀 要

第 53 集

東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会

平成 26 年度

都 倫 研 紀 要

第 53 集

東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会

「紀要」 第53集 目 次

巻頭言 アダム・スミスに学ぶ倫理的課題	会長（東京都立山崎高等学校長） 山本 正	1
I 平成26年度総会ならびに第一回研究例会（於 首都大学東京秋葉原キャンパス）		
次第		3
平成25年度 会務報告（資料1）		4
平成25年度 決算・監査報告（資料2）		5
平成26年度 役員・事務局構成（資料3）		6
平成26年度 事業計画（資料4）		7
平成26年度 予算案（資料5）		8
平成26年度 研究主題と研究体制（資料6）		9
講演「井上哲次郎における『国民道徳』と『雑種性』」	明治大学文学部教授 合田 正人	11
II 夏季研究協議会（於 首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス）		
読書会「ミシェル・フーコー『わたしは花火師です』を読む」	筑波大学大学院 村井 大介	18
III 第二回研究例会（於 東京都立山崎高等学校）		
公開授業「日本経済のあゆみ」（3年生「政治・経済」）	東京都立山崎高等学校 松島 美邦	43
講演「高校公民科『倫理』活性化への道～学術会議からの提言を巡って」	筑波大学人文社会科学部研究科教授 桑原 直己	47
IV 冬季研究協議会（於 東京都立西高等学校）		
読書会「マックス・ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』」	前都立武蔵高等学校 葦名 次夫	53
V 第三回研究例会（於 東京都立桜修館中等教育学校）		
公開授業「多面的・多角的に考察する力を育む授業実践」（中等5年生「倫理」）	東京都立桜修館中等教育学校 久世 哲也	59
講演「風景の哲学 美学と倫理学のあいだ」	明治大学商学部教授 清水 真木	62
VI 特集「倫理」授業展開の要点		
「倫理」の授業の落ち穂拾い	東京都立駒場高等学校 佐良土 茂	73
江戸時代の仏教思想－授業展開の要点	文京学院大学教授 小泉 博明	78
VII 授業実践報告		
人間の在り方生き方を考えさせる授業を目指して	東京都青梅市立第一中学校 篠田 宇行	82
公民科授業における「熟議」の意義	筑波大学附属駒場中・高等学校 山本 智也	86
VIII 研究論文		
民主主義について考える－社会＝国＝公と個人＝市民＝私－	前都立高等学校講師 小橋 一久	95
ビッグデータ活用と個人情報保護の両立を考え社会に提案する授業		
－現代社会「幸福・正義・公正」を踏まえた社会参加－	東京都立雪谷高等学校 小貫 篤	110
東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会規約		125
事務局便り		126
編集後記		127

アダム・スミスに学ぶ倫理的課題

会長 山本 正（東京都立山崎高等学校長）

この度、「都倫研紀要」を刊行するに当たり、原稿をお寄せいただいた皆様、また、刊行に向けて編集等の労をお取りいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

私は、最近アダム・スミスの思想を見直す機会を持っていますが、実は、彼の主張の中に倫理的学習のこれからの方向が多く示されているように思われるのです。小暮太一氏の「僕らはいかに働いかに生きるべきか」という著書の中で、アダム・スミスは「生きるための軸を与えた哲学者である」と紹介されています。彼の有名な言葉に「神の見えざる手」というのがありますが、実は、彼自身は、「自由放任」という言葉も使っていないし、「自分の利益の為なら、何でもやっていい」とも言っていないというわけです。むしろ「他人から白い目で見られるような行動をしたり、他人の足を引っ張るような競争をしてはいけない」と語っています。つまり、彼は、「倫理観を前提にした自由競争を提唱していた」のであり、経済学者である前に、哲学者であったということです。—この点は、大変重要だと思います。アダム・スミスは、「利己心は、正義と倫理によって制御されていなければならない」と考えていました。一方では、「社会と交わらなければ道德観、善悪の判断基準が身に付かない」とも語っています。また、「人間は誰も弱さを持った生き物であり、道德観や倫理観を持ちながらも、常にそこから外れる危険性を持っている動物である。」と言っています。そして、「賢人」と「軽薄な人」との違いは、「心の中に善悪のジャッジが出来る裁判官（公平な観察者）をもつことができるかどうか」と主張しました。さらに「人間が賢人であり続ける為には、「義務の感覚」が必要」であり、「この義務の感覚に従うことが、「絶対的な善」だと考えさせてくれるのは「宗教」しかない」とも語っています。アダム・スミスは、こうした主張を著名な『国富論』の前に『道德感情論』という著書で語っているのです。

「人間というものは、これをどんなに利己的なものと考えてみても、なおその性質の中には、他人の運命に気を配って、他人の幸福を見ることが気持ちがよく、それらの人達の幸福が自分自身にとってなくてはならないもののように感じさせる何らかの原理が存在する」としてこれを「同感」と呼びました。このようにアダム・スミスが描いたことは、現代を生きる我々が日常抱く感情であり、その結果取りうる行動の「動機」等人間の本質の探究なのです。これは、まさに今都倫研が取り組んでいるテーマと一致するものです。人間の本質を多くの角度から見つめなおしてゆくと共に、「社会と交わりながら利己心を制御し、倫理感を身につけてゆくにはどうしたらよいのか」「いかにしたら心の中に（公平な観察者）を育ててゆくことが出来るのか」「宗教との関係はどのように考えてゆけばよいのか」等について、本研究会も多様な視点から取組を始めています。例えば、思考力・判断力・表現力を養うアプローチの方法を駆使しながらの授業展開の工夫の検討、読書活動を通して、先哲の考え方を理解しながら教養を深めると共に、人間や社会への視野の拡大、講演会を通して著名な講師による「倫理」、「現代社会」の最新の切込み口を学び、課題を考える機会を作る等です。こうした学びの機会は本研究会の素晴らしい伝統として受け継がれているものであり、去年は多くの若手教員、大学院生等の参加も得ることができ活発な議論をすることが出来ました。今年度も生徒の主体的生き方の選択に役立つ「倫理」の在り方に取り組んでゆきますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

I 平成26年度都倫研総会ならびに第一回研究例会

2014（平成26）年6月21日（土）
於：首都大学東京秋葉原キャンパス

次 第

1. 開会（14：15）

2. 挨拶 会長 前東京都立三田高等学校校長 及川 良一

3. 総会（14：45～15：15）

(1) 平成25年度 会務報告 資料1

(2) 平成25年度 決算報告並びに会計監査報告 資料2

(3) 平成26年度 役員改選並びに事務局構成審議 資料3

(4) 平成26年度 事業計画案審議 資料4

(5) 平成26年度 予算案審議 資料5

4. 研究例会（15：30～17：30）

(1) 平成25年度の研究活動の総括

(2) 平成26年度の研究主題と研究体制 資料6

(3) 講演 「日本における《哲学》と《倫理》の制定」

明治大学文学部教授 合田 正人

5. 事務連絡・閉会

(資料1) 平成25年度 会務報告

1 研究成果の刊行 「都倫研紀要」第52集刊行

2 平成25年度 都倫研総会ならびに第一回研究例会

日時：平成25年6月3日（月）14:15～17:00

会場：東京都立三田高等学校

内容：

- (1) 平成25年度総会
- (2) 平成24年度研究活動の総括及び平成25年度研究活動について
- (3) 講演「公民科教育の課題と今後の在り方について」

帝塚山学院大学教授 工藤 文三

3 平成25年度 夏季研究協議会

日時：平成25年8月26日（月）14:00～17:30

会場：東京都立立川高等学校

内容：

- (1) 読書会：ニーチェ『悲劇の誕生』

レポーター：東京都立駒場高等学校 佐良土 茂

- (2) 実践交流会

4 平成25年度 第二回研究例会

日時：平成25年11月22日（金）14:00～17:30

会場：東京都立国分寺高等学校

内容：

- (1) 公開授業「現代の企業」（2学年「現代社会」）

東京都立国分寺高等学校 西尾 理

- (2) 講演「〈社会〉と〈倫理〉の学びほぐし

——公民科教育と倫理学研究のアーティキュレーションを通じて」

東京大学大学院教育学研究科教授 川本 隆史

5 平成25年度 冬季研究協議会

日時：平成25年12月27日（金）13:30～17:00

会場：首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス

内容：

- (1) 読書会：デューイ『学校と社会』

レポーター：東京都立山崎高等学校 松島 美邦

- (2) 実践交流会

6 平成25年度 第三回研究例会

日時：平成26年2月6日（木）14:00～17:00

会場：東京都立江北高等学校

内容：

- (1) 公開授業「時事問題」（1年『現代社会』）

東京都立江北高等学校 伊藤 昌彦

- (2) 講演「高校改革の動向と高大接続の在り方」

東京都立三田高等学校校長 及川 良一

(資料2) 平成25年度 決算・監査報告

総括の部

収 入	支 出	残 額	
1,389,244	455,907	933,337	(単位：円)

収入の部

科 目	予 算	決 算	備 考
会 費	100,000	112,000	個人会員からの会費
研究奨励費	300,000	300,000	都教育研究奨励費
補助金 1	200,000	200,000	上廣倫理財団より援助
補助金 2	30,000	30,000	自動車教育振興財団より援助
雑収入	0	69	利息・寄付金
繰越金	747,175	747,175	
会 計	1,377,175	1,389,244	

支出の部

科 目	予 算	決 算	備 考	
研究大会及び 研修会	諸謝金	200,000	153,000	講演・発表・公開授業謝金
	借料・損料	15,000	0	
	会議費	20,000	0	
	消耗品費	2,000	6,057	文具等
	通信運搬費	10,000	14,330	大会案内郵送費、通信連絡費
	小 計	247,000	173,387	
調査研究	会議費	20,000	0	
	消耗品費	1,000	0	
	通信運搬費	5,000	0	
	小 計	26,000	0	
成果の刊行	印刷製本費	270,000	256,000	紀要
	資料代	15,000	0	
	通信運搬費	15,000	16,960	紀要送付
	小 計	300,000	272,960	
計		573,000	446,347	
	事業費事務局費	50,000	9,560	
	予備費	754,175	0	
合 計		1,377,175	455,907	

上記決算報告の通り相違ないことを認めます。

会計監査 町田 紳

会計監査 黒須 伸之

(資料3) 平成26年度 役員・事務局構成

1. 役員

役員	氏名 (所属)
会長	山本 正 (山崎)
副会長	廣末 修 (大森)
常任幹事	立石 武則 (練馬工)、渡辺 範道 (都教育庁)、大谷 いづみ (立命館大学)、 工藤 文三 (帝塚山学院大学)、本間 恒男 (多摩)、増渕 達夫 (都教育庁)、 西尾 理 (国分寺)、小泉 博明 (文京学院大学)、渡辺 安則 (大山)、 村野 光則 (東大附属)、和田 倫明 (産業技術高専荒川)
幹事	石塚 健大 (芝)、岡田 信昭 (青山)、上村 肇 (蒲田)、黒須 伸之 (足立)、 幸田 雅夫 (玉川聖学院)、坂口 克彦 (豊多摩)、富塚 昇 (立川)、三森 和哉 (目黒)、 宮澤 眞二 (武蔵)、宮路 みち子 (六本木)、伊藤 昌彦 (江北)、渡辺 洋 (墨田川)、 松島 美邦 (山崎)、菅野 功治 (西)
会計監査	町田 紳 (八潮)、黒須 伸之 (足立)

2. 事務局

事務局長	和田 倫明 (産業技術高専)	
研究部	部長	渡辺 安則 (大山)
	副部長	渡辺 洋 (墨田川) 松島 美邦 (山崎) 菅野 功治 (西)
広報部	部長	村野 光則 (東大附属)
	副部長	坂口 克彦 (豊多摩) 宮路 みち子 (六本木) 伊藤 昌彦 (江北)
会計	本間 恒男 (多摩)	
事務局員	富塚 昇 (立川) 三森 和哉 (目黒) 石塚 健大 (芝)	

3. 顧問

顧問	岡本 武男、増田 信、尾上 知明、井原 茂幸、嵩森 敏、沼田 俊一、山口 俊治、 勝田 泰次、永上 肆朗、G. コンプリ、伊藤 駿二郎、菊地 堯、杉原 安、 小川 一郎、秋元 正明、木村 正雄、中村 新吉、坂本 清治、宮崎 宏一、 成瀬 功、小川 輝之、細谷 斉、佐藤 勲、大木 洋、小河 信國、小嶋 孝、 海野 省治、蛭田 政弘、新井 徹夫、平沼 千秋、喜多村 健二、井上 勝、 水谷 禎憲、辻 勇一郎、原田 健、平井 啓一、新井 明、山口 通、葦名 次夫、 佐良土 茂、多田 統一、及川 良一
----	--

(資料4) 平成26年度 事業計画

- 1 研究成果の刊行 「都倫研紀要」第53集の刊行
- 2 総会ならびに第1回研究例会 平成26年6月21日(土)
会場 首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス
- 3 研究例会の開催
 - ◇第2回 平成26年10月～11月 東京都立山崎高等学校
 - ◇第3回 平成27年2月 東京都立桜修館中等教育学校
- 4 研究協議会 年2～3回程度 開催予定
 - ◇夏季研究協議会 平成26年8月25日(月)午後 会場 東京都立西高等学校
 - ◇冬季研究協議会 平成26年12月26日(金)午後 会場 首都大学東京秋葉原サテライトキャンパス
- 5 調査研究ならびに将来問題の検討
 - ・調査研究の具体化、カリキュラムに関する意見表明など、今後の活動を具体化するための検討に入る。
 - ・第一回検討会 平成26年7月25日(金)18:00～
会場 東京大学教育学部附属中等教育学校

(資料5) 都倫研平成26年度 予算 (案)

収入の部

科 目	予 算	備 考
会 費	100,000	個人会員からの会費
研究奨励費	300,000	教育研究奨励費
補助金 1	200,000	上廣倫理財団より援助
補助金 2	30,000	自動車教育振興財団より援助
雑 収 入	0	利息・寄付金
繰 越 金	933,337	
会 計	1,563,337	

支出の部

科 目	予 算	備 考	
研究大会及び 研修会	諸謝金	200,000	講演・発表・公開授業謝金
	借料・損料	5,000	研究例会会場
	会議費	20,000	研究協議会運営費
	消耗品費	10,000	文具等
	通信運搬費	10,000	大会案内郵送費、通信連絡費
	小 計	245,000	
調査研究	会議費	20,000	
	消耗品費	1,000	文具等
	通信運搬費	5,000	郵券、宅配便
	小 計	26,000	
成果の刊行	印刷製本費	300,000	紀要
	資料代	15,000	
	通信運搬費	20,000	紀要送付
	小 計	335,000	
計	606,000		
事業費事務局費	50,000		
予備費	907,337		
合 計	1,563,337		

(資料6) 平成26年度 研究主題と研究体制

〔本年度の研究主題〕

現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、道徳的関心・意欲・実践力を高める意志を養うとともによりよい生き方を求める意欲を高める指導の研究

〔研究主題設定の趣旨〕

これまで、高等学校の生徒が直面している課題をふまえ、生徒の関心や悩みに対応して在り方生き方の探究や自己の確立を支援することを想定した主題の設定を続けてきた。その一方で、道徳の教科化を含めた道徳教育の改革が広く論じられている。倫理を研究領域にもつ本研究会としては、この流れに対して無為でいることはできない。だが、それだからといって道徳教育をそのまま実施するというだけでは倫理教育の実を挙げることは重ならない。道徳的関心・意欲・態度、さらに道徳的実践力を高めるというのは行為や態度の改善をなすものとして道徳の核をなすといえるが、倫理はそうしたことがらのさらに基礎となるものを、自覚的に検討し実践の理由を獲得していくためのものだと考えるからである。

いま、社会は情報化がさらに進行するなかで、情報空間でのいじめをはじめとするさまざまな問題が相次いで生じている。いわゆる「リアル」での人間の行動にも、人を律する指針が存在しないかのような様相が見られることが多い。この状況をもたらしたものが何かを考察し、他者の傷みや心情に思いをいたすことができる人間を育てていくことは、単に道徳というだけでなくより深く倫理教育の役割として忘れてはならないことである。特に高等学校の生徒に対して行う倫理教育についていえば、行為を外的に律するというを超えて、内的な成長を通じて自律が可能になるように育成していくことを目標として掲げることが必要であると考え。そしてこのような育成を実施するためには、小中学校での道徳教育の実践状況をふまえて、生徒たちの成長・発達段階に応じた指導目標の設定、指導方法の開発が重要なことになる。

一般に、高校生の段階ではある程度の抽象思考が可能になり、さらに論理的な思考展開が可能になるものとされている。だからこそ、実践的な道徳指導に加えて、理論的な考察を含む倫理教育が適していると考えられるのである。現在の高校生は、抽象思考や論理的思考を苦手とする者が多いといわれる面がある。そのため具体的な事象を手がかりに考えさせることが推奨され、指導方法も研究されている。だが、一定の抽象化を行い、論理的に考えることも訓練していかなければ、ただ具体的な事象に即して考えることから広げて、より一般的に発展性のある思考へと進行していくことができない。人間としての在り方生き方を考察するということは、この抽象化・論理化した思考を経過しなければ具象における差異を認識するところからより大きな展開を求めることができないだろう。それでは、実践面での行動規範としての道徳を超えた、倫理的な思考に到達することはできない。われわれは、ここで一步を進めて、倫理的な考察に到達するための思考を身につけさせる指導を考えていくことが必要である。

「生きる力」を考える上でも、ただ具体的な実践・実行場面での応用能力や情報島の活用能力にとどまるのではなく、その水準を超えて「よりよい生き方を求める力」や意欲を養っていくことが欠か

せないものとする。教科の学習を通じて基礎・基本をしっかりと身につけた上で、「その先」をめざすことを意識させ、考えさせる指導とはどのようなものか、研究する必要がある。それはおそらく、純粋に理論的・哲学的な思考に加えて、実際の「生きる場」で活用するための方法論を必要とするようになるから、いわゆる「応用倫理」的な取り扱いも必要となるものと考えられる。

以上の趣旨にもとづいて実践を視野に入れて冒頭の主題を設定し、以下の点に重点をおいて研究を進めることとする。

- (1) 「現代社会」の指導内容では、現代社会における青年の生き方、現代の経済社会と経済活動のあり方、法の支配と法規範・法制度の意義、グローバル化が進展する国際社会の動向、その他現代社会の特質とその問題点を、幸福、正義、公正などの観点から考察させることを通して、生徒一人ひとりが人間としての在り方生き方を探究・考察する意欲とその自覚を深め、自己の生き方をよりよくすることを主体的に考え、社会的活動に主体的に関与する意欲の向上を実際的な面で可能にする指導内容と指導方法について研究する。
- (2) 「倫理」の指導内容では、道徳教育の現状もふまえながら、豊かな自己形成に向けて、他者とともに生きる自己の生き方について考えさせるとともに、先哲の思想を基盤として、生命、環境、家族、地域社会、情報社会、文化と宗教、国際平和と人類の福祉などにおける倫理的課題を自己の課題と結びつけて探究させることを通して、論理的思考力や表現力、さらには哲学的思考力を身につけさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深め、よりよく生きるための実践を進めることへの意欲を向上させる指導内容と指導方法について研究する。

[研究体制]

以上の研究主題・趣旨を踏まえた上で、本年度は次のような研究体制をとることとする。

(1) 研究例会（年3回開催）

公開授業・研究発表・講演を行い、授業技術と専門知識の深化を図る。

(2) 研究協議会（年2－3回開催）

授業実践報告・研究発表を行い、指導方法と指導内容についての研究協議を行う。合わせて、倫理分野を主とする入門書・研究書の輪読を通じて指導内容に関する知見を深める。

井上哲次郎における「国民道徳」と「雑種性」

明治大学文学部教授 合田 正人

I

明治大学の合田と申します。今日はお招きいただきまして大変ありがとうございます。今朝、関西大学で開催された「京都ユダヤ思想学会」で発表して戻ってまいりました。

ハンス・ヨナス (Hans Jonas, 1903-1993) というドイツ生まれのユダヤ系哲学者についての発表でした。ハンナ・アーレントの友人で、ハイデガーやブルトマンのもとで学び、グノーシスという古代の宗教セクトについて博士論文を書きました。第二次世界大戦前にパレスティナに移り住むのですが、その後、イスラエルを離れ、カナダやアメリカ合衆国の大学で教鞭を執ることになります。彼はグノーシス研究から生命の哲学へと向かい、いわゆる生命倫理の分野でも脳死や臓器移植をめぐる論争に参加しているのですが、そのヨナスを世界的に有名な哲学者にしたのは何よりも、彼が1979年に出版した『責任という原理』(*Prinzip der Verantwortung*) でした。これは「環境倫理学」「世代間倫理学」の嚆矢となった書物で、世界的なベストセラーとなり、その影響下にドイツでは「緑の党」が結成されたりもしました。「現象学」の方法、更にはハイデガーの哲学をもってしても、人間が生きていくためにはどれくらいの食糧、どれくらいの空気や水が要るかといった問題に十全に答えることはできない、というのが、ヨナスを「環境倫理学」へと導いた動機のひとつでした。



ヨナスがイスラエルを離れたとき、イスラエルではスピノザの復権運動が展開されていました。表面的には捉えにくいのですが、ヨナスはつねにこの『エチカ』の著者のことを強く意識していたというのが今日の話の骨子でした。ヨナスと同様にフッサールやハイデガーのもとで学び、独特の倫理学を紡ぎ出した哲学者に、フランス国籍のユダヤ系哲学者エマニュエル・レヴィナス (Emmanuel Levinas, 1906-1995) がいます。思えば私はこの30年何らかの仕方でレヴィナスと係わってきたのですが、レヴィナスはというと、スピノザの対極に自分の哲学を位置づけているのですね。「徳の唯一の基礎は自己保存の努力 (コナトゥス) である」というスピノザの主張に真向から刃向かったのです。こうした「努力」の自明性に抗って「他—のために」〔他—の代わりに〕(pour-l'autre) の絶対的先行性を語ろうとした。しかし、「他」(autre, autrui) とは何でしょうか、誰でしょうか。

『ルカによる福音書』の第10章で語られる「善きサマリア人の寓話」のことはご存じの方も多いと思います。この寓話はユダヤ教からキリスト教への転回点をなすとみなされるのがつねです。パリサイ人たちがイエスに「隣人とは誰か」と尋ねる。それに答えてイエスはこんな話をします。ある人が生き倒れていた。ユダヤ教の司祭たちはその横を通り過ぎていくけれども、あるサマリア人だけは病人に近づいて行って彼を助ける。ではここで、この行き倒れた者にとっての隣人とは誰か。サマリア人以外にはありえないのではないか。田川建三氏は、イスラエルの支配体制の中で最も下層におかれていたサマリア人が主人公として選ばれていることに注意を喚起していますが、その点はさておき、この寓話では、「隣人」は地縁や血縁など既存の関係によって決まるのではなく、任意の者同士の関係

のなかで「近づく」という行為が近づく人がある人にとっての「隣人」たらしめるのだ、という考えが打ち出されています。それに対して、ユダヤ教では「隣人」はイスラエルの民という「同胞」に限定されている。キリスト教陣営はそう言ってユダヤ教に対するキリスト教の優位を主張してきたのです。

アメリカのある州では、「善きサマリア人の法」というのが存在しています。たとえば電車の中で突然隣の人が倒れたとする。すぐに助け起こしたい気もしますが、微妙ですよ。脳などの出血があれば動かしてしまうとかえって悪化させたり死に至らせたりしてしまう場合もありますから。それで犯罪者になることもあるかもしれない。こうして皆怯えて救助することができなくなってしまう。そうなってはいけませんので、このような場合は罪を問わないと法律で定めたわけです。詳細は忘れてしまいましたけれども、いつでしたか、線路に転落した人がいてその方を誰かが救出した。そこに国籍の問題が絡んできて、国籍と善行との連関が新聞紙上で議論されたことがありましたね。バルカン半島のある難民収容所で偶々「日本人」の女性と出くわして、「日本人」カメラマンが彼女を救出するという話を聞いたこともあります。つまり現在でも「善きサマリア人の寓話」は世界の様々な場所です。いわば試練として生きているわけです。

レヴィナスに話を戻しますと、上述したようなキリスト教的「隣人」概念はユダヤ教を乗り越えることで成ったのでは決してなく、元々ユダヤ教のなかに存在していたもので、ユダヤ教の「隣人」概念を狭隘化してユダヤ教の「特殊救済主義」を非難するのはまちがっている、と彼は主張したのです。本人はあまり影響関係を語りたがらないのですが、この点でレヴィナスは、ドイツの新カント派の哲学者であったヘルマン・コーエン (Hermann Cohen, 1842-1918) の衣鉢を継いだと言っていいでしょう。コーエンはラビの家系に生まれ幼少期にラビになるための勉強をした人物でもあって、1880年代後半から、彼は一貫して、ヘブライ語で「隣人」を意味する「レーア」という語は「同胞」や「親族」や「近い人」を指すものではなく、むしろ逆に「異邦の者」「遠き者」を指していると主張しました。この根本的な考えにもとづいてコーエンは「共にある人間」(Mitmensch) を語り、レヴィナスは「対面」(face-à-face) を語りました。

顔と顔を合わす。それは日常誰もが経験していることですが、しかし、電車で通路を挟んで向かい合っているとき、どちらも携帯に夢中で、果たして対面していると言えるのかどうか。ある人の背後を歩いているとしましょう。不意にその人が振り返ったら、びっくりしますよね。一瞬こちらが麻痺してしまうような感じ。「顔」という言葉はヘブライ語で「パニーム」というのですけれども、「パニーム」は「振り向く」という意味の「パナー」に由来しています。「見ているもの」が「見られているもの」によって逆に凌駕される、現象学の用語を使えば「志向性」が逆転されるわけですが、このような事態は誰と誰のあいだで起こるか、いつどこで起こるか分かりませんよね。ある既存の団体のメンバーのなかでのみ起こるものではなく、任意の人間のあいだで起こるのです。また、たとえ相手が既知の人物で毎日会っていたとしても、不意をつかれたときには、たとえ一瞬だけにせよ、その人について有している情報には還元できない何かを与えられるわけです。私の「知」には、その容量(キャパシティ)を凌駕しているという点で、これは一種の「トラウマ」です。しかし、レヴィナスが言うには、他者の「トラウマ」は、すでに構成されている「自我」を破壊するのではなく、それによって「自我」は「自我」として、言い換えるなら容量を超えたものにも「応答責任」(responsabilité)を負った者として「任命」されるのです。

このような「対面」の哲学をレヴィナスが展開した彼の博士論文『全体性と無限』では、「国家」「国民」には統合されざる者同士の関係として「対面」が語られています。「倫理的関係」は「国家」の「全

体性」には吸収されない剰余である。「兄弟関係」(フラテルニテ)と言っても、それはあくまで任意の人間のあいだに「対面」によって惹起される関係である。しかし、『全体性と無限』第三部で「対面」を論じた後で、レヴィナスは第四部で、「国家」には組み込まれない関係性として「家族・部族」(famille)という観念を提起します。詳細は省きますが、レヴィナスは「国民」とは異なる新たな共同体の像をきつと提示したかったのでしょうか。レヴィナスの友人ブランショなら「明かしえぬ共同体」と言うでしょうね。しかし、この「家族・部族」の観念に、アブラハムを族長とする「イスラエル」が反映されていることは否定できません。実際、「血」という語を抹消してはいますが、レヴィナスは、フランツ・ローゼンツヴァイク (Franz Rosenzweig, 1886-1929) というユダヤ系哲学者が『救済の星』という書物で、「土地なき血の共同体」として「ユダヤ人」を規定したことを踏まえていたのです。こうして、レヴィナスのターミノロジーのなかに、「隣人」(prochain)に加えて、単に「近き者」のみならず「近親者」をも含意した proche が導入されることとなります。ここに更に、1948年に独立を宣言したイスラエル国の問題が重なることとなります。つまり、血縁、地縁、あるいは思想的な連関でも構いませんけれども、何からの帰属を前提とすることなき倫理をある意味では極限まで追究したレヴィナスのなかでもやはり、「家族・部族」的な、ひいては「国家」的な帰属が問題にならざるをえなかったのです。

それを踏まえて、今日は日本における「国民道徳」の誕生ということをごさんとともに考えてみたいのです。

II

井上哲次郎 (1856-1944) の著作をお読みになった方はいらっしゃいますか。全集が出ていますが、いつでしたか、先週くらいでしょうか、若手の研究者に今日の企画のことを話したら、相手が呆れてですね、「先生何の話するんですか。井哲なんて全然面白くない、いいところ全くないじゃないですか」と言うのです。まあ、そうなんです。そうなんですけれども、しかしだからこそ大事なのではないかな、と私は思っているわけなんです。田辺元の哲学について私は「封印された哲学」という言い方をしましたが、井上についても同様の言い方ができるんじゃないでしょうか。井上哲次郎は日本人初の帝国大学の哲学教授で、教育勅語の解説などを通じて「国民」「国体」の観念の哲学的正当化を行い、大日本帝国による新東亜の地図作成にも理論的支えを提供しました。その過程で「倫理」や「道徳」という語を教育界に定着させたわけです。私が小学生だった頃 (1960年代) には「道徳」という授業があり、高校では「倫理」という科目がありました。皆さんはまさにこの「倫理」教育に従事しておられるわけですね。昨今、現政権による「道徳」教育の強化という傾向も見られますね。

「道徳」と「倫理」はあるけれど「哲学」はないわけです。19世紀初頭のフランスでは、何歳から「哲学」を教えるべきかということで大きな論争がありました。結局高校から「哲学」を教えることになり、時間数は削減されたとはいえ今もこの制度が存続しているのですが、逆に、「道徳」とか「倫理」とかいう授業はないでしょうね。もちろん、田舎の少年はさしたる疑問を抱くこともなく「道徳」や「倫理」の授業を受けた。お蔭で「哲学」への関心を抱いたとされているのですが、それにしても、これほど多くの大変化が日本の社会に生じてきたにもかかわらず、「道徳」と「倫理」を別格扱いする態度が今も続いているというのは驚くべきことではないでしょうか。これが、井上を取り上げる第一の理由です。

第二に、私は、「哲学」という語を作ったとされる西周 (1829-1897) に数年来注目してしまして、何本か拙い論文を書いたりしました。ただ、中江兆民の『一年有半』(1901年)を見ると、日本にこれ

まで哲学なしと断言されています。西周がやったことも井上がやったことも「哲学」じゃないわけです。では、どこから「哲学」が始まるかと言えば、多くの人が西田幾多郎を挙げるでしょう。実際、田辺は「われらが第二の哲学者」と呼ばれているのですから。ですが、私はこの線引きに疑問があるのです。小林秀雄が西周を称賛しているのはご存じでしょうか。小林はむしろ西周と彼のいう「希哲学」からの頽落を「哲学」の誕生のうちに見ているのですね。また、特に京大の人たちは、西田は東京では大したことを学ばなかったといった言い方をよくする。しかし、井上は西田にとって哲学的にもきわめて重要な存在だったと私は考えているのです。西田は井上の「現象即実在論」を引き継いだとさえ思っている。今日は論じることができませんが、これが井上に注目する第二の理由です。困みに、井上は西を非常に高く評価していました。井上の生涯につきましては略年譜を配布いたしましたのでそれをご覧ください。

井上哲次郎略年譜

- 1855年(安政二年) 筑前の大宰府に医者の子として生まれる。「太宰府のことを回顧すれば、先ず生まれた家のこと、それから神社のこと即ち菅公の廟のこと、それから周囲の山だの、川だの、それから観世音寺だの、そういうものが故郷の幾多の感想を喚び起こして来るのである。(…)自分は特に哲学を研究して来ておるけれども、どこまでもやはり傍らに菅公を研究することを止めないで、それで菅公の著書は勿論、菅公文献は多年蒐集しているし、又菅公の精神を幾分か受け継いで居るような状態である。(…)だんだん広く仏典を攻究して、殊に大乘仏教の哲学に深大なる興味を抱くようになって来たということは、やはりこの観世音寺などの当時の印象が次第に興味をさらって、茲に至った感じがする。」(8/284-287)
- 1861年 母親死去。後に父親も家を去り、叔父に育てられる。
- 1863年 太宰府にて中村徳山に師事し、四書中の『大学』を読む。次いで『中庸』『論語』『孟子』などを読む。一時父親のもとに転居するが、1868年に再び大宰府に戻り徳川塾に入る。詩作を始める。〔1870年、西田幾多郎生まれる〕
- 1872年 長崎の官立学校廣運館に入学。教科書はすべて英語、先生も皆欧米人であった。1874年には生徒長に選抜され、俸給を貰って先生の代講を行う。
- 1875年 東京開成学校の予科に入学。
- 1877年 東京大学の文学部哲学科に入学。(法・理・文の三学部、文学部は哲学・政治・経済の三学科) フェノロサが主なる先生であった。スペンサーの『哲学原理』『倫理学』『社会学』等、ペインの『心理学』および『倫理学』、ミルの『論理学』等。漢学と国学の授業。禅僧による仏典講義。
- 1880年 第一回卒業生として卒業。
- 1882年 外山正一、矢田部良吉らと『新体詩抄』を発行、『心理新説』を出版。東京大学助教授となり文学部に勤務する。
- 1883年 『西洋哲学講義』『倫理新説』を出版。
- 1884年 ドイツ留学に出発。パリを經由してベルリンに着。ハイデルベルクに移り、ハイデルベルク大学に入学、クノー・フィッシャーの講義を聴講。ドイツ語で大いに苦勞する。『東洋哲学史』の原稿を携えてフィッシャー宅を訪れたりする。
- 1885年 ライプチヒに移り、ヴント、フェヒナーの講義を聴く。支那語学、日本語学を教えるガー

- ベレンツを訪ねる。後に日本学者となるカール・フローレンツと出会う。〔田辺元生まれる〕
- 1886年 大学付属として新設された東洋語学校の講師となる（日本の地理、歴史、宗教等も講じる）。西園寺日本公使とも交際。支那語の講師から支那語を学ぶ。神道について講演、聴衆は三百名と盛会で、諸新聞でも紹介される。同校開設前にパリに赴き、コレージュ・ド・フランスの講義などを聴き、テーヌ、ルナン、ラヴェッソン、ブートルー、ポール・ジャネ、リポーらの書物を読み、彼らと面会する。コレージュ・ド・フランスの梵語教授フコーとも会い、「ラーマヤーナ」の講義を受ける。1886年、1889年にウィーン、ストックホルム、オスロで開催された「万国東洋学会」に参加し講演。1888年にはオクスフォードにマックス・ミュラー教授を訪ねる。スペンサーにも会う。
- 1890年 ベルリンを経由して帰国。ベルリンではツェラーの講義を聴く。デュルタイの講義は聴かず。エドワルト・フォン・ハルトマンと論談（「ショーペンハウエル以後この道の大家として仰がれて居った」）。東京帝国大学文科大学の教授に就任。この年『教育勅語』発布。
- 1891年 『勅語衍義』を出版。同書は師範学校の教科書となる。文学博士となる。
- 1892年 文部省の中等教員修身科の検定委員となる。三十余年間この職を務める。
- 1893年 『教育と宗教の衝突』〔1894年、西周逝く〕
- 1897年 東京帝国大学文科大学長に任じられる。
- 1900年 1905年にかけて三部作『日本陽明学派の哲学』『日本古学派の哲学』『日本朱子学派の哲学』を出版。〔1901年、福沢諭吉逝く〕
- 1902年 学習院で倫理を講じる。
- 1907年 雑誌『東亜の光』を発刊。
- 1912年 『国民道德概論』完成。大正と改元。
- 1923年 退職。関東大震災。大東文化学院教授となる。
- 1925年 大東文化学院総長となる。東洋大学で日本倫理史を講じる。
- 1926年 『我が国体と国民道德』筆禍事件、発禁となる。昭和に改元。
- 1928年 『新修国民道德概論』出版。
- 1932年 満州国建設。1934年、「思想家としての弘法大師」など。
- 1937年 支那事変勃発。
- 1943年 『懐旧録』成る。1944年死去。〔翌年、西田幾多郎逝く〕

ご覧のように、ドイツ留学から帰国した直後に井上は『勅語衍義』を著し、翌年から中学修身科の検定委員を長く務めることになるのですが、彼にとっては「国民道德」と「国民教育」こそが大日本帝国の焦眉の課題であった。「民族精神」は「古今同一」のものだが、通常は「潜勢力」として伏在し無意識的なものとどまっている。だからそれを現勢化しなければならないのだが、「民族精神の顕現」こそ「国民道德」なのである。たしかにさまざまな西洋の倫理学説が輸入されたけれども、それらは日本人の「民族精神」に触れない限り「借物」でしかなく、それどころか、「個人主義」や「功利主義」など「国民道德」の醸成にとって有害な学説でさえある。加えて、「国民道德」は「倫理」の一部、それも実践的倫理の部分に相当するから、「百萬の倫理書を読破するも、孝悌忠信、及び共同愛国の徳義たることを知らざるものは徒に縦横経路を経て、未だ正道を知らざるものと謂うべきなり」『勅語衍義』ということになる。もちろん、「国民道德」は「世界的道德」を否定するものではなく、後者との融和をめざすものだが、例えばキリスト教のような宗教は「世界的道德」を優先し、「忠君」といった「国

民道徳」の要を否定する側面を多分に有しているの、教育の場でそれを持ち出してはならない。これが「教育と宗教の衝突」と井上の呼ぶ事態で、実際に宣教医師ヘボン〔ヘップバーン〕の協力者とのあいだで論争が展開されたのですが、総じて宣教師に対する井上の態度は実に厳しいものがあります。因みに、「神道」も直接は教育に介入してはならず、教育と不即不離の関係を維持すべきと井上は考えていました。それに対して、「武士道」は教育に組み込まれるべきだと言っています。

上述の「民族精神」に与えられた名称が「国体」なのですが、「国体」について井上は七つの「付属性」を挙げています。第一に、「国体」は「政体」が変わっても維持されるものだが、世界広しと言えども「永遠易らざる国体」「萬世一系の皇統という国体」は日本以外には存在しない。第二に、「国体」は「忠君愛國の一致」を特徴としている。そこでは皇室の繁栄は臣民の繁栄であり国家の繁栄である。しかし第三に、あくまで皇室のほう建国に先立っており、人民が国を成した後に君臨したわけではない。それゆえ、皇室ないし帝室は歴史的には法律を超越している。第四に、萬世一系の皇室は「祖先崇拜」を本質とし、祖先の「良い意志」を継承するものである。第五に、「国体」は「家族制度」を基礎としている。ただし、ここにいう「家族」は現在の家族だけでなく「血族の継続」を含意している。住む場所の変更は必ずしもこの継続を損なうものではない。第六に、皇室の繁栄は臣民の繁栄であるとはいえ、君臣は明確に区別されねばならない。そして第七に、「国体」は「国民の統一体」の別名である。

III

「国民の統一体」、と言ったところで、井上は歩を停めます。そして、次のように自問するのです。「国民の統一体などそう立派に言えるものではない。即ち今日に在っては日本の領土内に色々な民族が居るのである。昔は国民の統一体などと言っただろう。けれども今日は新領土に違った民族が幾らも居るのである。」(『井上哲次郎集』第2巻62頁。以下、巻数と頁数のみを記す)

「日本人は元とは雑種であるという事は否定する訳にはいかぬ。人類学者の研究、其他先史時代の種々な研究から推して行くと、日本人は雑種である。混成民族であって、決して立派な統一体をなして居たという事は言えない。何う云う者から成立って居るかという、精しくは分りませぬけれど、大体に於ては分つて居るのであります。日本民族の一部は確に朝鮮半島から這入って来て居る。それは余程多い様に思はれる。一部は南方から来た。南洋方面からして日本へ這入って来た者がある。それは多く九州の南端に上陸して、あの辺に勢力を保って居た者であります。其側の重なるものは熊襲であります。朝鮮半島から這入って来た者は種々の方面に上陸したろうだが、その一番大きな部落を作ったのは出雲であります。それから関東以北にアイヌが居りました。マア其三つが日本民族に最も大きな関係を有して居る様であります。其他南清から日本へ這入って来た者も大分有る様に思はれる。色々な痕跡が見えます。そう云うような者が集つて、混化して、日本民族が出来て居る。」(2/66-67)

ここでは三つと言われているが、続く箇所では、「支那人、朝鮮人、アイヌ、生蕃、オロッコ、ギリヤーク」の六つが挙げられています。このような情報を井上は帝大の人類学者・鳥居龍蔵(1870-1953)らから得ていたようです。この点でひとこと付け加えておくと、鳥居龍蔵は、沖縄学の祖・伊波普猷(1876-1947)に誘われて琉球の実地調査を行ったことでも知られており、伊波の『古琉球』(1911年)の出版は井上の『国民道徳概論』とほぼ同時でした。ただ、井上はというと、太陽神話の比較研究を通じて、南洋からの「日本人」到来説を唱えながらも、ほとんど琉球には言及していません。この点については別の論考を準備中ですので、いずれそれをご覧いただければ幸いです。

さて、加藤周一に先立って「雑種」という語を用いて日本民族の形成を語った井上ですが、彼のいう「混化」とはどのような過程なのでしょう。どうしてそれが「国民の統一性」をもたらすのでしょうか。こう言っています。「けれども日本民族を形成した各民族中で一番優秀なる民族であったのが(名の付け様が無いから暫く民族と謂います)天孫系統であります。天孫系統が是等の中で一番優秀でそうして総てを統一した結果、日本民族の国家という者が成立って来たのである。天孫の優秀なる権勢に依って、種々なる民族が悉く征服され、統一されて、日本の国家というものが始めて立派に成立つようになりました。即ち天孫民族に同化されて了つたのである。」(2/70)

このように結局のところ、優越せる民族による他民族の「征服」が生じて「混化」は「統一」に転じるのですね。「征服」は裏返せば「同化」ということで、井上は「今後教育に依って、段々同化して了へば、区別は附かぬようになる」(2/73)とも言っています。そしてその際、征服され同化される者たちを、すでにして「無勢力」である者、戦う前からの「戦敗者」と呼んでいます。重要なのは、このような推論が「我邦の屹然として東洋諸国の間に卓越する」(2/13)という断定とつながっていたことでしょうか。どういう意味でしょうか。今、大日本帝国の進出によって日本人たちが出くわす者たちは、建国以前にすでに皇室によって征服された「戦敗者」たちにほかならないからです。そう考えると、井上の南洋論も、「大東亜」という地図作成に貢献したことになるのかもしれませんが。もちろん、井上自身は「東洋をして欧米の植民地たらしめる勿れ」という立場からこのような構図を描いたのですが。井上は「東亜に於ける指導原理としての道」と言っています。老荘思想における「道」ですね。だからこそ彼は、「道は無形である」「道は一時的なものではない」「道はオムニプレゼントで、何処に在っても道を行おうとすれば行い得るのは其の「遍在」だけである」(7/174)と言いたのでしょうが、まさに遍在する道なき道を、皇軍の兵士たちのみならず数多の「日本人」たちが歩んだのです。

今、私たちが「思想としてのアジア」、「方法としてのアジア」(竹内好)を何らかの仕方で構想しようとするとき、井上を避けて通るわけにはいきません。特に「雑種性」をめぐる彼のある意味では「誠実な」確認は今なお、いや今こそ考えるべき重要な論点を含んでいると言えるのではないのでしょうか。本日の話の冒頭に戻るようですが、井上はしばしば古代ユダヤ国家に言及しています。神との契約に背いたがゆえに、ユダヤ人たちは国家を失い世界に散らばらねばならなかった、というのです。いかに「国体」「国民の統一性」が脆いものであるか、ちょっとでも油断すれば瓦解するものであることを井上はむしろ熟知していたのではないのでしょうか。実は、ドイツ留学中に、井上はその演説のなかで「イザナギイザナギ(ママ)の尊は蛮夷の子なる」と発言して「国辱」的発言との咎めを受け、『我国体と国民道徳』では、第一次大戦後のドイツについて「斯様に国体というものがガラリガラリと一変して行くのを見た」と書いて、不敬事件を引き起こしてもいるのです(この点については、関口すみ子『国民道徳とジェンダー』東京大学出版会、を参照)。井上はどこかで永続的「雑種性」の哲学者でもあったのかもしれませんが。これで私の拙い話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

ミシェル・フーコー『わたしは花火師です』を読む

筑波大学大学院 村井 大介

1. はじめに

1.1. 課題図書設定の理由

2014年12月26日に行われた読書会では、没後30年を迎えたミシェル・フーコー（1926-1984）の文献を取り上げた。フーコーについて石田（2006, p.16）は、「フーコー以前とフーコー以後では、すべてが一変してしまっている。フーコーは、私たちの「知の地平」を画している巨人なのだ」と評している。フーコーの提起した問題は多岐にわたり、自己や言説、監視社会、医療など、現代社会における様々な課題を考える上で重要な視点を有している。

『監獄の誕生』に代表されるように、フーコーの著作は、長大で難解なイメージがあるが、今回選定した『わたしは花火師です』は、対話や講演の記録が5編収められたもので、フーコー自身の言葉で主要な著作につながる論点を比較的わかりやすく端的に捉えることができる。特に、「批判とは何か」では、カントの「啓蒙とは何か」に引き付けながら、フーコーの探究してきた課題と方法の核心が論じられている。また、「医療化の歴史」、「近代技術への病院の統合」では、『狂気の歴史』や『臨床医学の誕生』、『監獄の誕生』といった著作とも関連の深い医学や規律の問題が論じられている。

「倫理」の授業でフーコーの思想を如何に取り上げることができるのかを探究するとともに、「倫理」という科目に内在する課題をフーコーの提起した視点から見直すことを目的に、課題図書を選定した。

【表1】課題図書の構成

文献：ミシェル・フーコー、中山元訳、2008、『わたしは花火師です』筑摩書房（ちくま学芸文庫）、222p.

収録内容：

- ①「わたしは花火師ですー方法について」（ドロワとの対話、1975年）pp.7-53.
- ②「哲学を厄介払いするー文学について、これまでの軌跡について」（ドロワとの対話、1975年）pp.55-68.
- ③「批判とは何かー批判と啓蒙」（フランス哲学協会での発表、1978年）pp.69-140.
- ④「医療化の歴史」（リオデジャネイロ国立大学での講演、1974年）pp.141-186.
- ⑤「近代技術への病院の統合」（リオデジャネイロ国立大学での講演、1974年）pp.187-215.

1.2. 「倫理」の教科書における「フーコー」

フーコーについては、「倫理」の教科書では1980年代後半から徐々に取り上げられ、現在では多くの教科書で言及がみられる。本稿末尾の資料は、一部ではあるが、近年の「倫理」の教科書を中心に、フーコーについて言及している段落を抜粋したものである。フーコーは、主として構造主義の文脈の中で取り上げられ、『狂気の歴史』や『言葉と物』の内容を中心にしながら、近代西洋の理性を批判した思想家として捉えられている。

しかしながら、各教科書の叙述の相違から窺えるように、フーコーを論じる際の視点は多様であり、

近年においても年々変化しており、記述の量も厚くなってきている。多くの教科書では、西洋の近現代思想史を主な内容とする「現代に生きる人間の倫理」の中でフーコーを取り上げているが、「現代に生きる自己の課題」（青年期の内容）や、「現代の諸課題と倫理」（生命や情報社会の内容）の中で、フーコーに言及する教科書もみられる。このようにフーコーの思想には、「倫理」を学習する上で様々な応用可能性が考えられる。

以上のように、今日では、フーコーの思想は様々に解釈され、多様な文脈の中でとり上げられている。それでは、そもそもフーコー自身は、自分の著作や思想をどのように捉え、何を企図しようとしていたのだろうか。

重田（2014, p.103）は、「自由に考えるとは以前の自分自身から離脱することだ」という信念を貫いたフーコーは、それぞれの時期に劇的と言ってよいほど、研究の方法も、対象も、主張も変化させた」と説明しており、「1960年代／1970年代／1980年代の三つの時期に分けることで、理解しやすくなる」と述べている。今回の課題図書『わたしは花火師です』に収録されている対話や講演は、1970年代のものであるが、その当時にフーコー自身が自らの思想をどのように捉えていたかを理解することができる。

そこで本稿では、まず、内容の共有を図る上でも、5篇の集録内容の概要を示す（2節から6節）。2節から6節の本文中の頁数は、基本的に課題図書に対応するものであり、できる限る課題図書の文中の語句を使ってまとめることを試みた。本稿の最後に、読書会でいただいた幾つかの質問等もふまえながら、公民科「倫理」にどのような示唆が得られるかについて考察する（7節）。課題図書を既に読まれている場合は、要旨にあたる2節から6節はとばして、7節の考察をご覧いただきたい。

2. 「わたしは花火師です ―方法について」(pp.7-53)

フーコーは自分自身を如何に捉えていたのだろうか。1975年に録音されたドロワとの対話「わたしは花火師です」の中で、フーコーは、自分自身のことを、歴史家でもなく、哲学者でもなく、「占領と、戦争と、破壊に役立つもの」を作り出す「花火師」であると語っている（p.8）。（アルティフィシエという言葉は、「花火師」以外にも、軍隊の「爆破技師」という意味を持っている（p.52））

「花火師」としての最初の著作ともいえる『古典主義時代における狂気の歴史』（1961年）は、「狂者であるというのはどういうことのだろうか。ある人が狂者であることを誰が決めるのだろうか。何をもちて狂者と定めるのだろうか」（p.10）という問いに対して書かれたものであった。このような問いが生まれた背景には、研究生として勤務していた「病院で権力を行使する人々が、狂者と接触する場を目撃した」（p.11）ことと、「性にめざめた頃から、社会から排除されているという感覚をもちつづけてき」（p.11）たことがある。『狂気の歴史』は、「ソ連における精神医学の機能を暴くこと」（p.14）にもつながることから、マルクス主義者からは、「完全に黙殺」（p.15）された。しかしながら、ブランショやバルトといった文学者とみられた人々によって「花火としてうけいれられた」（p.17）。フーコーは、自身の仕事を「文学の分野とはまったく異質なもの」で、「精神病院のドアの形状と、監禁する錠前の存在と、直接にかかわるもの」と捉えており、「書いた言葉が壁を抜けて錠前を外し、窓を開くことを望んでいた」と論じている。このようにフーコーは、「道具として使える思想を作り出すこと」「ある道具を手にしていて、それを使って精神医学や、監獄の問題を考察することができるということ」（p.27）を重視している。

その一方で、「わたしのアイデンティティを尋ねたりしたからといって、わたしの仕事があなたに役立つものかどうかを知ることはできない」(pp.23-24)と述べて、「作家」として捉えられることや「身元への問い」を拒んでいる。「身元への問い」を拒否する背景については、「権力は個人そのものまで、ほんとうの意味で作りだすのです。個人としてのありかたとか、個人の身元というのは、権力の産物なのです。わたしが警戒するのはそのことなのです」(p.30)と言及している。『『狂気の歴史』や『監獄の誕生』が語っている唯一の真理は、こうした装置を使う人と、こうした装置に抗して闘う人がいるということです。わたしが見つけようとした唯一の真理は、このことです」(p.30)と語っており、個人をつくりあげる権力を一貫して問題にし続けてきたことが論じられている⁽¹⁾。

「身元への問い」を拒んでいるのにも拘わらず、ドロワとの対話の中で、話題はフーコーの身元の話へと展開していく。フーコーは、エコール・ノルマル時代(1945-51年)を振り返る中で、「わたしはマルクス主義者でもあり、現象学者でもありました」(p.31)と認めている。フッサールの哲学を契機に、「知と合理性は、いったいどのようなものだろうか」「人間科学とはそもそもどのようなものだろうか」(p.32)と問いをもったが、「フッサールの哲学的な枠組みは投げ捨てようと試みた」(p.32)。ポーランド滞在中(1958年)に、「共産党が国家装置と一体化して、これを管理している状況を、目撃した」(p.35)結果、「マルクス主義であるのをやめた」(p.35)。また、1966年から1968年までチュニジアに滞在し、「資本主義的な植民地の残滓がどのようなものでありうるか、資本主義的な開発がどのようにして生まれるかを知った」(p.36)。ポーランドとチュニジアでの経験から、「権力の行使の重要性と、身体と生と言論と政治的な権力が接触する場所の重要性に、注目するようになり」(p.37)、『監獄の誕生』(1975年)の問題に到達していった。

代表作の一つである『言葉と物』(1966年)については、『狂気の歴史』をはじめとした「医学的な知の研究から、18世紀末に起きた[知の枠組みおける]急激な変動に注目するようになり」(p.40)、この18世紀末の知の枠組みの「断絶を確認しているだけ」であるため、「周縁的な書物」であり、「他の著作をいわばく挟み込む」ような本」と位置づけている(p.40)。それに対し、『監獄の誕生』(1975年)は、「いわば系譜学的な研究であり、この断絶が可能となる歴史的な条件を分析した」(p.41)ものであった。一連の調査を通して、「正常な人間という人格がどのような構築されていったのかを理解し始め」、「人間がすべての中心であるという考え方は、19世紀の自然科学のディスクール、人間科学のディスクール、哲学のディスクールに固有なもの、いわばこのディスクールの〈顔〉なのだ」(p.42)と考えるようになったと振り返っている。さらに、「この〈顔〉がおそらく19世紀末以来、どのように消滅しようとしているかも明らかにすることができる」(p.42)と述べ、「人間の終焉」にも通じる論点を提起している。

フーコーが興味をもっていたのは、「17世紀と19世紀のあいだに確認することのできる近代性の〈しきい〉がどのようなものであるかを理解すること」(p.43)であり、歴史的な研究の対象にしていたのも、「この近代の〈しきい〉だけ」(p.43)であった。「この〈しきい〉をまたいだ後に、ヨーロッパのディスクールは巨大な普遍化を遂行する権力を発展させた」(p.43)が、「今度はヨーロッパへ、西洋へ、その切っ先を向け直す必要」(p.43)があることを指摘している。そして、「わたしたちとは誰なのか、わたしたちの社会において、その他の社会において、わたしたちに課せられる権力を生みだすこの言語を語るわたしたちとは、誰なのか」という問題を提起している(p.43)⁽²⁾。

フーコーは、「知は、権力のさまざまな結果とすべて深いところで結びついている」(p.44)と捉えて

おり、「この結びつきを掘り起こす営み」(p.44)を、「考古学」と呼んでいる。『狂気の歴史』で「狂者が排除されたのは、合理性にもとづくディスクールがもつ無数の権力の効果の一つ」(p.45)であることを明らかにしたように、フーコーが考古学を通して明らかにしようとしたのは、真理に伴う「権力の効果はどのように機能するのか、それはどのようにして可能になったのか」(p.45)ということであった。このように、フーコーは、「ヘーゲル以後のあらゆる哲学で認められている歴史の意味を尊敬」せず(p.48)、現実の世界で直面する精密な問いから「道具として利用」するために歴史に着目し歴史のプロセスにおける「不規則な要素、偶然的な要素、予測不可能な要素」(p.50)に関心を抱いてきた。

フーコーは、既存の歴史研究は「権力の分析はほとんど無視されてきた」(p.45)ことを指摘し、「20世紀後半の課題は、権力のメカニズムを発見すること」(p.45)であると論じている。この権力のメカニズムについては、「わたしたちは、権力が通過する小さな弁であり、小さな結節点であり、微細な歯車であり、顕微鏡的なシナプス」であると言及している(p.45)。

【表2】フーコーの年譜

西暦	主な出来事
1926年	誕生
1958年	ポーランドに滞在。マルクス主義であるのをやめる。
1960年	博士学位副論文『カントの人間学』を執筆。
1961年	『狂気の歴史』
1963年	『臨床医学の誕生』
1966年	『言葉と物』 チュニジア滞在(～68年)
1969年	『知の考古学』
1970年	この年からコレージュ・ド・フランスで教鞭をとる
1974年	「医療化の歴史」(リオデジャネイロ国立大学での講演) ※課題図書 第4章 「近代技術への病院の統合」(リオデジャネイロ国立大学での講演) ※課題図書第5章
1975年	『監獄の誕生』 「わたしは花火師です—方法について」(ドロワとの対話) ※課題図書第1章 「哲学を厄介払いする—文学について、これまでの軌跡について」(ドロワとの対話) ※課題図書第2章
1976年	『知への意志』(『性の歴史』)
1978年	「批判とは何か—批判と啓蒙」(フランス哲学協会での発表) ※課題図書第3章
1981年	「全体的なものとの個的なもの」
1984年	『快楽の活用』(『性の歴史』) 『自己への配慮』(『性の歴史』) 「啓蒙とは何か」 死去

対話の最後で、フーコーは「真理が真理として認められるプロセスの全体は、権力のメカニズムであり、これが真理に権力を保証するのです」(p.51)と述べている。その上で、この終わりなき「戦争」において、「わたしのディスクールにおいて跡づけることのできるある種の<線>のようなもの」を「敵」

として捉えており、「その〈線〉を厄介払いしたいと願っている」(p.52)。自らを花火師と規定したフーコーは、自身のディスクールを「一つの道具のようなもの、一つの武器のようなもの」(p.52)と捉えている。

真理の真理という終わりなき「戦争」において、ディスクールを「一つの道具のようなもの、一つの武器のようなもの」と捉える思想は、「批判とは何か」(課題図書第3章)で明瞭に語られている。

3. 「哲学を厄介払いする—文学について、これまでの軌跡について」(pp.55-68)

「わたしは花火師です」で提起されていた知と権力の結びつきを問う視点は、1975年6月に録音されたドロワとの対話「哲学を厄介払いする—文学について、これまでの軌跡について」でも一貫してみることができる。

「哲学を厄介払いする」では、先ず文学の位置づけが問題にされている。フーコーは、「多くのディスクールが、それが文学のディスクールにせよ、哲学のディスクールにせよ、聖なるものとみなされ、特別な役割を与えられるのはどうしてなのか、そのことをこれまで語られた多くの事柄にもとづいて、実際に語られたディスクールの全体にもとづいて分析する作業は、ほんとうの意味ではまったくおこなわれていない」(p.57)ことを指摘している。このような状況において、フーコーが見出した真理の一つは、「文学というものは、選別と、聖別と、制度的な価値づけのおかげで、〈文学〉として機能するのであり、大学こそがその機能を実行し、同時にその機能の恩恵をうけている」(pp.59-60)ことである。「文学は文学そのものとしかかわらないという大原則」(p.60)が定められ、文学の聖別が行われてきたが、「ある文化がこの文学という領域に、これほどに特異で奇妙な地位を与えることを決定することができたのは、どのようにしてかを問う必要がある」(p.62)と唱えている。

このような問題に対して、フーコーは、「ある病者についてのディスクールとか、ある犯罪者についてのディスクールとか、どのような〈しきい〉を越えると、文学的な質をもったディスクールとして機能し始めるのか」(pp.63-64)、「無視され、語られた瞬間から忘却されるはずのある種のディスクールが、文学の分野のものとして認められるようになるのはどのような動きによるのか、どのような小さなプロセスによるのか」(p.64)を理解するという方法で捉え直そうとしてきた。

フーコーは、以前にブランショ、クロソウスキー、バタイユについての文章を取り上げているが、これらは、「文学の内部のディスクール」としてではなく、「哲学の外部のディスクール」として、「哲学の外部に出る方法」として、取り上げたものであった。

「哲学の外部のディスクール」を説明する上で、ニーチェを例にあげている。「大学で学ばれる哲学のディスクールは、つねにみずから立ち戻りつづけるという性格をそなえて」(p.65)いる。それに対して、ニーチェのテキストは、西洋の哲学のすべてが流れ込んでいるにも拘わらず、「そんなものはみんな、たわごとにすぎない」と言うような外部性を有しており、「ディスクールの外縁に近いところに位置している」(p.65)。「哲学を厄介払いする」ということは、「哲学の外にでる」ということで、「哲学の内部にとどまる」ことでも、「哲学を最大限に精緻なものにすること」でもない(p.65)。「哲学にある種のびっくりするような陽気な愚行を突きつけることによって、理解しがたいある種の爆笑によって、最終的には理解すること」であり、「理解するというよりは、破壊すること」である(p.65)。

このような「哲学の外にでる」ということを志向するという姿勢は、「花火師」としてのフーコーの姿や、「批判とは何か」で論じられている内容と重なるものである。

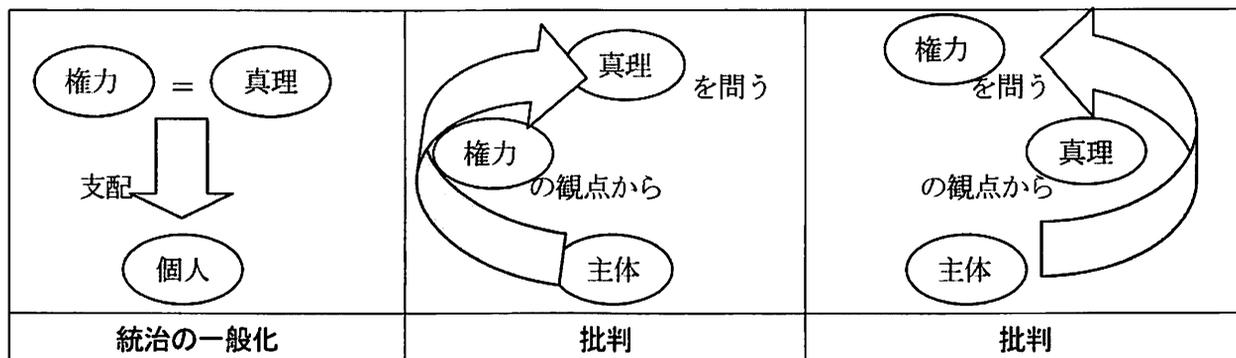
4. 「批判とは何か — 批判と啓蒙」 (pp.69-140)

「批判とは何か」を論じる上で、フーコーは、「批判というプロジェクトは、哲学との境界において、哲学のごく近くで、哲学に抗して、哲学の犠牲において、来るべき哲学にむけて、おそらくすべての可能な哲学の場所において、形成され、ずっと維持され、そしてふたたび生まれ直してきたもの」(p.71)であると論じている。批判とは、「みずからとは異なるものとの関係においてしか存在しない」ものであり、「道具のようなもの」であり、「ある領域に対するまなざしのようなもの」であると説明した上で、ここでは「一般的なく徳>としての批判的な態度」を論題にすると宣言している (pp.72-73)。

批判的な態度の歴史を考察するために、「<司牧>の活動を展開したキリスト教の教会」を取り上げている。<司牧>の活動を展開したキリスト教の教会は、「それぞれの個人は、その年齢と地位にかかわらず、その一生をつうじて、みずからの行動の細部にいたるまで、ある他者によって統治されるべきであり、統治されることをうけいれるべきであり、すべての人はこの他者とのあいだで、全体的であると同時に、緻密で詳細な服従の関係を結んで、みずからの救済を目指すべきだ」(pp.73-74)という考え方を発展させてきた⁽³⁾。このような「良心の指導であり、人間を統治する技術」は、15世紀以降、宗教の世俗化と、さまざまな分野(子供、貧者、家族、軍隊、集団、国家、身体、精神など)で多様な形で活用された結果、爆発的に広まっていった。このように「いかに統治すべきか」ということは、15-16世紀に提起された基本的な問いであった (pp.74-75)。

この統治の一般化は、「いかにして統治されずにいるか」という問いと切り離すことはできない(p.76)。<批判的な態度>は、「この統治の技術を警戒し、これを拒否し、これを制限し、その適切な大きさを決定し、これを変革し、この統治の技術の適用を免れる方法として生まれた」とみることができる(pp.76-77)。これは、<統治されないための技術>であり、<いかなる犠牲を払っても、このような方法で統治されないための技術>と呼ぶことができる(p.77)。こうして批判を<このような形で統治されないための技術>と定義することができる(p.77)。

この<批判的な態度>の歴史的な準拠点として三つのことをあげることができる。第一に、「教会の指導権を拒否し、忌避し、制限するということ」で、最終的には、「聖書は真理を語っているのだろうかという問い」であり、聖書との関係で発展してきた批判であった(pp.78-79)。第二に、「統治が要求する服従に対抗して、普遍的で不滅の法=権利を対立させること」、すなわち、自然法をもとに「統治する権利の限度とはどのようなものかと問い直すこと」で、本質的に法的な批判であった(pp.79-80)。第三に、「権威が真理であるとして主張することを、真理としてうけいれないこと」で、科学による検証という批判であった(p.80)。統治も、批判も、その本質には、権力と真理と主体の結びつき方がある。「統治の一般化とは現実には、真理であることを主張する権力のメカニズムによって、個人を服従させる社会的な実践という運動にほかならない」(p.81)。批判とは、「主体がみずからに、権力の効果という観点から真理について問う権利と、真理のディスクールという観点から権力について問う権利を与える運動にほかならず、「真理の政治学とでも呼べるゲームにおいて、本質的に主体が服従から離脱する機能を果たす」ことである(p.81)。



【図1】統治の一般化と批判

(課題図書の内容をもとに筆者作成)

この批判の定義は、1784年にカントが「啓蒙とは何か」で示した啓蒙の定義とそれほど異なるものではない (p.81)。カントは、人類が未成年の状態に置かれていることを示す事例として、宗教、法、知識を挙げている (p.83)。カントが啓蒙として記述しているものは、〈批判〉として説明してきたもの、歴史的に社会における統治の一般化という大きなプロセスとともに、西洋に固有な姿勢として登場することになる〈批判的な態度〉として説明してきたものと一致する (p.83)。カントの唱えた啓蒙のモットーは「知る勇気をもて」ということであった (p.83)。一方、カントは、批判という言葉で、「自分の知識とその限界について了解すること」を重視していた (p.83)。「カントが権利のゲームと真理のゲームとの関係で、服従から離脱する試みのうちに批判を位置づけたこと、批判は知識について認識するというきわめて重要な課題であり、現在と未来のすべての啓蒙の基礎概念であった」 (p.85)。19世紀は、①実証主義的な科学、②経済と社会の合理化の手続きのための手段としての国家や国家システム、③国家学、国家統制学の誕生、の三つの基本的な特徴がある。「1784年の「啓蒙とは何か」という問い、あるいはむしろ、カントがこの問いに答えながら、みずからの批判的な営みを位置づけようとした方法は、啓蒙と批判との関係について問い掛けであり、これは当然ながら警戒にみちた疑問を引き起こすもの」であった (p.87)。「ここで問われるようになったのは、この権力の過剰、この統治の一般化は、理性において根拠づけられるとともに、不可避なものだと言わざるをえないのであり、じつはこの理性そのものに、権力の過剰と統治の一般化の責任があるのではないかということ」 (p.87)であった。

ドイツとフランスで啓蒙と批判との関係について問い掛けが生まれた状況には違いがみられた。ドイツでは、合理化と理性そのもののうちに、権力の過剰の原因があるのではないかという疑いが生まれ、「ヘーゲル左派からフランクフルト学派にいたるまで、実証主義と、客観性の重視と、合理化と、技術と、技術化について、さまざまな批判が展開された」 (p.87-88)。一方、フランスでは、「啓蒙とフランス革命が大きな結びつきをそなえていたために、この合理化と権力の関係を一般的な形で、現実的に深いところまで問い直すことができなくなっていた」 (p.89)。しかし、近年、フランスでは、現象学と科学史から、啓蒙とは何か問われるようになった (pp.91-92)。「啓蒙とは何か」という問いから、合理化はわたしたちに何をもたらすのかという問いが浮上した (p.94)。

啓蒙を問題の中心にすることは、歴史＝哲学的な実践の場に入りこむことを意味する。歴史＝哲学的な実践において重要になるのは、歴史家には馴染みの対象を、歴史家がとりこむことはない主体と真理の問題へと〈ずらす〉ことを目指しながら、みずから固有の歴史を作りあげることである (p.95)。

作り出された歴史的な内容を通じて、「わたしとは誰か、この人類の一員であるわたしとは誰か、この瞬間に、この一瞬に、真理そのものの権力と、いくつかの特定の真理に服従している人類の一人であるこのわたしとは誰か」という問いが提起される (p.96)。この歴史=哲学的な実践により、真理への服従を解除すると同時に、真理が影響する権力の効果について問うことで、歴史的な内容を解放することになる。この歴史=哲学的な実践は、経験的に特定できる一つの時代と特権的な関係を結んでいるのもたしかで、権力、真理、主体の関係が剥き出しになり近代性の歴史的な図式が登場した18世紀が特権的な時代とみなされる (pp.97-98) ⁽⁴⁾。「歴史のある瞬間に啓蒙のこの問い、すなわち権力と真理と主体の関係という問いを問うことができるのかを調べるのが大切」 (p.98) になる。

歴史=哲学的な実践をどのように進めるべきか。これまでは、「知識はみずからについてどのような誤った観念を抱いてきたのか、どのような過剰な利用方法の対象となってきたのか、そのためどのような支配と結びついているかを問うべき」 (p.100) とされてきた (=「<知ること>の歴史的なありかたの正統性の吟味」)。

この分析手続きに対して、フーコーは、啓蒙を知識の問題としてではなく、権力の問題として検討する<出来事化の手続き>を提案する (p.101)。この手続きでは、司法の全体、その規則、物質的な装置、権威の現象などといった「強制のメカニズムと知識のあいだにどのような絆が、どのような結びつきが存在するか」 (p.101) をみつけようとする。すなわち、「強制のメカニズムと知識の要素のあいだで、たがいに支えあったり、たがいに伝えあったりするゲームがどのように展開されているのか、そしてこのゲームによって、真なる要素、蓋然的な要素、不確実な要素、虚偽の要素からなる権力の効果を、ある知識の要素がどのように発揮するようになるか、そしてこうした強制の手続きが、合理的で、計算され、技術的に効率の高い要素に固有の形式と根拠づけを、どのようにして獲得するのかを調べる」 (pp.101-102) ことである。知 (=「特定の分野において、ある瞬間においてうけいられるものとなるすべての手続きとすべての知識の効果」) と権力 (=ディスクールや行動を誘発するとみられる特定のメカニズム) という二つの概念を使い、正統性の効果を実際にうけいられるようにしたのはどのようなものかを照らし出す<価値の一貫した還元>を実行する。知識や支配の概念では正統性という観点を伴うが、知と権力の概念には、正統性の観点を入れないようにし、「分析の<前線>を確定し、分析に関連のある要素の種類を確定すること」を目指している (p.103)。このように、フーコーは、「<知ること>の歴史的なありかたの正統性の吟味」と<出来事化の手続き>の相違を明確にし、後者を重視している。

実定的なものを把握するには、考古学、戦略、系譜学の三つの次元を考察する必要がある (pp.111-112)。考古学の次元では、「知と権力の結び目を記述すること」 (p.104) によって、「ある体系の総体が、わたしたちにとって経験的に可能である状態から、それが実際に観察可能な時代において歴史的にうけいられるものとなるまでの経路を分析する」 (p.105)。これにより、「精神病の体系であれ、刑罰の体系であれ、犯罪行為の体系であれ、性的な現象の体系であれ、ある体系が人々にうけいられるようになるのはどうしてかを、理解できるようになる」 (p.105)。(この考古学に関しては、課題図書第1章の「わたしは花火師です」 (pp.44-45) でも論じられている。また、課題図書第5章「近代技術への病院の統合」では、病院の空間に規律が導入され、病院の場が知の形成と伝達の場になり、臨床医学が登場したことが論じられており、考古学の次元からの考察が窺える (p.213))。

戦略の次元は、「それを特異なものとしているのは何かという観点から、その特異なものの実定性を

理解できるようにすること」(p.109)であり、ある「体系の出現を特徴づける断裂点を追跡する作業」(p.106)である。例えば、「精神医学という制度的で科学的な体系のうちで、狂気と精神疾患が重ねられたのは、自明なことでは」なく(p.106)、「近代の西洋の世界において狂気が示している特異性」(p.107)である。「懲罰の手続き、監獄への監禁、そして、監獄で採用される規則が、同じ刑罰の体系の構造のうちで定められていることもまた、自明では」なく(pp.106-107)、「西洋の刑罰という法＝道徳的なシステムのような絶対的な特異性」である(pp.107-108)。(課題図書第5章「近代技術への病院の統合」では、実際に近代の病院の特異性を明らかにしている(pp.207-213))。

系譜学の次元では、「主要な原因の統一に向かう系譜を作成するのではなく」(p.109)、「複数の決定づけの要素にもとづいて、ある特異性の出現の条件を再構成しようと試みる」(p.110)。(課題図書第5章「近代技術への病院の統合」では、施療院、規律、軍隊、医学といった複数の効果から近代の病院の誕生を明らかにしている。)

重要なのは、「権力をつねに相互作用の場のうちの関係として考えること」(p.112)であり、「相互作用と複数の戦略の戯れのうちで、知と権力が分離できないものであるという事実が、いかにしてそのうけいれ可能な条件から出発して定められる特異性と、可能なものの場(開口、未決定、逆転、偶発的な分離の場)の両方を誘発することができるか」(p.113)を問うことである。これにより、「知と権力を脆弱なものとし、永続的でないものとし、この効果を出来事に、もはや出来事でないものに、もはや出来事にすぎないものにしていく」(p.113)のである。このように出来事にすぎないものにしていくところに、「花火師」としてのフーコーの姿をみてとることができる。

統治されないという一つの意志決定は、「カントが語ったように、みずからの未成年な状態から脱出するという態度、この個人的であるとともに集団的な態度」(p.114)であると述べて論を締めくくっている。

※

フーコーは「啓蒙とは何か」(1984)というテキストも執筆しており、批判やカントの啓蒙について論じている。そこでは、「ひとは、外と内との二者択一を脱して、境界に立つべきなのだ。批判とは、まさしく限界の分析であり、限界についての反省なのだ」(p.385)と論じており、課題図書第2章「哲学を厄介払いする」にも通じる見解がみられる。また、「<批判>は、普遍的な価値を持つ形式的構造を求めて実行されるものではもはやなく、私たちが行うこと、考えること、言うことの主体として、私たちを構成し、またそのような主体として認めるように私たちがなった由来である諸々の出来事をめぐって行われる歴史的調査として批判は実行される」(p.386)と論じている。このように、考古学、戦略、系譜学の三つの次元を重視しながら啓蒙について考察した「批判とは何か」の内容とも関連がみられる。

5. 「医療化の歴史」(pp.141-186)

「医療化の歴史」では、近代医学が誕生した背景とその特徴を「国家の医学」「都市の医学」「労働力の医学」という三つの医学に着目しながら論じている。

中世の医学は個人主義的なものであったが、近代において医療は、資本主義の訪れとともに、社会的な実践になっていった(pp.146-147)。資本主義は、生産力と労働力に応じた形で人間の身体を社会化し、身体を通じて個人を管理した(p.147)。医学は、この生・政治の戦略の一つであり、個人の身体

と健康の問題、生産力の高さという問題が提起されたのは、19世紀の後半になってからであった(pp.147-148)。社会医学は、国家の医学、都市の医学、労働力の医学という段階で形成された(p.148)。

国家の医学は18世紀の初めに主にドイツで発達した(p.148)。ドイツでは、「統一前の小さな諸国家が形成されるうちに、国家についての知と、国家そのものの機能についての関心」(p.149)が育ち、「国家の科学」という概念が形成されていった。重商主義の基本的な政策が国内の生産と人口を増大させることにあったことから(p.152)、16世紀末・17世紀初頭以降、ヨーロッパのすべての諸国は、住民の健康に関心をもつようになっていた(p.151)。「フランスでも、イギリスでも、国家が国民の健康に関心をもっていたのは、出生率と死亡率の統計表を作成することだけ」であったのに対し、「ドイツでは、実際に国民の健康を改善することを目的とした医学的な実践が発達」した(p.152)。17世紀半ばに計画され、17世紀末から18世紀初頭にドイツで確立した医療行政は、①罹患率の観察システム、②医療の実践と医学の知の規範化、③医者活動を管理する行政的な組織、④政府によって地域ごとに任命された医学を専門にする役人、によって構成されていた(pp.153-155)。この国家の医学は、科学的な医学の確立以前に創設されており、労働力の形成を目的としていなかったため、「ある種の〈早産〉」という特徴がある(p.156)。

都市の医学は、18世紀末にフランスで登場した(p.158)。18世紀末のパリでは、都市住民の衛生に対する不安は非常に強く、パニックの原因にもなっていたため、「医学的で政治的な現象を統御するための措置が必要とされた」(p.161)。この時期に、ブルジョワ階級が要求したメカニズムとして、隔離システムが登場した(p.162)。この隔離システムは、中世末期から、ペストや深刻な伝染病が発生した際に、ヨーロッパの全ての国で採用されていた「非常事態計画」ともいえる措置をモデルにしたものであった(p.162)。中世のヨーロッパには、都市の衛生方式として二つのモデルがあった。一つは、癩病をきっかけに生まれたモデルで、患者を公共空間から排除して目立たない場所に監禁するような、排除のメカニズムによって都市を浄化する宗教的なモデルであった(p.164-165)。他方は、ペストに対処するために確立された政治＝医学的なシステムで、医学の政治的な権力が人々をたがいに分離させ、一人ずつ監視し、絶えず記録をとりつづける方式で、徴兵検査のような軍事的なモデルであった(p.164-165)。都市の医学の方式は、監視と病院への収容を伴ったものであり、16世紀・17世紀に登場した隔離という政治＝医学的な方式を、18世紀後半に改善したものにはほかならなかった(p.165)。都市の医学は、主に、①都市の城壁内部に存在する過密で無秩序で危険なゾーンを分析すること、②大気と水の好ましい循環を確立し管理すること、③都市の共同生活に必要なさまざまな要素をどこに配置すべきかを考えること、を目的としていた(pp.165-170)。都市の医療化は、三つの理由から重要な意味をもった。第一に、都市の社会医学という道を通じて、医学の専門家が隣接する学問分野、とくに化学者と直接に接触するようになったことである(p.172)。第二に、都市の医学は、大気、水、腐敗物といった〈もの〉を対象とする生活環境における生活条件の医学であったため、医学と自然科学の領域において同時に、生命体と環境の関係が確立したことである(p.173)。第三に、健康にとって望ましいか、あるいは反対に健康を害するような環境要素を管理し、改善する技術として、公衆衛生という概念が登場したことである(p.174)。国家の医学は所有する権力で都市の医学を凌駕していたが、観察の鋭さと科学的な見方では都市の医学は国家の医学よりも勝っていた。

労働力の医学は、19世紀にイギリスで登場した。医療化の対象になったのは、まず国家であり、次に都市であり、最後が貧困者と労働者であった(p.175)。貧困者は都市においてさまざまな任務を担っ

ており有益な存在であったが、19世紀半ば頃から貧困者の問題や脅威や危険として語られるようになった (p.176)。プロレタリアの形成がほかの諸国よりも大規模で迅速であったイギリスでは、「救貧法」によって困窮者を医学的に管理することが定められていた。それまでの医学的な規制を補足するために、1875年に「公共医療サービス」と「保健所」のシステムが設立された (p.180)。「公共医療サービス」は、貧富の差を問題にせずすべての住民を保護しようとし、住民の全体を対象とする治療を提供した (p.181)。健康適性に欠けた場所の視察、予防接種の実施の確認、疾病の記録など、実際には貧しい社会階級の人々を監視することを目的とするものであったため、19世紀後半には「保健所」の実施した健康診断に反発する民衆の暴動が派生した (p.181-182)。このように、19世紀のイギリスで登場した医学は、困窮した階層の人々が労働に適した健康を保持し、富める階層の人々に危険をもたらすことがないように、困窮した階層の人々の健康と身体を管理する医学であった (p.183)。イギリスの労働力の医学は、困窮した人々を対象とする公的な医学援助システム、予防接種や伝染病などの問題を担当とする行政医学のシステム、利用するだけの資産のある人々が恩恵をこうむる民間の医学システムを確立し、異なった権力的な側面と形式をそなえた医学を編成することができた (p.184)。

【表3】 3種類の医学の特徴

国家の医学	都市の医学	労働力の医学
18世紀初・ドイツ	18世紀末・フランス	19世紀・イギリス
国民の健康を改善することを目的とした国家の医学的な実践が発達したが<早産>。	政治＝医学的なシステムで都市の環境を管理。	「公共医療サービス」と「保健所」のシステムで困窮した階層を管理。

6. 「近代技術への病院の統合」 (pp.187-215)

病院が病人を治療させることのできるものであり、治癒させるべきであるという考え方が生まれたのは、1760年頃であった (p.188)。トゥノンの調査旅行などを通して、病院は病人を治療すべきだ、そのためにも病院がもたらしうる病理学的に好ましくない影響を除去する必要があるという、病院についての新しい見方が登場した (p.192)。

18世紀以前には、医学的な治療と施療院での手当てがあったが、これらは一致することなく異なったものであった (p.193)。施療院は基本的に貧者を扶助するための施設であり、隔離と排除のための施設でもあった (p.193)。治療する必要のある病人ではなく、すでに病気で死にかかっている貧者が収容された (p.193)。また、17・18世紀の医学は、根本的に個人向けのもので、医者は病気の<急変>という概念を手掛かりに患者の手当てをした (p.195)。施療院で得られた知識を組織的に利用できるようにはなく、施療院と医学は、二つの分離された領域にとどまっていた (p.196)。

病院は、施療院で発生していた無秩序を消滅させて「医学化」することで誕生した (pp.196-197)。17世紀にヨーロッパで最初に登場した大規模な病院組織は、陸軍と海軍の病院であった (p.197)。海軍と陸軍の施療院が再編成を通じて近代的な病院のモデルになったのは、17世紀末に鉄砲が兵器として採用され、軍隊にかかる技術と費用が高くなったことがある (p.198-199)。脱走を防ぐために陸軍病院では病人を監視する必要があり、兵士を治療する必要があり、兵士が仮病をつかって病室にとどまることがないようにする必要があった (p.199)。海軍と陸軍の施療院の再編成は、政治的な性格の

技術、すなわち規律に依拠したものであった (p.200)。規律は権力を行使するための技術であり、18世紀に精密な技術になった (p.200)。規律は、人間のさまざまな側面を管理し、最大限に活用し、人間の仕事と活動の有益な産物を改善することのできる新しい権力の技術として、17世紀に大工場や、軍隊や、学校で登場した (p.201)。

規律は、①個人を空間に配備する方法であり、②行動の展開において管理が適用され、③個人をつねに絶え間なく監視しつづける権力であり、④個人を個別化し記録をとることが前提になっていた (pp.201-204)。

施療院の無秩序な空間の中に規律のメカニズムを導入することで、施療院を医学的な施設として病院に変えられるようになった (p.205)。規律が医学的な性格をおびるようになり、医者が規律的な権力をふるうようになったのは、医学的な知が変貌してきたからであった (p.205)。18世紀のエピステーメ (知の枠組み) とエピステモロジー (認知形式) の体系では、病気を理解するための重要なモデルは植物学であり、治療がターゲットにおいていたのは、大気、水、温度、食事管理、食べ物など病人の周囲の環境であった (pp.205-206)。医学的な意味をもつ〈病院〉が誕生したのは、医学的な治療のターゲットが変わったこと、そして病院の空間に規律が適用されたこと、この二つのプロセスが結びつくことによってだった (p.206)。病院に規律が適用されたことで、病人と病気が無秩序に存在していた世界に、調査と監視と規律が確実に適用できるようになり、患者を囲む環境の状態を変えることができるようになった (p.206)。

このような病院の新たな特徴としては、①病院を建設する場所と、病院の空間の内的配置 (都市の衛生管理に適う場所に病院を建設、共同ベッドの廃止や室温、換気)、②病院における権力システムの変化 (聖職者から医者へ、病院直属の医者という人物の登場)、③完全で恒常的な記録システム (資料が蓄積されて病院が医学的な知を生み出す場になる) があげられる (pp.207-213)。病院という制度は、治療の場であるだけでなく、医者を養成する場にもなり、臨床医学が病院の本質を形成するものとして登場し、病院が知の形成と伝達の間として組織された (p.213)。病院で利用された技術のおかげで、個人だけでなく、住民も医学的な知の対象であるとともに、医学的な実践の対象となり始めた (p.214)。

※

以上のように、「医療化の歴史」と「近代技術への病院の統合」では、「医学」や「病院」という身体を統治する制度が成立した背景を明らかにしている。これらの論には、『臨床医学の誕生』や『監獄の誕生』にも通じる内容がみられる。身体を統治する制度に着目する所以と、分析の方法については、「批判とは何か」の内容とも一貫している。

7. おわりに — 公民科「倫理」への示唆 —

7.1. 「フーコー」の取り上げ方の可能性

重田 (2014) は、「フーコーは、カントにおける「近代性」とは何なのかを生涯にわたって考えつづけた。その思索の歩みは、①真理についての近代の知の限界を画定する、②権力と主体形成についての近代の実践を明らかにする、③自己との関わりと公共性 (倫理性) の在処についての「近代性 (モダニティ)」の可能性を示す、の三つの軸に沿って理解することができる」 (p.104) と説明している。①は主に1960年代、②は主に1970年代、③は主に1980年代の問い掛けとされる (重田、2014、p.104)。課題図書の中では、「医療化の歴史」「近代技術への病院の統合」は②に近く、「批判とは何か」は③に近い内容であると判断することができる。

以上のフーコーの思想は、公民科教育に如何なることを提起しうるのだろうか。ここでは、課題図書から公民科「倫理」に対して得られる示唆として、フーコーの取り上げ方の可能性（7.1）と公民科「倫理」そのものを見直す視点（7.2）について論じたい。

1.2でも論じた通り、「倫理」の教科書では、1980年代後半からフーコーが取り上げられ、現在では様々な視点から言及されている。本稿末尾の資料からも明らかなように、西洋の現代哲学を扱う文脈（構造主義・ポスト構造主義の思想）にフーコーは位置づけられ、1960年代の「①真理についての近代の知の限界を画定する」フーコーの業績が中心に取り上げられてきた。2000年以降の教科書では、1970年代の「②権力と主体形成についての近代の実践を明らかにする」フーコーの業績についても論じられてきている。これらのことは、各教科書の太字が「真理」や「理性」、「狂気」、「権力」、「規律」といった語句に多く見られることから明らかである。

2013年検定の清水書院の教科書『高等学校 現代倫理 最新版』では、フーコーについて多くの分量が割かれており、「自己への配慮」や「司牧型権力」にまで言及している。このように1980年代のフーコーの「③自己との関わりと公共性（倫理性）の在処についての「近代性（モダニティ）」の可能性を示す」という業績にまで踏み込む教科書も出てきている。しかし、このような1980年代の業績にまで踏み込んだ教科書はまだ数少なく、晩年のフーコーの業績を如何に公民科「倫理」の中に位置づけて意味を見出していくかについては、今後の課題であると考えられる。

「倫理」の授業でのフーコーの取り上げ方にも、様々な可能性がある。多くの教科書では、先述のように、「現代に生きる人間の倫理」の中で、思想史の文脈からフーコーが取り上げられている。しかし、幾つかの教科書では、私たちの生き方や現代社会に直結する思想としてフーコーを位置づけている。例えば、2003年検定の一橋出版の教科書『倫理』では、「真理」と「権力」の関係に着目しながら、生徒の日常生活での同調圧力を考える上で、フーコーの思想に言及している。また、2006年検定の教育出版の教科書『倫理』では、自己について考える際に、性や病気を取り上げ、フーコーの思想に言及することで、現代社会における性や病気の捉え方が普遍的なものではないことを示している。2006年検定の数研出版の教科書『倫理』では、情報化社会の問題を考察する上で、フーコーの思想が取り上げられている。このようにフーコーの取り上げ方は様々な応用でき、生徒の日常生活や生き方や、現代社会の諸課題の文脈から位置づけていくこともできる。したがって、公民科「倫理」だけではなく、「現代社会」でも効果的に取り上げることができると考えられる。

検討した課題図書にひきつくと、「医療化の歴史」と「近代技術への病院の統合」で論じられていたようなフーコーの医療についての議論は、「倫理」の教科書ではほとんど取り上げられていない。フーコーの医療に関する議論は、感染症の措置をめぐる問題（ハンセン病患者への差別の歴史やエボラ出血熱での隔離措置）や、医療のパターナリズムの背景を考察する上でも参照できると考えられる。

フーコーの思想に立脚すれば、公民科「倫理」の中で「フーコー」を如何に取り上げるかということ自体が、「真理」と「権力」の問題を内在している。思想史という「真理」を教え込む上でフーコーを位置づけるのか、それとも、フーコーの示したように「批判」として活用していくために位置づけるのかが問われている。読書会では、近代の装置として機能している学校教育でフーコーの思想を扱うことの限界性や、フーコーの思想そのものも西洋の思考から脱しきれていないといった指摘があげられていた。このような矛盾や限界はつきまとっている。しかし、性的少数者（LGBT）をはじめとして社会的に弱い立場に置かれている人も数多くいる中で、「真理」やそれを規定する「権力」を問い直

し、自己や社会と向き合っていく上で、フーコーの思想から得られる示唆は大きいのではないだろうか。

7.2. 公民科「倫理」への問題提起

フーコーの思想は、公民科「倫理」という科目のあり方そのものを見直す上でも、重要な問題提起をしていると考えられる。ここでは、課題図書第2章「哲学を厄介払いする」を取り上げながら考察する。

「哲学を厄介払いする」では、「文学というものは、選別と、聖別と、制度的な価値づけのおかげで、＜文学＞として機能するのであり、大学こそがその機能を実行し、同時にその機能の恩恵を受けている」(pp.59-60) ことが問題にされていた。フーコーは、「ある病者についてのディスクールとか、ある犯罪者についてのディスクールとかが、どのような＜しきい＞を越えると、文学的な質をもったディスクールとして機能し始めるのか」(pp.63-64)、を理解するという方法でこの問題を捉え直そうとしていた。

「文学」を公民科「倫理」に置き換えた場合でも、同じような問題が指摘できるのではないだろうか。すなわち、ある思想やある人物がどのような＜しきい＞を越えると、「倫理」で学習する内容として扱われるようになるのだろうかという問題である。教科書での「フーコー」の取り上げ方の変遷をみても＜しきい＞の一端が窺える。こうした学習内容の選別は、学習指導要領と大学の学問（哲学、倫理学、宗教学、心理学、社会学など）に規定されているところが大きいと考えられる。実際に科目の歴史を振り返ると、1958年版（昭和33年版）の学習指導要領では、「倫理・社会」の中で取り上げる人物が例示されており、「西洋の考え方」の指導については、たとえばソクラテス、プラトン、ロック、ルソー、カント、ヘーゲル、ジョン＝スチュアート＝ミル、マルクス、ダーウィンなどというように人名があげられている⁽⁵⁾。現在の「倫理」の教科書では、「ダーウィン」はさほど大きく取り上げられておらず、掲載していない教科書も複数みられる。このように取り上げられる思想家は時代状況や学問体系の影響を受けながら選別されてきたと考えられる。

公民科「倫理」でどのような人物を取り上げるかということに無自覚であることは、次の二つの問題の温床になると考えられる。第一に、取り上げる人物の偏在の問題である⁽⁶⁾。公民科「倫理」の内容が、日本の学問や西洋の学問を基盤にしているために、取り上げる人物の地域に偏りがみられることである。例えば、世界の地域ではアフリカや南アメリカ、国内では沖縄に関する人物がほとんど取り上げられていない。また、学問が基盤にあるために、哲学や倫理学と関連の深い思想家は多く取り上げられるが、倫理的な活動を行った実践家はあまり取り上げられていない。

フーコーは、課題図書第1章「わたしは花火師です」の中で、近代以降、「ヨーロッパのディスクールは巨大な普遍化を遂行する権力を発展させた」(p.43) が、「今度はヨーロッパへ、西洋へ、その切っ先を向け直す必要」(p.43) があることを指摘していた。この考えに則ると、これまで自明のものとされていた西洋の学問を基盤においた公民科「倫理」のあり方そのものを捉え直す視点も必要であると考えられる。

公民科「倫理」で取り上げる思想を新たな視点からどのように選別することができるだろうか。例えば、ケン・ベラー&ヘザー・チェイス（2008=2009）は、「1. その人は、非暴力の信念を持ち、実践しているか」「2. その人は1800年以降に生まれたか（読者が自分のことのように身近に感じられ

るよう、現在に近い人物を選びました)」「3. その人について、一章を書くのに十分な情報を英語で入手できるか」「4. その人の生涯について、さらに多くの情報を得るために、本(できれば自伝が望ましい)、フィルム、あるいは問い合わせできる団体があるか」という基準で、何百人もの「平和をつくった人々」をリストアップし、最終的に【表4】の20名に絞っている。このように世界各地の実践を踏まえた思想を発掘することもできる。

同様に、世界の教科書を分析した研究成果として知られる唐沢(1963)の『世界の理想的人間像』でも、欧米諸国で取り上げられている偉人の他にも、インドやフィリピン、イランで重視されている偉人が紹介されている。このように各国の教科書にも眼を配りながら、取り上げる思想や人物を選別することは、グローバル社会における多文化共生の視点からも重要であると考えられる。

【表4】『平和をつくった世界の20人』

<ul style="list-style-type: none">・非暴力を選ぶ<ol style="list-style-type: none">1 ヘンリー・ディヴィッド・ソロー (『森の生活』)2 マハトマ・ガンディー3 マーティン・ルサー・キング・ジュニア4 アンデルソン・サー (ブラジルのミュージシャン)・平和を生きる<ol style="list-style-type: none">5 マザー・テレサ6 ティク・ナット・ハン (ベトナム人禅僧)7 コールマン・マッカーシー (アメリカジャーナリスト, 平和学)8 オスカル・アリアス (コスタリカ大統領)・多様性を大切にする<ol style="list-style-type: none">9 ブルーノ・フッサール (イスラエルとパレスチナの宗教対話)10 デズモンド・ツツ (南アフリカ)11 リーアン・アイスラー (『聖杯と剣』)12 ダライ・ラマ・あらゆる命を重んじる<ol style="list-style-type: none">13 ヘンリー・ソールト (動物の権利)14 アルベルト・シュヴァイツァー15 アストリッド・リンドグレーン (『長くつ下のピッピ』)16 ジェーン・グドール (動物行動学者)・地球環境を大切にする<ol style="list-style-type: none">17 レイチェル・カーソン18 デイヴィッド・スズキ (日系カナダ人三世, 環境保護)19 ネーダー・ハリリー (イラン系アメリカ人建築家)20 ワンガリ・マータイ (ケニア「グリーンベルト運動」)

公民科「倫理」でどのような人物を取り上げるかということに無自覚であることの第二の問題点と

して、生徒がなぜこの人物や思想を学んでいるかを意識せずに学んでしまう危険性や、自分自身で現代社会に必要な思想や自分にとって必要な思想を探究しなくなる危険性を指摘することができる。

フーコーは、「哲学を厄介払いする」ということについて、「哲学の外にでる」ということで、「哲学の内部にとどまる」ことでも、「哲学を最大限に精緻なものにすること」でもなく (p.65)、「哲学にある種のびっくりするような陽気な愚行を突きつけることによって、理解しがたいある種の爆笑によって、最終的には理解すること」であり、「理解するというよりは、破壊すること」であると論じていた。公民科「倫理」も「厄介払いをする」視点をもつことが重要ではないだろうか。公民科「倫理」を「厄介払いする」とは、「まなびほぐす」ことにも通じると考えられる。「まなびほぐす」ことについて、鶴見俊輔は次のように論じている。

戦前、私はニューヨークでヘレン・ケラーに会った。私が大学生であると知ると、「私は大学でたくさんのお話をまなんだが、そのあとたくさん、まなびほぐさなければならなかった」といった。まなび(ラーン)、後にまなびほぐす(アンラーン)。「アンラーン」ということばは初めて聞いたが、意味はわかった。

型通りにセーターを編み、ほどいて元の毛糸に戻して自分の体に合わせて編みなおすという情景が想像された。

大学でまなぶ知識はむろん必要だ。しかし覚えただけでは役に立たない。それをまなびほぐしたものが血となり肉となる。

(朝日新聞2006年12月27日)

公民科「倫理」を「厄介払いする」、すなわち、「まなびほぐす」には、どのような手立てが考えられるだろうか。ここでは、二つのことを提案したい。

第一に、学年末に学習した人物・思想を振り返る学習である。具体的には、なぜ教科書に、ある人物やある思想が取り上げられていたのかを考え、議論することが考えられる。また、先に言及した取り上げる人物の偏在の問題にも関連するが、「倫理」で取り上げられている人物を地図におとせば、オリエンタリズムの問題が理解できるだろう。

第二に、自分自身で人物・思想を発掘する学習である。「幸福」「正義」「公正」や「生命」「環境」など、幾つかのテーマを設けて、教科書には掲載されていない思想や人物を探究し、発表する学習が考えられる。このような学習を行えば、教室外でも思想を探究する機会が生まれるだろう。また、このことは、固定した学習内容を打破し、生徒自身の関心や必要に応じた学習を展開していくことにつながると考えられる。既存の学習内容とともに、こうした学習を行えば、学習者自身の手で学びの内容をより豊かなものにしていけるのではないだろうか。生徒は、高等学校で1年間しか「倫理」を学習しない。生涯学習者として「倫理」を学び続けるには、用意された教育内容を学ぶだけでなく、学習者自身が主体的に自分にとって必要な思想を探究する習慣を身につけていくことが重要であると考えられる。

読書会では、「哲学を厄介払い」するにしても、まずは哲学を知っていなければならないのではないかというご指摘をいただいた。公民科「倫理」を「厄介払いする」にしても、まずは公民科「倫理」の内容をある程度、理解していなければならないと考えられる。「厄介払いする」ということや「学び

ほぐす」ということは、日本の芸事や武道の「守破離」にちかいのではないだろうか。師の教えを守り、それを突き破って脱し、新たな境地を築いていく。筆者の提案は、既存の公民科「倫理」の学習内容を全面否定したり無意味であると指摘したりしているわけでは決してない。現在の公民科「倫理」の学習内容に満足するのではなく、なぜこの内容を学習しているかを問い直し、教師も生徒も絶えず新たな学びの可能性を求めて科目の内容を改変し自らの手で学習内容を発掘していくことを志向するように提案しているのである。既存のものを打破し、新たなものを生成していこうとするところに、フーコーの体現した「花火師」としての姿勢があるのではないだろうか。

<謝辞>

本稿は、読書会での議論をもとに、当日配布した資料を加筆修正したものである。読書会では多くの質問とご意見をいただいた。全ての意見を詳細に取り上げることができなかったことをお詫びするとともに、貴重なご質問・ご意見を賜りましたことに、御礼申し上げます。

<注記>

- (1) 「権力は個人そのものまで、ほんとうの意味で作りだす」という論点は、フーコーの影響を受けたイアン・ハッキング (2002=2012) が「人々を作り上げる」を執筆し、発展させている。日本でも、近年、概念分析の社会学として成果がみられる。
- (2) 「西洋へ、その切っ先を向け直す」ということは、エドワード・W・サイードの『オリエンタリズム』に継承されているとみることができる。このことはサイードが次のように論じていることから明らかである。「オリエンタリズムとは、オリエントを支配し再構成し威圧するための西洋の様式なのである。この点に関し、私は、ミシェル・フーコーの『知の考古学』および『監獄の誕生—監視と処罰』のなかで説明されている言説概念の援用が、オリエンタリズムの本質を見極めるうえで有効だということに思い至った。つまり言説としてのオリエンタリズムを検討しないかぎり、啓蒙主義以降のヨーロッパ文化が、政治的・社会的・軍事的・イデオロギー的・科学的に、また想像力によって、オリエントを管理したり、むしろオリエントを生産することさえした場合の、その巨大な組織的規律=訓練というものを理解することは不可能なのである」(pp.21-22)。
- (3) この内容と関連の深い「司牧権力」については「全体的なものと個的なもの」(1981年)の中で論じられている。
- (4) 18世紀に起きた変動の重要性については「わたしは花火師です」でも論じられている。
- (5) 「第3次改訂学習指導要領(昭和33年版)」の「倫理・社会」の内容は、上田編(1974、pp.716-717)で確認した。
- (6) 公民科「倫理」で取り上げる人物の出身地が偏っていることについては、筆者が大学で受けた斉藤規先生の「公民科(倫理)指導法」から学んだ視点であることを補足しておきたい。

<参考文献・引用文献>

フーコーの著作として

- ・ミシェル・フーコー，神谷美恵子訳（1963=1969）『臨床医学の誕生』みすず書房。
- ・ミシェル・フーコー，田村俣訳（1975=1977）『監獄の誕生』新潮社。
- ・ミシェル・フーコー，北山晴一・山本哲士（1981=1993）「フーコーの<全体的なものとの個人的なもの>」三交社。
- ・ミシェル・フーコー，石田英敬訳（1984=2006）「啓蒙とは何か」『フーコー・コレクション6 生政治・統治』筑摩書房，pp.362-395。

フーコーの概説書として

- ・石田英敬（2006）「フーコーを読むために」小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編『フーコー・ガイドブック』筑摩書房，pp.9-22。
- ・重田園江（2014）「フーコー—公共性と倫理への問い（カントを読むフーコー）」小野紀明，川崎修『岩波講座 政治哲学5 理性の両義性』岩波書店，pp.103-125。

その他

- ・エドワード・W・サイード，板垣雄三・杉田英明監修，今沢紀子訳（1978=1993）『オリエンタリズム 上』平凡社。
- ・イアン・ハッキング，出口康夫・大西琢朗・渡辺一弘訳（2002=2012）「人々を作り上げる」『知の歴史学』岩波書店，pp.209-235。
- ・唐沢富太郎（1963）『世界の理想的人間像』中央公論社。
- ・ケン・ベラー&ヘザー・チェイス，作間和子・浅川和也・岩政伸治・平塚博子訳（2008=2009）『平和をつくった世界の20人』岩波書店。
- ・上田薫編（1974）『社会科教育史資料2』東京法令出版。

(参考) 教科書の中の「フーコー」

教科書	本 文	欄 外
清水書院 (1982年検定) 『倫理』p.98	<p>「フーコーと人間の解体」</p> <p>フーコーは、20世紀にあって、ヨーロッパ思想を批判的にとらえようとした思想家たちの、あとを受け継いでいる。／かれは、「人間の死」、人間中心主義の断念、反ヒューマニズムといった衝撃的なことばで、現代の危機を説明しようとした。かれによれば、すべての世界が人間を取りまいて運行し、人間の価値に応じて外界の価値がきめられるという前提は、近代文化がつくりだした仮構にすぎない。実際には、文化や社会や自然は、人間の主観的な意志にもかかわらず、それ独自の客観的な構造をもっている。／フーコーの近代思想批判は、それにとどまらない。かれは、近代文化が狂気を扱う、そのやり方を批判している。近代は、狂気や非理性を異常なものとして排除し、封じこめてきた。けれども、かれによれば理性が非理性に対して優越している理由はない。むしろ狂気をその内側から観察し、また狂気の立場にたって理性をとらえてみれば、近代における良識</p>	

	とか真理のあり方が、初めてあらわになるだろう。／フーコーは、レヴィ・ストロースの人類学や、フロイト以後の精神分析にも学んで、人類の文化や人間精神の深層構造をとりあげ、従来の単調で均質な人間観を打破しようとした。かれは、理性的な人間だけを世界の中心とする見方を退け、世界の構造のなかで、多様な生き方を模索する、新しい人間を求めているのである。	
数研出版 (1993検定) 『倫理』 p.63	②「理性の権威への批判」(※ニーチェ、レヴィ＝ストロースの説明後の文章) ニーチェに多大の影響をうけたフランスのフーコーも理性的な人間を中心におく近代的な考え方の克服をめざしている。近代の理性は、社会(権力)が強制した規範から逸脱することを「狂気」とみなし、排除しようとしてきた。彼によれば、こうした営みは、一定の価値観を絶対とする人間の思い上がりからくるものであり、また人間を同質化して社会に順応させようとする権力的な願望からくるものなのだ。	(顔写真の説明) フランスの哲学者。構造主義の代表者の一人。 『言葉と物』(1966年)は思想的流行を引きおこした。ヨーロッパ思想の底にある思考法を問いかけ、権力論など独自の思想を構築している。主著『言葉と物』『狂気の歴史』『監獄の誕生』
清水書院 (1997年検定) 『新 倫理』 p.130	「構造主義」(※レヴィ＝ストロースの説明後の文章) 構造主義の文明観を徹底したのが、フランスのフーコーである。彼は『言葉と物』において、理性的人間という特別視された概念は西洋近代文明がつくり出したものにすぎず、これを世界の中心とすることが現代の危機をもたらしたとして、理性的人間の「終焉」を宣言する。フーコーは精神分析の知識をも活用して文化の深層構造を探求し、理性的人間によって権力的に封じこめられてきた人間の狂気・非理性の意義や効力に注目した。こうした立場は、一面的な理性的人間観を解体し、多様な人間観の確立を提唱するものであった。	
東京書籍 (2002年検定) 『倫理』 pp.163-164	「フーコー」 構造主義がもつこの反理性中心主義、反人間中心主義をさらに徹底させたのがフーコーである。フーコーは、考える我としての人間、理性的主体としての人間という考えが、西洋近代のつくりものにすぎないことを明らかにするとともに、この考えによって閉め出された無意識的なもの、社会的なものが、言語の問題として今日ますます前面に出つつあることを指摘する。そしてこの動向の中で、まもなくこれまでの一面的な人間観は消滅し、近代的人間は終わりを告げるだろうと述べた。	(顔写真説明) 狂気、刑罰、性など、西洋文化の深層を分析することによって、西洋近代社会の成立過程における知の構造や権力関係について、批判的に探究した。主著『狂気の歴史』『言葉と物』
一橋出版 (2003年検定) 『倫理』 p.115	「みなおしてみよう！私たちのまわりの日常生活を！」(コラムの欄) フランスの思想家ミシェル・フーコーは、近代文明の考え方にすぎない「人間」「理性」という考え方の限界と問題点を指摘している。近代の理性的とされる考え方は、どんな時代にも通用する「真理＝それがよい・それでよい」という基準を生み出し、その基準からはずれてものを「狂気」「異常」として排除したり差別することとなった。このような抽象的な「真理」が、他人を束縛したり、自分をも束縛し、「真理による強制力＝権力」が現代を支配していると述べている。／従来からあった「上」あ	

	<p>るいは「縦」からの権力＝強制力によって支配するという観点でなく、このような「真理」が、異なったものを許さない同調圧力を集団や社会のなかに生み出し、横からの強制力＝権力となっているのではないかという考え方を示した。このような横からの強制力が、今日の社会の息苦しさや「いじめ」などの背景にあるのではないだろうか。／この状況分析によって、フーコーは、抽象的な真理ではなく、具体的・個別的な生きた人間のさまざまな事実のなかに見出される具体的な真理の探求、あるいは、具体的な問題解決の探求こそが、今日において、本当に求められることではないかと述べる。この生き生きとした具体的な人間の理解や同時代に生きる者への共感と創造力の欠如こそが、現実でのみたされない感覚や、問題解決の困難さの感覚とつながっていないだろうか？さて、私たちの生活において、平均なら安心するといった考え方や、なぜかわからないけれど何となく「正しい」とされる「真理」はないだろうか？</p>	
<p>教育出版 (2006年検定) 『倫理』 ① p.13 ② p.20 ③ p.125</p>	<p>①「性の抑圧と性への関心」 しかし、『性への歴史』をあらわしたミシェル＝フーコーによれば、性への強い執着は、近代のヨーロッパに始まったものだという。近代のヨーロッパでは、生殖以外の性を禁じるキリスト教の価値観が一般の人々にまで浸透し、自慰や同性愛を筆頭に、快楽のための性に対する抑圧が広まった⁽¹⁾。しかしかえって、人々は性に過剰に関心を抱くようになった。 (1) 近代以前の日本の性慣習や結婚の実態はどのようなものだったのだろうか。調べてみよう。</p>	
	<p>②「病気とは何か」 18世紀までは、医者は病人に「どうしたのですか」と聞いたが、近代以降、それは「どこが具合悪いのですか」という問いに変わった。これは、医者が病気を「全身にかかわるもの」から、人間の身体を「機械のようにいくつもの部品で構成されているもの」とみなすまなざしに変わったということであると、フランスの思想家フーコーは述べた。これは、病気を、人体を構成する部品の一部が故障したととらえようとする見方に変ったことを意味している。</p>	
	<p>③「言語と他者 ― 実存から構造へ」 1960年代に入るとフランスの実存主義にかわって構造主義が台頭した。レヴィ＝ストロースはブラジルでの民族学的な調査をもとに『野生の思考』を著して、無意識的な社会構造が文化や人間のあり方を規定していることを指摘し、これまでの西洋文明を中心とした考え方を批判した。フーコーも、『狂気の歴史』や『監獄の誕生』などを著して、理性を中心として成立したヨーロッパの近代社会を分析し、それぞれの時代に特有の言説や権力の型があって、各人の発想はその型に支配されると分析した。これらの主張は、自民族中心的な社会観や歴史観の修正をせまるとともに、個人の意図や意思がこのような無意識の要素に左右されていることを明らかにした。</p>	<p>(顔写真説明)フランスの哲学者。彼は、狂気や病気、医学がどのような条件に基づいて成立したのかを解明した。また、近代の西洋思想を支えてきた「主体」「理性」についても再検討を加え、伝統的な「主体」を中心とした哲学に、徹底した批判を加えた。</p>

<p>清水書院 (2006年検定) 『新 倫理』 p.175</p>	<p>「人間」の見直し この構造主義の立場に立つと、私たちは現代社会において、近代的な「人間」という概念だけでは説明のつかない現実と直面していることが明らかになる。／『言葉と物』をあらわしたフーコーによれば、自立的な理性的存在という人間観は、むしろ幻想にすぎないものであり、多くの弊害をともなっている。すなわち、近代の人間観は、人々にみずからを理性的存在と思わせることで道徳的に自立させるようにして、人間の一樣性をつくり出してきた。そして、この人間観を前提にした近代社会は、多くの非理性的とされることがらを選別し、さらには狂気として排除していった。私たちが現在生きているこの社会は、歴史的にいても、そうした抑圧の構造をふくんでいるとフーコーは主張するのである。</p>	<p>(顔写真説明) 著書の『狂気の歴史』や『性の歴史』などで「知と言語の構造」を追究し、伝統的哲学への批判を行った。</p>
<p>数研出版 (2006年検定) 『倫理』 ① p.115 ② p.167</p>	<p>①「情報化と管理社会」 また、情報化の進展は人間の管理も容易にした。役所の住民管理や学校における生徒の成績管理などは、それぞれの組織にとって重要な仕事である。管理化は、組織がその目的達成のためにおこなう必要な行為なのである。／しかし、フーコーは、近代社会は管理システムを精緻に構築することで人間を支配してきたと指摘している。また、社会のいたるところで管理されることに疲れた人びとは、私的な生活の中に逃避し、社会的責任を果たすことさえ避けるようになる。フランクフルト学派の人びとは、こうした現代の大衆の危機的状況を分析しているが、彼の主張の中に、現代の管理社会を積極的に生きるための提案を読み取ることができよう。</p> <p>②「構造主義」(※レヴィ＝ストロースの説明後の文章) ニーチェに多大の影響をうけたフーコーも、理性的な人間を中心におく近代的な考え方の克服をめざしている。近代の理性は、社会の規範から逸脱するよう見える「狂気」を封じこめようとしてきた。彼によれば、こうした封じこめは、人間を同質化して社会に順応させようとする権力的な願望からくるものなのである。</p>	<p>(顔写真説明) フランスの哲学者。哲学と精神病理学を学び、監獄における監視に対して関心を寄せる。西洋の歴史を、権力の機構を形成する歴史としてとらえ直した。彼は主体や真理も、そのような権力機構の機能だと見なしている。主著『狂気の歴史』『言葉と物』『性の歴史』</p>
<p>第一学習社 (2006年検定) 『倫理』 pp.159-160</p>	<p>「構造主義 — レヴィ・ストロースとフーコー」(※レヴィ＝ストロースの説明後の文章) 理性中心主義に対する批判をいっそう徹底させたのはフーコーである。彼は狂気などに注目し、それらが理性主義によって権力的に封じこまれてきたことを歴史的に証明し、近代の理性的な人間観を解体しようとした。構造主義は今なお有力な思想として多くの支持者をもっているが、なかには、脱構築の概念を打ち立てたデリダや、ドゥルーズ、ガタリたちのように、構造主義を継承しつつも、それを乗り越えようとするポスト構造主義の思想家も登場した。</p>	<p>(顔写真説明) フランスの構造主義哲学者。監獄、警察、精神病、福祉などを考察し、真理が歴史とともに変化することを明らかにした。</p>

<p>山川出版社 (2006年検定) 『現代の倫理』 p.162</p>	<p>「フーコー～理性と狂気」(理性と狂気の違いは、だれが、何を基準に判断するのだろうか。) フランスの哲学者・構造主義者のフーコーは、近代社会を支える知性には、人間を支配する権力がひそんでいると考えた。彼は『狂気の歴史』や『性の歴史』のなかで精神病や性の領域をとりあげ、理性がみずからを正常なものと主張するために、理性からはずれたものを「狂気」とよんで社会から排除すると説いた。一定の時代や社会を支配する理性は、みずからの枠からはずれたものを「狂気」として権力によって抑圧する。／しかし、理性と狂気、正常なものと異常なものとを、はたしてだれが正当に区別できるだろうか。「狂気」がみずから理性と名のり、そのほかのものを狂気と決めつけることがないだろうか。フーコーの理性への批判は、理性の常識に支配された現代人に、大きな疑問を投げかけている。</p>	<p>(顔写真説明)狂気・性・刑罰などをめぐって近代社会の成立を分析し、批判した。主著『狂気の歴史』『言葉と物』『監獄の誕生』。</p>
<p>実教出版 (2007年検定) 『高校倫理』 p.171</p>	<p>「理性と反理性ーフーコー」 フランスの哲学者フーコーは、「主体」としての人間は、近代の「発明」にすぎないとし、西洋の人間(理性)中心主義の限界と問題点を明らかにした。／彼によれば、近代以降、人間の理性を尺度とした文明社会は、病気や狂気、犯罪といった反理性的なものを日常生活から排除してきた。近代合理主義は、理性を絶対化し、公権力や近代的秩序から逸脱することを異常とみなしてきたが、多様な人間や文化のあり方を近代ヨーロッパの統一的な価値観を基準にして序列化することは、理性の思い上がりであり、それが社会の管理化を強めるものであったと批判した。フーコーは、画一性を追求する近代的な知にかわって、異質性に着目する分散的な知を求めて、「知の考古学」を提唱した。</p>	<p>(顔写真説明)フランスに生まれ、高等師範学校およびソルボンヌ大学で哲学、心理学を学ぶ。人間は無意識的にその時代の支配的な知の構造(エピステーメー)に支配されて思考しているとした。主著『狂気の歴史』『言葉と物』『知の考古学』『監獄の誕生』。</p>
<p>実教出版 (2012年検定) 『高校倫理』 p.173</p>	<p>「理性と反理性ーフーコー」 フランスの哲学者フーコーは、わたしたちの考え方が形成されたプロセスは歴史のなかに埋もれているとし、それを発掘することを知の考古学とよんだ。そして、人間を主体とみなす考え方は、近代の発明にすぎないとし、人間(理性)中心主義の限界と問題点を明らかにした。 彼によれば、人間の理性を尺度とした近代社会は、病気や狂気、犯罪といった反理性的なものを日常生活から排除してきた。病院、裁判所、監獄、学校などの施設が、公権力や近代的秩序から逸脱することを異常とみなす価値観をひろめ、そのような価値観に無意識のうちに服従する「主体」をうみ出す役割を果たした。このようにして形成された主体は、相互に監視し、規制しあうことで、社会の権力関係をうみ出し、それを再生産していく。権力関係は、一方的な暴力によってではなく、そこに参加する人間の主体性によってささえられているのである。</p>	<p>(顔写真説明)言語や知の構造を解明し、人間・理性・権力などをめぐる近代の考え方を批判した。主著『狂気の歴史』『言葉と物』『監獄の誕生』</p>

<p>清水書院 (2012年検定) 『高等学校 新倫理 最新版』 p.131</p>	<p>「人間」の見なおし この構造主義の立場から、私たちが現代社会において、近代的な「人間」という概念のみでは説明のつかない現実に直面していることが明らかになる。／フランスの思想家フーコーによれば、自立的な理性的存在という人間観こそがむしろ幻想にすぎない。近代の人間観は、人々にみずからを理性的存在と思わせることで道徳的に自立させるようにし、人間の一律性をつくり出してきた。この人間観を前提とした近代社会は、多くの非理性的とされることがらを選別し、さらには狂気として排除していった。この社会は、そうした抑圧の構造によってはじめて可能となったものなのだ、とフーコーは主張するのである。</p>	<p>(顔写真説明) 著者『狂気の歴史』や『言葉と物』などで「知と言語の構造」を追究し、伝統的哲学への批判を行った。</p>
<p>第一学習社 (2012年検定) 『高等学校 倫理』 p.167</p>	<p>「構造主義 — レヴィ・ストロースとフーコー」 理性中心主義に対する批判をいっそう徹底させたのはフーコーである。彼は狂気などに注目し、それらが理性主義によって権力的に封じこまれてきた歴史を究明し、近代の理性的な人間観を解体しようとした。彼は理性主義と結びついた絶対的な真理を認めない。むしろ重要なのは、絶対的真理とされたものがそのようにされてきた系譜を明らかにすること(知の考古学)である。フーコーはそれを通して、人々を抑圧する権力の構造を描こうとした。</p>	<p>(顔写真説明) フランスの構造主義哲学者。監獄、警察、精神病、福祉などを考察し、真理が歴史とともに変化することを明らかにした。主著『狂気の歴史』</p>
<p>山川出版 (2012年検定) 『現代の倫理』 p.171</p>	<p>「フーコー 理性と狂気」 構造主義の考え方のもとに、人間の行為が社会の構造によって抑圧されてきたことを明らかにしようとしたのが、フランスの哲学者フーコーである。フーコーは近代社会を生み出した知性には、人間の思考や行為を支配する規律の権力が結びついていると考えて、近代批判をおこなった。近代社会は、学校・軍隊・工場・裁判所・監獄などをつくり、教育や規律をつうじて人びとを型にはめ、規格化し、社会に服従するタイプにつくりかえてきた。そこで教えこまれる知性には、人間の思考を無意識のうちに支配する規律の権力の構造がひそんでいるのである。／近代社会を支える規律の権力は、みずからに服従するものを「正常」とし、逆らうものを「狂気」と呼んで排除する。しかし、だれが理性と狂気、正常と異常を正当に区別できるのだろうか。「狂気」がみずからを理性と名のり、その他のものを狂気と決めつけることがないだろうか。フーコーは、人間を枠にはめる近代社会の知性の支配から自由になり、真にみずから思考することができる主体としての自己を回復するべきだと呼びかけた。</p>	<p>(顔写真説明) フランスの哲学者で、構造主義をとらえた。高等師範学校で心理学、精神病理学を学び、多くの著作を発表した。1968年にフランスでおこった、学生による社会体制への異議申し立て運動では、学生の立場を支持した。晩年はコレージュ＝ド＝フランスの教授になるが、エイズによって死去した。主著『狂気の歴史』『言葉と物』『監獄の誕生』『性の歴史』</p>
<p>清水書院 (2013年検定) 『高等学校 現代倫理 最新版』 pp.167-168</p>	<p>「狂気の排除と理性 フーコー」 フランスの哲学者・社会学者のフーコーは、「真理」と称される学問や理念が決して普遍的なものではないことを明らかにするために、ある「知の体系」が「真理」として受け入れられるための条件、すなわち時代ごとの知識のあり方を特定づける、知の枠組みについて考察した。／精神医学は、「理性」が自らを正常なものとして主張し、それ以外を「狂気」とよんで排除することで成立してきたという。また彼は、カント哲学にみられる理性をもった人間という見方は、19世紀の知の枠組みの中で生まれてきたものであり、普遍的なものではないと指摘した。</p>	<p>(顔写真説明) 10代の頃より、自身の同性愛傾向に悩み、自殺未遂事件を起こした。マイノリティの立場から、近代において常識とされている学問や人間観がどのようにつくり出されてきたかを、社会史の手法を用いて明ら</p>

「ミクロな権力による「主体」の形成」

その後フーコーは、真理をめぐる考察の場を言説から権力へと移し、他者の語る真理に服することで人々がどのような権力関係の場に置かれるのかを、生権力という概念の下に考察した。／ここで彼が問題にした権力とは、学校や会社などの私たちの日常という場において作動するミクロな権力である。人間の主体というものも、たとえば教師と生徒という権力関係の中で、生徒自らが教師の視線を内面化し、教師の要求する答えを自分自身の答えとしてしまうことによって、形成されていく。よって私たちがそこから解放されることは永遠にないが、私たちが日常の行為を行うことの中には、常にその権力に対する抵抗の可能性が含まれているともいうことができる。

「自己への配慮」という抵抗」

後期のフーコーは、他者の支配を受け入れてしまい、そのことすら見えなくなってしまうような自由とは違った自由を、古代のギリシア人の「生の技法」の中に探っていくことになる。つまり、自己への配慮という倫理的実践に比重を置くことで、権力関係の中での自由を存続させることを探っていくのである。

(コラム)「生権力と主体」

まず彼は、ミクロレベルに作用する生権力として17世紀に成立した規律権力を取り上げる。フーコーは、ベンサム(→p.142)が設計した一望監視装置(パノプティコン)型の刑務所を、囚人に看守の視線を内面化させ、支配に服従する従順な主体を形成するための規律訓練装置としてとらえた。近代社会の学校・工場・軍隊は、いずれも同じような装置ととらえることができることになる。／さらに彼は、18世紀なかばに成立した教会における告解制度に、自己放棄を促し服従する主体を形成する司牧型権力の形態をみて、生権力の原理・由来として位置づけた。そこで人々は、罪悪から解放されるために、宗教上の罪悪や性的欲望などについて自分が何をしたのかを語るように義務づけられてきた。フーコーは、「真実」を語ることにより自由を得ることができるという文脈でことができるという文脈で論じられてきた告解という制度の中に権力関係をみて、人々は「真実」らしきものを語るという行為実践を行う代償として、自らのアイデンティティを築き上げているととらえた。フーコーはこれを、羊飼いととしての指導者(神・王国)が羊の群れ(民衆)の生に配慮するという、古代オリエントかキリスト教世界に広まった権力形態であるとして、司牧型権力と名づけ、精神分析にも連なる権力形態であると指摘した。(パノプティコン型刑務所の図も掲載している)

かにした。主著『言葉と物』『監獄の誕生』『性の歴史』

(語句についての注記)

「言説」…フーコーは、特定の時代や社会の中で行なわれる、ある秩序をもった言語活動の集合を、言説(ディスクール)とよんだ。彼は、言説を自由に操る主体は存在し得ず、あらゆる言説は無意識のうちに歴史や制度を内包しているにとらえた。

「真理を語る意図」…考察にあたりフーコーは、「真理とは何か」ではなく、「誰がどのような意図で真理を語るのか」を暴こうとするニーチェの系譜学の概念を用いた。

「生権力」…フーコーは、近代以前の権力は従わなければ殺すというものだったが、近代の権力は、人々を生かしておいてその生に介入して管理しようとする特質を持つと分析し、これを「生権力」とよんだ。

「告解」…カトリック教会では、洗礼後に犯した重大な罪は、それを司祭に対し秘密裏に告白し償いを果たす告解の儀式を行うことで、赦されるとしていた。現在ではその名称や方法は変化してきている。

「行為実践」…フーコーは、この行為実践の線

		<p>り返しの中で、異性愛というものが人間の性的欲望の「真実」とされてきたと指摘した。</p> <p>「自己への配慮」…それは、普通的な真理に到達するために、魂を身体から引き離して本来のあり方に純化することをめざすプラトン流の「魂への配慮」ではなく、自分の身体や他者と関係を取り結んでいる「自己」の「生」に配慮をするというものである。</p>
<p>東京書籍 (2013年検定) 『倫理』 p.157</p>	<p>「人間の消滅ーフーコー」 人間の思考や行動を規定する無意識的な構造について、西洋社会での言説の歴史研究(「知の考古学」)を通じて発掘を試みたのが、フランスの哲学者フーコーである。彼は、人間は本人も気づかないうちにさまざまな権力によって規格化されつつけている従順な奴隷にすぎず、「理性的で自由な主体」という西洋近代の人間観はまもなく消滅するという。そのうえで、権力関係のないコミュニケーションの可能性を模索しつづけたのだった。フーコーは狂気が成立する条件について分析した。それによれば、西洋社会ではルネサンス期まで理性と狂気との境は必ずしも明確ではなかった。17世紀以後、近代社会の秩序に反するものが「非理性」の名のもとに隔離され、管理され始めた。そして18世紀になると、人々が効率的な労働の主体となるように、人々の思考や行動、健康状態を監視し、規格化する権力がいたるところにあらわれてきた。人々を規格化する権力には、工場や軍隊だけでなく、福祉国家もふくまれるという。このようにフーコーは、言説の歴史研究を通じて、西洋社会の深層を探ったのである。</p>	<p>(顔写真説明) 狂気、刑罰、性など、社会の深層を分析し、近代理性に根本的批判を加えた。主著『言葉と物』『監獄の誕生』</p>

Ⅲ 第二回研究例会【公開授業】

公 民 科（政 治・経 済）学 習 指 導 案

日 時：平成26年10月9日（木）第6校時

学 校 名：東京都立山崎高等学校

授 業 者：松島 美邦

1 単元名 「日本経済のあゆみ」

2 単元の目標

- ・日本の経済復興・成長の学習を通じて、現代経済のしくみについて理解を深める。
- ・国内経済と国際情勢との関わりについて学習する。
- ・日本経済の課題について学び、将来の日本経済について考察する力を養う。



3 単元の評価規準

ア 関心・意欲・態度	イ 思考・判断・表現	ウ 資料活用の技能	エ 知識・理解
・現代の経済社会について関心を高め、それについて自身の問題として考えようとしている。	・現代の経済社会から自己の生き方に関わる基本的な課題を見だし、それについて多面的に探索し、その過程や結果をさまざまな方法で適切に表現している。	・現代の経済社会に関する諸資料をさまざまなメディアを通じて収集し、現代の経済社会に関する基本的な課題を探究する学習に役立つ情報を適切に選択して活用している。	・現代の経済社会とその課題について理解し、それに関する知識を身に付けている。

4 指導観

(1) 「単元観」

本単元を、学習指導要領の内容「ア 現代経済の仕組みと特質」のうち、特に「経済活動の意義」「経済成長と景気変動」「財政の仕組み」について理解させ、その理解により「現代経済の特質について把握させ」、「経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察」するために構成する。

まず1時間目は、経済学習の導入としてミクロ経済学の観点からアプローチを行う。具体的には、ごく身近な商品の購入を例として、商品の生産から消費までのプロセスを確認しながら、需要と供給などの概念について考察させる。2時間目ではその内容を踏まえて、貨幣経済を媒介とする家計・企業・政府といった経済主体の相互の関係について、理解を深めることを促す。以上を通じて、中学校

までに学習した内容とミクロ経済学を前提として、マクロ経済学の視点へつなげることで、経済への関心が高くない生徒にも興味をもって取り組んでもらうよう図る。

本時では、戦後の経済復興から高度経済成長までを扱う。その内容を具体例として、経済成長、景気変動、財政の働き、国内経済と国際情勢の関係といった、現代の経済について考える上では見過ごせない特質について把握し、生徒が日本の今後の経済活動の在り方について考察する際の観点として活用していくことを目指す。

今回の授業内容について理解を深めることは、日本の経済成長の貴重な恩恵と、それに伴うさまざまな問題について目を向けることにもつながる。単元としても経済分野の初めに位置付けられており、経済にまつわる諸問題を概観する重要な機会と考えられる。生徒にはそれらについて学び、これからの私たちの在り方について考えてもらいたい。そのきっかけとなる授業を目指す。

(2) 「生徒観」

本校は、生活指導を基盤として「行事、部活、そして進路実現」に力を入れる全日制普通科の高等学校である。

本校の生徒の多くは「素直」「大人しい」と評されており、四年制大学・短期大学・専門学校・職業能力開発センターへ進学、または就職の道を選んでいる。

それだけ多様な生徒を相手として、わかりやすい授業の実現を目指すには、既習事項の活用、生徒の関心をひきつけやすい具体的事象の選定、生徒が主体的に学習する機会が必要と考える。

(3) 「教材観」

本年度は資料集の活用を前提として、必要に応じて別途作成のプリントやICT機器の活用を加えることで、生徒の知識の理解や主体的な学習活動を促すよう試みている。そして、それらをつないでまとめる役割として板書を活用し、授業内容の主旨を確認するよう生徒に促していく。

5 本 時

	学習内容・学習活動	指導上の留意点	評価規準 (評価方法)
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> ・前回までの授業の復習と確認。 ・本時の目標を把握する。 ・経済成長について学習する。 ・これからの経済社会の在り方について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本が過去に高度経済成長を迎えたことを示し、それが現代にどのような影響を及ぼしているか、発問を通じて考えさせる。 	
展開 40分	<ul style="list-style-type: none"> ・「高度経済成長」の動画を視聴する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・高速道路・新幹線など、既知の事項を引き出しながら、経済成長について具体的に把握できるように留意する。 	<p>日本経済に見いだされる意義やそれらにまつわる課題について探索した過程や結果を適切に表現している。</p> <p>(ノート)</p>

<p>展 開 40 分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の高度経済成長が、どうしておこったのか、考える。 ・「石油危機」の動画を視聴して、その影響について理解を深める。 ・経済成長を通じて、どのような変化が生じているかを把握し、その背景にあるできごとについて考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記を前提として、既習事項を思い返しなが、家計・企業・政府がそれぞれ関わり合って経済成長が実現していることに主体的に気付けるよう、発問を行う。 その際、国債や社会資本、設備投資などといった経済的事項にも目を向けさせるよう、留意する。 ・石油危機などの経済的事象について学習することを通じて、景気は変動し、それには循環が見られることについて理解を深められるよう、視聴覚教材や資料集などの資料を積極的に活用する。 ・経済成長に伴う変化として、生活面の変化はもとより、産業構造の変化やエネルギー革命など、より深い変化が生じることを、経済成長前後の比較を通じて、気づけるように留意する。 ・教科書pp.90～93や資料集pp.240～242などを活用して、映像資料で学んだ事項を手持ちの資料を通じて再確認しつつ、日本経済に見られる構造的な変化について理解を深められるよう、留意する。 	<p>日本経済について探究する学習において、役立つ情報を適切に選択して活用している。 (観察)</p>
<p>ま と め 5 分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の授業について振り返る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済成長に関する学習を通じて、経済成長のしくみ、現代に連なる課題について、どれくらい理解や思索が深められたか、確認する。その際、現代に連なる経済の課題を、自分の問題としてとらえられているかどうかを評価する。 	

(1) 板書計画

<p>〔高度経済成長〕 (1)何が変わったか？ ①生活水準の向上 例)「三種の神器」「3C」 ②社会資本の整備 例)新幹線・高速道路・空港</p>	<p>(2)なぜ実現したか？ ①投資の拡大 民間投資から公共投資へ ②「エネルギー革命」 石炭から石油へ ③労働力の確保 →産業構造の変化 (ソフト化・サービス化)</p>	<p>〔石油危機〕 (1)原因…産油国の戦争・政情不安 (2)影響…石油輸出減→価格高騰 (3)結果…産業のサービス化へ ☆まとめ 景気循環の発生 技術革新 国際情勢の影響 財政の影響 例)国債の発行</p>
---	--	--

(2) 授業観察の視点

- ・経済成長のしくみについて理解を深められたか。
- ・これからの経済社会の諸問題について考察しようとしていたか。
- ・主体的に学習しようとしていたか。

〔報告者による補足〕

上記は、平成26年度の都倫研の研究例会で報告者が行った公開授業の学習指導案です。この公開授業は、東京都で行われている「東京教師道場」の授業研究との「同時開催」として行われたもので、上記の指導案は「東京教師道場」を通じて作成されたものをもとに、情報保護を理由として、生徒や教材などに関する記述を割愛して掲載させていただきます。

本件について、東京教師道場や東京都教職員研修センターの方々、会場校である山崎高校の方々、会長の山本正先生をはじめとする都倫研の方々には、大変なご迷惑やお手数をおかけいたしました。この場を借りて改めてお詫びと感謝の思いを申し上げます。ありがとうございました。

高校公民科「倫理」活性化への道 ～学術会議からの提言を巡って

筑波大学人文社会科学部研究科教授 桑原 直己

私の本来の専門は中世哲学、中世倫理思想史、トマス・アクィナスの研究です。しかし振り返れば教育の世界にかなりご縁があります。まず、三重大学教育学部という教員養成学部の教員を14年務めておりました。それから日本国内のカトリック系ミッションスクールの宗教科、倫理科の先生たちが相互研修するワークショップの助言者を務め、今年で25年になりました。これは夏休みに3泊4日で合宿し最終的には参加者が模擬授業を行う企画です。そして1999年から筑波大学に移り、2004年からは大学院教育研究科という、専修免許を取得する現職志向の大学院にも関与しております。



哲学倫理教育との本格的な関わりは、2003年の日本倫理学会で、山形大の平田俊博先生が教育問題についてワークショップを開いた時です。私は三重大にいたときに「道德教育の研究」を担当していました。ご存じの通り道德教育は右と左との不毛なイデオロギー論争の狭間に置かれていました。私は平田先生のワークショップで、イデオロギー的な対立を超えて道德教育の中身を検討すべきだという趣旨のことを提唱しました。このことがきっかけで、北海道大学の坂井昭宏先生と共に日本倫理学会のワークショップを毎年企画するようになりました。私たちのワークショップでは、最初は道德教育を中心に現場の先生と大学の研究者とで議論していましたが、ある年に高校の先生が高校公民科「倫理」が置かれた非常に深刻な状況を訴えられました。2008年には、「道德教育（あるいは「心の教育」）についての倫理的検討」と題する「ワークショップ」より上の「主題別討議」（学会としての正式企画）として、当時倫理学会の会長であった大阪大学の鷺田清一先生、文部科学省の調査官であった谷田増幸先生らを提題者に立てて企画し、そこでは道德教育と高校公民科倫理をほぼ同じ比重で取り上げました。また日本哲学会のある年度には高校の先生がいわば総会で会長に直訴するかたちで公民科倫理の置かれた厳しい状況についてご発言になりました。それまで哲学倫理学のアカデミズムはあまり初等中等教育の現場にあまり関わらないようにしていた傾向があり、私は個人的に、これは非常によくないと思っておりましたが、こうした経緯で方向が少し改まり、日本哲学会などでもようやく危機意識がでてきて、2009年に「哲学系4学会高校公民科教育連絡会」が組織されました。これは日本哲学会と倫理学会、宗教学会、インド学仏教学会という哲学関連の主要な学会（旧「哲研連」）が代表者を出して、合同で高校公民科倫理の振興に取り組むための組織で、倫理学会の代表者である私が委員長を仰せつかりました。

それから、日本学術会議で教育について取り組んでいる分科会が主催する「哲学倫理宗教教育がなぜ必要か ― 初等中等教育における哲学倫理宗教教育の意義と可能性」というタイトルでのシンポジウムでも提題者となりました。そこで和田先生とはじめてお目にかかったと思います。日本哲学会からは、今回ご紹介します提言に関しても中心的に活動しておられます東北大学の直江清隆先生、日本宗教学会からは私の同僚の山中弘先生、それからインド哲学がご専門の東大の下田正弘先生が提題され

ました。

高校公民科の特に「倫理」の先生は少なく大変だということは了解しています。特に、地歴科と公民科とが分かれることによって、専門的に「倫理」を教えられる方が非常に少なくなってきました。そういった状況に対応すべきだということで、先ほど申し上げました哲学系4学会が、会長連名で文部科学大臣と教育委員会宛の要望書をまとめました。この作業にも4学会の中で温度差があつて数年かかったのですが、2013年12月11日に下村文部科学大臣に直接、手渡しました。

しかし、日本宗教学会で中心的に活躍され、日本倫理学会の評議員でもある氣多雅子先生から、文部科学大臣に要望書を出したからといってすぐに効果はなく、日本学術会議を通じて提言を出した方が文部科学省に対して一定の影響を与えうるとのご意見があり、今年度中に学術会議から高校公民科倫理を拡充するための提言を作つて出すことになりました。学術会議連携会員の氣多先生を中心に直江先生と私が特任連携会員として加わつてワーキンググループをつくり、協力して下さる先生を大学と高校からそれぞれ3名くらいお願いして作業を始めました。その高校サイドの先生は、皆様御存知、都倫研の菅野功治先生、埼玉県の井上兼生先生、それから山本智也さんというかつて筑波大学の教育研究科で私の授業をとつたことがある筑波大学附属駒場高校の先生。大学側からは国土館大学の木阪貴行先生、上智大学の寺田俊郎先生、千葉大の山田圭一先生が参加して、提言案を作成しました。提言の紹介に先だつて紹介したいことがあります。私は筑波大学大学院教育研究科、つまり哲学や倫理学の研究者を育成するわけではなく、現場を志向する大学院の院生さんのところで、授業と連動させて、高校公民科「倫理」の問題に関連して何か課題が出てきたら院生さんたちと一緒に勉強しようということをやっています。昨年、国立教育政策研究所の澤田浩一先生たちが出した研究報告書をそこで検討させていただきました。まずその内容をご紹介します。

報告書は2013年の3月に出たもので、全部で7章から成っています。これは文科省のホームページからダウンロードできますので、是非お読みください¹。「21世紀型能力」なるものを提案しているその第6章がこの報告書で一番大事な箇所です。この報告書の中身について、筑波大学の大学院教育研究科の大学院生に分担してレジュメをつくってもらいました。第6章はたまたま現職教員の院生の方があつて「21世紀型能力」についてのまとめを作ってもらいました。

「21世紀型能力」というのは「基礎力」・「思考力」・「実践力」という3つの能力を包摂したものです。の中で私たちが「倫理」というものをどこに位置づけるか、ここで戦略を考えたいわけです。

3つの能力の一番下にあたる「基礎力」は、個別の教科に対応しています。「基礎力」の内容としては「言語スキル」「数量スキル」「情報スキル」が挙げられています。「言語スキル」というのは国語、それから場合によっては英語等が上の校種になれば入ってきますね。「数量スキル」は算数・数学ですね。それから「情報スキル」はITなどを道具として使いこなすスキル、つまり中学高校での情報科ということになります。

「基礎力」の上に位置づけられる「思考力」や「実践力」については、教育政策研究所は「教科横断型」の能力ということで考えています。実は、「21世紀型能力」という考え方は、世界の教育動向、諸外国の新しい方法を研究している報告書の第4章で紹介されている、今の教育学の大きな流れである「コンピテンシー」という考え方にもとづくものです。「コンピテンシー」というのは、特定の教科

¹ <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/Houkokusho-5.pdf>

に限るのではなくて、実生活で本当に使える力であり、一人の人間が総合的に使える力であるという学力観にもとづくものなのだそうです。「21世紀型能力」が掲げる「思考力」・「実践力」も、全部「コンピテンシー」ですから、特定の教科というわけではなくて教科横断的に形成するものだと考えられています。

「実践力」とは、実生活や社会の中に問題を見つけ出し自分の知識を総動員して自分やコミュニティ、社会にとって価値のある解を導くことのできる力、などと色々書いてあるのですが、私がざっと見た感じでは、この実践力というものが概ね「道德教育」に対応しているように思います。報告書の100頁前後に非常に細かい内容項目表があるのですが、そこで挙げられている「実践力」の様々な内容は、だいたい中学までの学習指導要領の「道德」の内容に対応するように構造づけられているからです。ですから「実践力」というのは、大まかに言って道德教育だと言えらると思います。細かい点では異論があるかもしれませんが。

問題は「思考力」です。国立政策研究所の報告書は「思考力」の重要性を強調しています。このことには国立政策研究所のある戦略があり、そこに私たちも乗ってゆく可能性があると思えるのです。

実は国立政策研究所の別の報告書が以前指摘している事実があります。現場の先生や保護者に今の教育に何が必要かと問う意識調査をすると、大抵出てくるのは「優しさ」とか「思いやり」といった事柄なのだそうです。「いじめをなくして優しくしましょう」、あるいは「協調し合って互いに協力し合ってやっていきましょう」。簡単に言えば共同体論的な方向の価値が必要だと言っています。しかし、「思考力」とか「独創性」とか「創造性」とかいったことは、教員や保護者たちの意識調査の結果ではあまり必要だとは言われていないそうです。にもかかわらず、この国立政策研究所の報告書は思考力が大事だということを言っているのです。

報告書の第3章、社会の変化と資質能力を見ますと、グローバリゼーションだとか、ITだとか、少子高齢化だとか、そういった日本の社会経済が直面している状況が分析されています。そこで報告書が何を言っているかという、グローバリゼーションなどによる厳しい状況の中をどうやって生き抜いていくか、生き抜いていく日本人をつくるためにはどうすればいいか、といったトーン的主張です。そのためには、与えられた仕事をちゃんとこなすとか、与えられた課題を勤勉にやるだけではだめで、自分でものを考えることのできる人間でなければだめだ、という趣旨のことが書いてあります。この第3章で述べられているこうした問題意識について厳しく考えているのは産業界であると思います。産業界の人たちは、これからは言われたことをちゃんとやる単なる「いい子」ではダメで、自分でものを考えられる人間でなければいけないと考えており、恐らく国立政策研究所の人たちも、そうした産業界からの声があるからこそ、現在のところは現場の教員や保護者はあまり大事だと思っていないかもしれないけれど、彼らを啓蒙してでも「思考力」を大事にしなければいけないと考えているのだと思います。

そこで「思考力」とは何なのかというと、教育研究科の院生たちによれば、論理的批判的思考力、問題発見解決能力、それからメタ認知能力といった内容だと言います。うちの大学院生たちはこのメタ認知ということ—自ら学習を遂行する能力、それから自ら制御する能力、要するに勉強することそのものにフィードバックして自己反省する能力—が大事なのだと言っていました。報告書は思考力をこのようにいくつかに分節化させた上でその思考力が大事なのだ、と謳っているように理解いたしました。

私たちの「提言」は、現代の社会と教育をめぐるこうした動向を背景としております。その基本的な方向を先取りして申し上げるなら〈考える倫理〉へ、という標語で言い表すことができます。

まず、高校公民科における現状と問題点については、先生方はひしひしと実感されご存じのとおり、履修状況が非常に芳しくありません。目下のところ、一時的にセンター試験で「倫理・政経」という4単位もののできたおかげで少し良いらしいのですが、そこでけっして楽観してはいけません。とにかく非常に厳しい状況にあるわけです。

もう一つの問題として、知識偏重で網羅的な教科書がいけないとお感じになっている先生は多いと思います。人名が多いというのは確かです。昭和55年の指導要領では、ある会社の教科書に登場する人物の名前は100名足らずだった。しかし現在では、同じ会社のもので300人くらいになっている。その300人を通り一遍にやらないと、どうしてもセンター入試に対応できないということになれば、いわゆる思想史をまんべんなく、しかも知識教育としてやらざるをえない。

学習指導要領の在り方生き方教育という趣旨からすると、「先哲の思想」は生徒が自分の在り方生き方を考えるための材料として使えと書いてあるわけですから、その趣旨に添って真面目にやろうとすると、実際には思想史の知識教育をそんなにまんべんなくはできないことになります。別の言い方をすると、思想史の知識中心の「倫理」の授業は今の学習指導要領の趣旨を逸脱しているとも言えるわけです。

提言では、思想史の知識偏重の「倫理」から〈考える倫理〉への転換ということを謳っています。次の学習指導要領の改訂をにらんで一応戦略的に必修化を求める。そこで我々としては、やはり国立政策研究所などによる「思考力」の強調という追い風に帆をかけようということで、思想史の知識教育に偏っていた「倫理」を抜本的に改革する方向を主張せざるをえないと判断しました。教育内容を精選して、教える思想家の数を減らす。具体的には、教科書に出てくる人名を精選して、以前の100人くらいにまで絞り、生徒たちに「考える」力を身につけさせるような内容へと変えてゆくことを提唱しています。

もっとも、アカデミックな世界での哲学、倫理学の学者たちはもともと「考えさせる」ことが好きなので、極端な場合、思想史なんかいらんと言いつつ出しかねないような人もいます。私はそこまでの方向はちょっと極端に過ぎると思います。私は個人的に思想史の専門家ですし、こちら（都倫研）の菅野先生のように思想史が大事だという立場の先生もおられ、ワーキンググループの先生たちの間にも温度差があります。思想史を元凶とするような論調に対しては、私は思想史そのものが悪いのではなくて知識の詰め込みが悪いのだと言って抵抗いたしました。しかし、教科内容の比重を変えなければならぬ、ということは認めざるをえないでしょう。

次に、教員の数としての不足、大学入試、センター入試の改革。本当は倫理を二次試験で使える大学がもっと増えればいいのですが、だいたいセンター入試だけがメジャーになっているので、そこで知識中心の教育ということにならざるをえないので改革しないといけませんというわけです。

それから、倫理を必修化させるということを一応私たちも要求しています。「基礎科目」という動きがありますし、自民党の中で「公共」という新科目が検討中であるということもあります。たとえば今の「現代社会」を「公共」にして必修化するということになると、もう選択科目の「倫理」なんていらんのではないかということになりかねない。必修化をあまり言うとなると自分で自分の首をしめかねない、菅野先生もおっしゃいます。この辺は慎重に考えないといけません。これは確かだと思います。

また、〈考える倫理〉への転換が本当にできるのかということをも真面目に考えなければなりません。おそらくそこには解決しなければならない多くの問題があると思いますが、我々の委員の何人かはひとつの処方箋を持っています。それはP4C (Philosophy for Children = 「子どものための哲学」) というものです。これはマシュー・リップマンという人物が開発して、日本でもそのもとで勉強した人たちがかなり先駆的に実践しています。これは小学生からできるのです。P4CのChildrenがさらにEveryoneとなつてP4E、「あらゆる人のための哲学」というものもあります。割と多くの大学で哲学の先生が実践しているのは、哲学カフェというものです。要するに共になにか語り合つて対話をしていくというようなものです。高校でもすでに長野県のある先生による実践もあります。生徒たちが車座になつて、それでクマのぬいぐるみでもいいのですが、ボールみたいなものをつくつて、それを持っている人が話す、他の人は聞き手になる、そういったいくつかの分かち合いの約束事みたいなものがあつて、それでお互いに話を聞いて対話のキャッチボールをやるところから、だんだん子どもたちの中から哲学的な問いがでてくるというものです。最近、このリップマンが書いた『探求の共同体』という本が翻訳されております。こういう動きを推進していく人たちが、いわば考える倫理の具体的な方法論として考えているということ、情報としてお話ししておきたいと思つています。

大学のアカデミズムの在り方も、教員養成ということについて考えるときに、少なくとも「倫理」の教員の養成にかかわる哲学の先生はやり方を変えて、学生自身が『探求の共同体』とか「対話型の授業」とかいった方法を訓練するような場を大学側も用意しないとイケない、ということになります。現場の先生方にもそういうやり方を取り入れていくことが必要になるだろうし、そのための研修も必要となるでしょう。「提言」はそういう方向を打ち出しております。

ただ「評価」という点についてはやや課題があるかもしれません。対話型の授業はどうやって評価したらいいのか。私の教育研究科で教育評価を専門とする院生がいて、ディスカッションとか討論とかについての評価を主題的に研究しました。その研究では、議論がどこまで質的に深まるかということについて基準を立てて、生徒4、5人の班の議論について3人の専門の先生が、全ての発言をビデオで見ながらものすごく時間かけて評価していました。対話とか討論とかいったものを評価することは本当に大変だと思つています。PDCAサイクルで自分たちの授業のやり方を改善するための評価は色々できると思つますけれども、生徒がどれだけ哲学的に対話できるのかという評価は大変だと思つます。なので、対話型授業を推進する先生方にとって、評価の問題は今後の検討課題かもしれません。

教科書に登場する思想家たちが300人もいるのを絞れ、というわけですが、私の個人的な思いは非常に複雑なのです。私の本当の専門は中世ですからね。皆さんご存じだと思つますけれども、倫理の教科書で中世ってほとんど扱われていないのです。最初の100人くらいが登場する時代の教科書ではキリスト教についてはイエス・キリストとパウロとカルヴァンしかいなかった。3倍に膨らんだところでようやくトマス・アクィナスがでてきた。これをまた「精選」しようと思ったら中世全部を再びカットしようということになるのでしょうか。私の立場からわがままを言わせてもらえば、フランスの啓蒙思想あたりからごそつと削ればいいと思つますが、おそらくご専門の先生がいらっしやいますね。

(笑)

最初に大臣に会つた話をしました。我々は一応現行の枠組みの中でそれを改革改善していくことを前提にしていますが、自民党は「公共」という新しい科目をつくるということで、その前提が根底的に覆される可能性が常にある。そうしたらそれに対応して我々(「我々」というのは学術会議や

倫理を振興する立場の人間)も対策を考えないといけません。下村大臣には昨年12月にお目にかかったんですが、その時私は要望書を手渡すと同時に、「思考力」が大事であり、その思考力育成の「要」となるものとして「倫理」は大事なのだと申し上げておきました。けれども、いかにも聞き流されたという感じがしました。自民党サイドの方々から見ると、やはり「依らしむべし、知らしむべからず」というような、つまり批判的に物事を考えるような、ものを自分で考えるような人間をあまり作りたくない思いがあるのだと思います。でも、産業界の声を背景にするならば、「考える人間」をつくらなければならない。「道德の時間」が学校教育全体を通じての道德教育を「補充・深化・統合」という役割があるとするならば、本来教科横断的な「思考力」の育成ということに関して「倫理」は特権的な地位、あらゆるコンピテンシーの「補充・深化・統合」を果たす中心的な役割を担うべきだということを主張しようという方向、そういう戦略で提言を考えつつある、そういうことでございます。

M・ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』

前都立武蔵高等学校 葦名 次夫

1 はじめに

退職の年にあたり都倫研読書会の報告をとのお話をいただき、集い考え学びあうことができたとお引き受けいたしました。

M.ヴェーバー(1864-1920)は、価値・信念・宗教に関わる問題を、政治・経済・社会・歴史の中で総合的に探求した20世紀最大の社会学者です。なぜ、近代以降、西欧が世界を圧倒できたのか、その原動力となった資本主義などの「合理性」と「近代化」の意味は何か、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(以下『プロ倫』)のテーマです。



ヴェーバーは、私たちの生活と社会に強い影響を及ぼした資本主義、科学技術、学問、芸術、議会制など「西洋近代」がどのような意味をもつのか、歴史的な広い視野から探求します。『プロ倫』は、「禁欲合理的」に生きる人間のたどる歴史的な推移を浮き彫りにしています。その背景のテーマである「西洋近代の特色の独特の合理性とは何か」の意味を問い続けた古典的名著にふれることで、西欧文明を受容した近代日本のありかたを省みることもできます。

ヴェーバーの学問は、歴史の中で人間の生き方を社会科学的に考えさせる点が魅力です。価値の対立・緊張・葛藤の厳しい時代に、実存的かつ学問的にどう探求できるのか、その意味を考えたいと思います。

2 生涯と時代

ヴェーバー(1864-1920)は日本の幕末期に生まれた夏目漱石(1867-1916)と同時代の人です。ヴェーバーの生きた時代は、1870年のドイツ統一以降、厳しい国際社会の中での近代国家の形成という、近代日本と共通の課題に直面しました。そして、第1次世界大戦の敗戦、ロシア革命による社会主義国の誕生という激動の時代の1920年に生涯を終えました。

いわば、近代国家の形成、資本主義の発達、列強の植民地支配の帝国主義戦争、社会主義の誕生という20世紀の歴史の人類の課題が凝縮した時代の思想家でした。また、第1次世界大戦によって、「西欧の没落」が叫ばれ、西欧文明の危機と懐疑が色濃く時代を反映しています。さらにニーチェの「神は死んだ」というキリスト教信仰が問われた時期に、歴史的に信仰と宗教の意味を社会的に探求した学問です。

ヴェーバーの学問は、政治・経済・社会・宗教・歴史の広い分野にわたる総合的な社会科学です。時代的にも、自由主義、国民主義、国家主義、全体主義がせめぎあう政治と文明の危機の問題が凝縮した緊張の中で、ヴェーバー自ら葛藤をかかえながら、直視し探求した点に特色があります。

3 『プロ倫』のテーマと探求の方法

歴史と社会科学の座標軸・基軸となってきた「西欧近代」の歴史と人間をとらえなおすことで、次のテーマと視点が設定され、方法論が示されます。

- 1) 西欧近代社会と資本主義の成立に、キリスト教と宗教改革が与えた影響は何か。
- 2) カルヴァンの予定説を信徒がどう受け止め行動し、そのことで、意図しない逆説的な形で「合理的禁欲と資本主義の精神の成立」を促したか。
- 3) 特にプロテスタンティズムの信徒が、緊張と集中、組織的で持続的に営まれる「合理的な禁欲」という生活原理がどう成立していくか。
- 4) そして、営利と対極にあるはずの信仰が、なぜ資本の増殖にひたすら努めたのか。「合理的禁欲の逆説的展開＝合理化」の進展と職業人の生き方の問題点は何か。
- 5) 以上の探求には、カルヴァンの思想や教義がどう説かれ解釈され、信徒の実際の行動に影響を与えたかが考察されます。この信徒の行動と心理の意味を解明する方法は、生徒が授業で扱う思想をどう受けとめているのか、それはなぜかを考える上で大変役に立ちました。
- 6) また、禁欲合理的な労働がひたすら営利を追求し資本を蓄積していく信徒の心理と行動を、緻密に論理的に逆説的な因果関係を分析していく方法は、学ぶことが多いです。

4 日本の社会科学におけるウェーバー研究について

戦後日本の社会科学では、日本の資本主義・民主主義・市民社会の特質と課題は何か大きなテーマでした。1970年代まで、マルクスの思想は大きな影響力をもち、また大塚久雄、丸山真男などの近代化を評価する近代主義との間で「マルクスとヴェーバー」問題が問われてきました。1980年代からポストモダンの潮流が強まり、近代主義批判やニーチェなどの現代思想との関連性が話題となります。ヴェーバー研究は、高揚の時代を過ぎ、また近代化の問題のテーマ性が弱まり専門分化が進んでいるようです。なお、W.シュヴェントカー『マックス・ウェーバーの日本1905-95・受容史の研究』（みすず書房2013）は、このような「日本の近代化とは何か」をめぐって、日本の社会科学の時代の潮流と変化を考えるうえで、参考になります。

5 解説書・参考書について

最近では立教大学の講義録の小林純『マックス・ヴェーバー講義』（唯学書房2015）と仲正昌樹『マックス・ヴェーバーを読む』（講談社現代新書2014）が刊行されていますが、未だヴェーバーの全体像を紹介する定評ある解説書はみあたりません。近代化の視点では、大塚久雄『社会科学の方法』（1966）『社会科学における人間』（1967）が、西欧近代への懐疑の視点から山之内靖『マックス・ヴェーバー入門』（1997）〔以上岩波新書〕が広く読まれました。なお、橋爪大三郎・大澤真幸『ふしぎなキリスト教』（講談社現代新書2012）が、ヴェーバーの方法を用いてユダヤ教、キリスト教、イスラーム、日本の宗教を比較対照的に分析しているので、思想の源流の教材作成の参考になりました。

【概要1】 第1章 問題一 信仰と社会階層 P16-37の概略

- 1 まず『プロ倫』で解明するテーマが、資料を吟味しながら示されます。そして、プロテスタンティズムの人々が「禁欲的で信仰に熱心であり、他方資本主義的な営利に多く携わっているのはなぜか」という疑問を、多くのデータを詳細に分析していきます。
- 2 なお、『プロ倫』での直接の言及はありませんが、「カトリックの地域より、オランダ、イギリス、そしてアメリカなどのプロテスタンティズムの地域や国々のほうが資本主義の発達と親和性があるのでないか」という問いが、背景にある世界史的テーマです。

【概要2】 P 38-94 第1章 問題二 資本主義の「精神」

- 1 まず、フランクルの資料を引用し「資本主義の精神」を理念型（純粹型）として構成します。
「時間は貨幣である。信用は貨幣である。貨幣は繁殖し子を生むものである。時間を守り、質素に勤勉で正直な人間であれば商売も信用でき金が増える。」
- 2 このような、1) 正当な利潤を使命（職業）として組織的かつ合理的に追求する態度、2) 貨幣を増やすことを義務づけられた自己目的とする態度、3) 倫理的な気質をともなう「営利追求、職業労働は義務」の観念 4) 生活すべてがこの目的のために組織的・禁欲的・合理的に自己統御していく倫理的態度、それを資本主義の精神として、理念型的に導きだしています。

【概要3】 P 95-136 第1章 問題三 ルターの職業（天職）観念

この近代資本主義の精神的系譜としてルターの職業観念(Beruf = 神の召命としての労働)を分析し、その職業観念の特色は保守的で伝統的であり、そのためドイツは伝統主義を克服・打破できず、社会の停滞を招く結果となることを、詳細な注でも分析していきます。

【概要4】 第2章 禁欲的プロテスタンティズムの職業観念

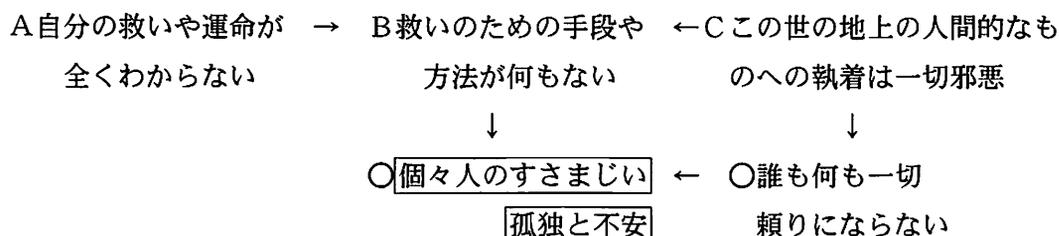
1 世俗内的禁欲の宗教的諸基盤 P 138-288

以下、カルヴァンの予定説がどう信徒に受容され変化していくかの概略を図解もふくめて示します。カルヴァンの予定説は、神の一方的な意思・運命で決まるので、「自分が救済されているか」わからず深い不安に陥る。そこで、神から与えられた使命としての天職にひたすら励み、その結果富裕になっていくという意味連関の逆説的な過程に注目して下さい。

A カルヴァンの予定説 → B 不安な信徒に与えた教会の教説と説教
→ C 教説を信じた信徒への影響 → D 救いの確証としての合理的禁欲労働
→ (職業人の形成) → E 結果としての営利と資本の蓄積 (= 救いの確証) へ
→ (「資本主義の精神」) = F 資本主義の発展 → (富の蓄積)
→ G 功利的な資本主義の精神への転化・変容 → H 「精神のない専門人」へ

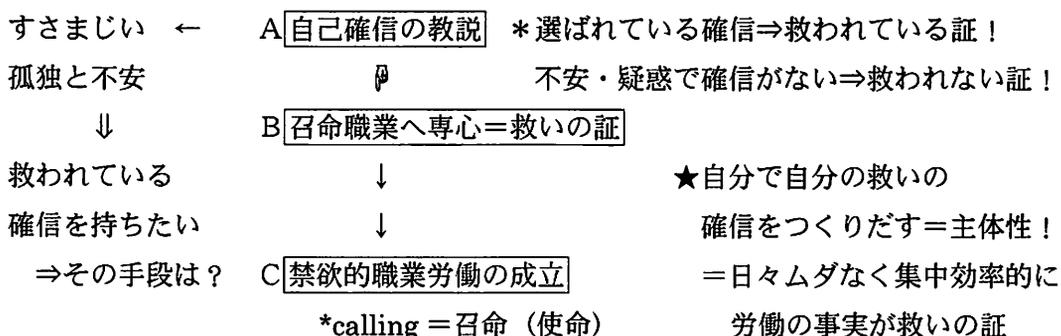
【1】テーマは予定説の影響と資本主義の精神の形成です。

- 1) 二重予定説を受け入れた信徒の内面的心理状況のプロセスの因果連関を探求し、
- 2) 人間の意味行動を理解する方法論によって、実証性（仮説⇒検証）と反証可能性を吟味しながら、以下の探求が進められます。



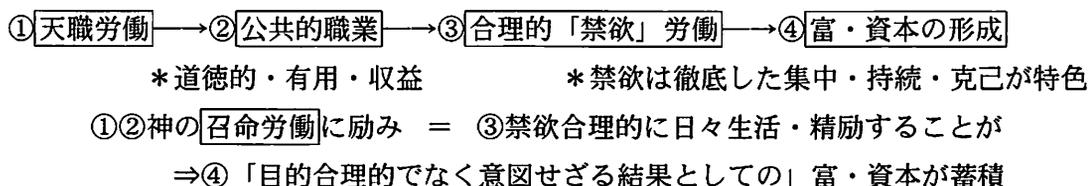
【2】職業人の形成と禁欲的職業労働の形成

「今勤勉に働く者は救われている証拠」という救いを確信し、神の国を求めてひたむきな労働に励む近代の企業家と労働者を生みだします。



【3】「資本主義の精神」の形成される過程の分析

まじめに天職を全うしようとして労働し続けると多くの富と資本がしだいにたまります。禁欲的で合理的な生活なので浪費もせず、その資本が再投資され自己増殖していきます。



【4】全体的な結論

- 1) 【意図せざる資本主義の精神の成立】 近代資本主義の精神（広く近代文化）の「職業観念の上に立つ合理的な生活態度」は、キリスト教的禁欲の精神から生まれ、近代の職業労働の禁欲的性格を促し、意図せざる結果として資本主義の精神が成立した。
- 2) 【呪術の園の克服=合理化の進展】 また、合理的禁欲思想が非合理的な「呪術の園」の克服を

可能として、事物に即し計算と予測を可能とする主体的で合理的な生活が形成された。

- 3) 【職業人の功利的な経済合理主義への転化】 当初の倫理的エートス（気質としての生活習慣）のある天職から、利潤追求が自己目的になり、ひたすらとことん競争の中で利益を追求する功利的で経済合理的な経済人へと転化した。
- 4) この過程で、「経済秩序は独自の法則をもって進展し」「禁欲の精神なく、宗教的・倫理的意味も消失する」。何のために働くのか天職の意味が見失われる。
- 5) 『プロ倫』の結語は有名な次の言葉で締めくくられます。「こうした文化発展の最後の末人たち・精神のない専門人、心情のない享楽人、この無のものは人間性のかつて達したことのない段階にまですでに登りつめた、と自惚れるだろう」と。――

このことばは、現代の文化と人間の状況への予言・警鐘ととらえることもできます。

7 質疑応答など *以下、難解なヴェーバーの学問を私なりに理解できた範囲での見方です。

当日の質疑を含めて【Q&A】の形でまとめ直してみました。

【Q1】 ヴェーバーの学問は社会科・公民科の授業にどう生かせるか。

- 【A】 1) 思想の源流の分野の「ユダヤ教、キリスト教、仏教、儒教」の比較宗教社会学の知見
2) 世界史、文明史としての「西欧近代とは何か」
3) 西欧近代社会の特質と進展（近代化）の意義と問題点
4) 広く近代の国家論・市民社会論、日本の西欧文明の受容と近代化の問題。
5) 近代資本主義の起源と現代資本主義への変容と問題点・・・などが考えられます。

【Q2】 ヴェーバーと現代思想との関わりは？

- 【A】 官僚制のシステムの問題は、西洋近代の道具的理性の問題点を批判したフランクフルト学派や、フーコーの管理と統治の自発的服従システムのテーマと重なります。また、「西洋近代とは何か」、その意味を問いなおしている点では、レヴィ・ストロースの文化人類学的見方や、オリエンタリズム（西洋文明の東洋への偏見）の問題と関わってきます。

【Q3】 ヴェーバーの視点から、現代の資本主義の問題はどうとらえられるか？

- 【A】 主著が「世界諸宗教の経済倫理」であるように、「経済と倫理」が重要なテーマです。「現代社会」「政治・経済」では、モデルとなる合理的な経済人、効率と競争による利潤追求、労働と職業の意味などを問いなおすことができます。「倫理」では、人間の行動の意味と価値を探求する『プロ倫』は、「資本主義の精神」の変容、「職業人の生き方」の特色、病理、課題、可能性、展望について今でも学べることが多いと思います。

なお、「資本主義の変容と行方」を発展的なテーマとすれば、格差社会と労働疎外をどう考えるか（ピケティ『21世紀の資本』）、投資と利潤率の低下など資本主義はどこへ向かうのか（水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』集英社新書）、生態系重視の経済の試みの可能性はどうか（渋谷浩介『里山資本主義』角川）など、資本主義をめぐる議論が盛んです。また、投機の肥大化によるカジノ資本主義やマネー資本主義の問題点は、経済学習の大きなテーマです。資本主義と国際経済の動向を理解すると、現代の世界と日本の課題がいろいろ見えてきます。

【Q 4】ヴェーバーは「西欧独特の合理化の進展」で何をテーマとしているのか。

【A】『プロ倫』では、救済を追求するための呪術的な手段を、迷信であり邪悪なものとして一切排斥する「呪術からの解放」を合理化ととらえています。その合理化の起源と探究が「世界宗教の経済倫理」の宗教社会学のテーマです。根強い非合理的な「呪術の世界」からの解放で科学的思考などの合理的な経済と社会が実現したのか、しかし、その合理化の進展が、官僚制による組織化などさまざまな文化と人間性の危機をはらんでいることに警鐘を鳴らしています。

【Q 5】ヴェーバーの官僚制の研究と合理化との関係は？

【A】「官僚制（ビューロクラシー）」は巨大組織の運用原理だけでなく、「効率化・専門化・緻密化」のとめどない合理化の進展として、現代のさまざまなシステムを貫くものといえます。たとえば、原子力などの巨大技術のシステム化、軍隊組織と戦争のシステム化、巨額のマネーが動く金融システムなど。その組織とシステムの合理化が進む中で生きる意味と可能性を問うていると思います。

【Q 6】「合理的禁欲の職業人」の人間像でヴェーバーは何を問題としているのか。

【A】「合理的禁欲」も「職業人」も特色を極限化したモデルとしての理念型（「純粹」モデル）です。合理化された組織社会では、「克己的、持続的、組織的、集中的、徹底的、意識的、自覚的に（この特色が合理的禁欲です）」「職業人として生きざるを得ない」。それを運命として甘受するか、「人間性の危機」ととらえるかが、ヴェーバーの問題意識だと思えます。

【Q 7】『職業としての学問』『職業としての政治』で、ヴェーバーは、学問、信念、政治をどうとらえているのか。

【A】宗教的な信仰を客観的な学問としてどこまで探究できるのか、強い信仰と情熱・信念をもちつつどこまで客観的たりうるのか、緊張感に満ちたヴェーバー自身の課題です。（「私はどこまで耐えられるか。それが知りたい」）。また、『職業としての政治』では、理論と実践の厳しい緊張関係、政治家の重要な資質として、「心情倫理」だけでない「責任倫理」（情熱と責任感と判断力）にもとづく成熟した判断と行動を、聴衆の青年たちに求めています。

【Q 8】ヴェーバーの「価値自由」とは何か。それが示す学問の客観性の課題とは何か。

【A】価値判断を行う学問の「客観性」はどう保障されるかがテーマです。客観性は「価値観にふれない（没価値性）」ことだけでなく、「価値観をしっかりと持ちながらそれにとらわれない」という意味での価値自由です。ヴェーバーを学ぶことは、ヴェーバーべったりでなくヴェーバーの学問、ヴェーバー研究者を批判的にとらえることでもあります。「好き嫌いで見たいものしか見ない。見たくないものはみない」というイドラにとらわれない努力が「価値自由」の精神と思えます。世界観や宗教など価値観をあつかう「倫理」では、特に注意して自戒しなければと思いました。

【Q 9】倫理の授業で価値観に関わる内容をどう扱ったらよいか。

【A】歴史認識の問題をはじめ、公民科・地歴科では、対立する価値観や争点をどう扱い授業を行うかは切実なテーマです。教師の私自身の意見や考え方が主観的か、どう生徒に伝わりどう信頼を得ることができるかが課題でした。自らの価値観や立場を客観的に相対化しつつ、かつ情熱的に問題意識をもってテーマ学習を行うか、また自分と異なる立場の他者とどう討論し実りある対話ができるのか、探求を続けたいと思います。

多面的・多角的に考察する力を育む授業実践

東京都立桜修館中等教育学校 久世 哲也

はじめに

今回、このような公開授業及び研究の機会をお与えくださった東京都高等学校公民科「倫理」・「現代社会」研究会に所属されている先生方をはじめ、お力添え下さった方々に対し、心から感謝申し上げます。有難うございました。

本公開授業は、様々な点に留意しつつ現代の諸課題を扱ったものです。特に多面的・多角的に考察する力を生徒に育むことを最も大きなねらいとして、授業を構成しました。未熟者なりに精一杯の工夫はしたもののまだまだ拙い授業で大変恐縮ではありますが、先生方の今後の研究活動の一助にして頂ければ幸いです。



1. 授業のねらい

倫理的諸課題を多面的・多角的に考察し、その解決策の是非を公正に判断し、その過程や結果を適切に表現する力を培わせる。

2. 授業の展開

過程	時間	学習内容・学習活動	指導上の留意点
導入	10分	<ul style="list-style-type: none"> ○無限の概念を、数学的に理解する。 ○「人の命は、無限に、絶対的に価値があるものであり、他と価値を比べることができないものである」という考え方があることを理解する。 ○倫理的課題の一つの側面として、「比べられる世界」と「比べられない世界」との間の対立があることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○無限の概念を理解させるにあたり、ワークシートの計算を生徒と一緒に教員が黒板で取り組み、解説する。 ○人の命の価値を扱うという授業の性質上、生徒に対して極めて慎重な姿勢で接するようにし、適切な事例を用いて、教員の価値観を押し付けないように配慮する。
展開	30分	<ul style="list-style-type: none"> ○個人ワークとして、インフルエンザのワクチンをどのような立場の人から優先的に摂取させるべきか、考える。 ○各個人（2～3人程度）が全体に対して、ワークで考えたインフルエンザのワクチン接種の優先順位について、発表をする。 ○グループワークとして、インフルエンザのワクチン接種の優先順位を、自分とは異なる立場から考える。 ○各グループが全体に対して、ワークで考えたインフルエンザのワクチン接種の優先順位について、発表をする。 ○自分と異なる立場を踏まえた意見の方が、より社会的な望ましさを備えた意見になることを理解する。 ○「犠牲を生むのは無条件に間違っている」と主張するKさんを納得させるワクチンの接種優先順位の案はないか考える。 ○誰を救うべきかと優先順位を考えるだけでなく、全ての人を救える可能性はないか模索することも、倫理的課題のよりよい解決のためには必要な視点の一つであると理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に教員の価値観を押し付けないよう配慮しつつ、個々の生徒・グループが発表した優先順位に対して、その優先順位で不幸になる立場の人を挙げつつ、教員から批判的な意見を投げかける。 ○教員から評価規準について、説明を行う。 ○個人ワークの時と同じ優先順位で理由を考えることになった生徒には、グループ内の自分とは違う意見の生徒に配慮するよう促す。 ○Kさんのような人がいる限り、優先順位を考えるという方法では、全ての人を納得させることに限界があるのだということに気付かせる。 ○Kさんの立場を支持する視点を紹介し、与えられた条件の下で選択肢を考えることが課題解決の唯一の方法ではないことを生徒に理解させ、多面的・多角的に考察することを促す。

まとめ	10分	○よりよい国家・社会を形成していくために個人に求められる資質の一つとして、大きな志や強い意志をもつこともあげられるのだと、一つの考え方として理解する。	○理想と現実のギャップに苦しみながらも、理想を捨てない姿勢を持ってほしいと、教員から生徒に、メッセージとエールを送る。
-----	-----	---	---

3. 授業で使った教材（ワークシート）

倫理ワークプリント「生命倫理」 5年 組 番 氏 名 _____

I. 指示に従って、次の様式を処理して下さい。

①	A	理由
②	B	理由
③	C	理由
④	D	理由

II. 2009年、世界的に流行した新型インフルエンザに對して、日本国内ではワクチンが不足するという事態が起きました。これを契機に日本政府は、田氏に對してワクチン接種の優先順位を示しました。この状況を踏まえ、下記のi) ii) について、考えて下さい。

i) もしあなたが日本政府の代表者から、下記のA-Eのどの立場の人に、優先してインフルエンザのワクチンを接種させますが、あなたが考える優先順位を、理由とともに、教えてください。

A. 医師や看護師 B. 高齢者 C. 子ども D. 日本政府の代表者 (自分を含む)

順位	選択肢	理由
①	A	理由
②	B	理由
③	C	理由
④	D	理由

ii) あなたたちのグループは()の資料を守る圧力田株の一角です。インフルエンザワクチンを全ての()にいそむらせるために、どのような理由で()のワクチン接種の優先順位を1位にしますか、下記の優先順位を踏まえ、できるだけ高い順位が得られるように、理由を考えて下さい。

(併用可能)

- A: 他の全ての立場を併用させ、さらに今後どんな立場の人が選んでも併用させられる理由を導いた。
- B: 自分以外の一つ以上の立場を併用させられる理由を導いた。
- C: 自分の立場からしか意見を述べられていない。

【回答】

※圧力田株-政府や政府に対して要求を突きつけ、政府に影響を与える田株

(圧力田株のみならず圧力田株とも関わっているわけではなく、第三者が関わっている場合です。) 公平の政府・政府の態度でも、深く学びます。

【MEMO】

※IIのii) に取り組ませた後、下記内容が書かれたプリントを各グループに1枚ずつ配布する。

Kさん

人は皆平等であるので、優先順位を考えること自体、問題である。常にすべての人を救おうとする努力をすべきである。だから全員に少しずつワクチンを接種してあげるべきである。救える数は関係ない。犠牲を生むのは無条件に間違っている。

⇒ Kさんの意見に従って、ワクチンを配分したところ、一人あたりのワクチンの量が足りず、ワクチンの効力が発揮されず、全員がインフルエンザになり、全員が不幸になりました。

4. 授業の工夫した点

i) 指導に関する工夫点

これまでの現代の諸課題の扱い方としては、特に現代社会や政治・経済の科目で現代の諸課題を扱う場合は、異なる幸福が対立する場面を想定し、その対立をどのように調整するか考えさせるのが主だった。(個人的な経験則であれば、申し訳ありません。)例えば、環境保全を優先すべきとする立場と経済発展を優先すべきとする立場の対立をどのように調整するか等である。無論、このような視点は現実的に必須であり、実際の課題解決には欠かすべきではないものである。しかし一方で、あえて倫理で諸課題を扱うのであれば、その対立の背景を踏まえた根本的な解決をはかろうとする視点を、つまり与えられている対立の条件自体を考え直す視点もあっていいのではないかと考えた。例えば、環境保全と経済発展どちらを優先させるべきかという対立について言えば、そもそもとてつもない新エネルギーが生み出され資源が潤沢になれば、地球が持続可能な状態になれば、そもそも対立自体が起こらないのではないかといった視点である。理想論で現実には即していないかもしれないが、これを視点の一つとして生徒に育むことで、生徒がより多面的・多角的に考察できるようになると考えた。

ii) 評価に関する工夫点

本公開授業では、授業の中で評価規準を生徒に明示することで、公正で客観的なものの見方や考え方に対する意識付けを図ろうと考えた。但し、その明示する評価規準(ワークシートに書いている評価規準)は、あくまでも生徒にとっての評価規準であって、教員が生徒を評価する際的评价規準は別に用意した。教員は、回収したワークシートの中に社会的望ましさがいかに盛り込まれているかで、個々の生徒を評価する形にした。しかしワークシートの評価規準でA評価をとろうと考えれば考えるほど、誰でもいつでもあてはまる客観性・普遍性を求めるようになり、それが社会的な望ましさにつながっていくため、結果的に二つの評価規準は連動することになる。評価規準を二つ用意したのは、生徒に明示する評価規準が生々しすぎると、つまり成績に関わることばかりを強調しすぎると、そもそもを考えるような、今回の授業で生徒に育みたいと考えている視点が生徒に身に付きにくいと考えたからである。それゆえ、授業においてもゲームのルールのような形で、評価規準を明示した。最終的にどのような答えを導き出そうとも、ワークシートでA評価がとれない形にしているのも、そのためである。

5. 授業を振り返って

回収した生徒のワークシートから、一定程度の成果は確認できたものの、課題も散見された。特に、社会的な望ましさに対する配慮をすることなく、こじつけの理屈でA評価をとろうとした生徒が一部いた点は、非常にもったいなく感じた。今後は社会的な望ましさの意義について考えさせるプロセスを重視し、授業改善をはかっていきたい。

風景の哲学 美学と倫理学のあいだ

明治大学商学部教授 清水 真木

1. 「絶景の形而上学」から「風景の発生的現象学」へ

風景という言葉については、非常にたくさんの、色々なイメージがある。また志賀重昂の『日本風景論』（岩波文庫）以来の膨大な文献がある。そういう文献を読みつつ感じたことは、何か違うのではないかということだった。その小さい違和感を大切にしつつ、風景を手がかりにして、私たちの日常的な実感に合った哲学というものを手作りしてみようじゃないかというのが、私のそもそも風景というテーマに辿りついた出発点、きっかけだった。



芭蕉の作と伝えられる「松島や ああ松島や 松島や」というおよそ意味のない俳句がある。これはその松島という絶景を眺めて、それで言葉が出なかったのでこういう句になったと普通は考えられている。風景というものの美しさに直面したときの生な感動がここに表現されているということになるのだろう。もしかすると、松島を初めて見てすごく感動して声も出ない人がいるのかも知れないが、人によっては全然感動しないこともありうるのではないか。よく初日の出を見て感動する人がいるが、なぜ初日の出を見て感動するのだろう、毎年出てくるのに、毎日同じところから日がのぼっているのに、なんで初日の出を見ると感動する人がいるのだろう、ということを行っている人がいて、それはそうかも知れないと思う。感動しているかどうかというのは人によって相当色々なのではないか。

それでこういうふうに美しい風景をどこかに見に行くというのは、どこかにわざわざ出向いてそれで観賞する、松島であったり銚子の初日の出であったり、そういったものではなくて、むしろ、日常生活のどこかにあらかじめ風景の経験が埋め込まれていて、そこが起点になって私たちの風景に対する態度がおのずと決まってくるのではないか。つまりどこに行っても風景はある、今ここに私が立っている、皆さんが御着席になられているけれども、その中でも必ず風景というのが一人ひとりにあるわけなので、決してその美しい風景、あるいは富士山から見た下の世界みたいなそういう特殊な風景（＝絶景）が風景の原初的な経験ではないのではないかと、というように私は考えている。つまり、風景の概念というのがまずどこで生まれたのか、どういう仕方で風景が生まれ、そして私たちの知っているいわゆる美しい風景、松島であったり富士山であったり初日の出であったりそういう風景に対して、どうして風景として私たちの前に現れてくるのか、ということを考えてみる必要があるのではないかと。そうしないと、風景をどう評価するのかという問題についても、態度が決められないのではないかと。

おそらく今後、2020年の東京オリンピックを目指して、色々な形で東京の風景が変わって行くと思うが、そういった時にあそこの風景は汚い、新宿駅の西口は汚い、だから全部壊してしまえというような主張、あるいはその逆というような主張が姿を現したときに、私たちが自分なりの意見をもつた

めには、まず、今言ったようなことを考えておくことが必要なのではないか。つまり「風景の発生的現象学」みたいなことを考えてもいいのではないか。

とはいえ、いきなりそういうあまり具体的ではない話をしては仕方がないと思うので、今日は、テーマを3つ設定した。①まず、風景についてこれまでどうということが語られてきたのかを図式的かつ大雑把なかたちでまとめてお話しする。②その次に、その両方が依拠している暗黙の前提みたいなものを簡単にお話ししたあと、③最後に、先ほど私が申したような強烈に抽象的なことを少しお話ししたい。

2. 「ピクチャレスク論」 風景論の2つのタイプ(1)

さて、風景論の2つのタイプという話からしたい。これまで風景論といわれている言説には多種多様なものがあるが、歴史的に見ると大きく分けて2つのタイプがあって、このタイプのどちらか、あるいはその混合形態として整理できるのではないか。

英語で landscape というのが風景。風景は他の単語で言うと view とか sight とか色々な言葉があるが、さしあたり landscape という言葉の歴史を振り返ってみたい。Landscape という言葉を OED [Oxford English Dictionary : 編者注] で調べると、風景画という意味で最初に使われるようになった。それが16世紀の終わりだということである。その後、17世紀に入ってから徐々に風景画じゃなくて風景——物理的な風景——の意味で使われるようになってくる。これは最後にお話しすることになるが、結構重大な意味がここにあると言ってよい。

さて、したがって、風景の言説というのは、おおよそ17世紀あたりから現在までの400年くらいのこと限定して差し支えない。実際、17世紀あたりには風景画が非常によく好まれていた。

17世紀から18世紀に特にイギリスからフランス、イタリアに向けて富裕層、及び貴族の師弟が長期間にわたって旅行するいわゆる「グランド・ツアー」というものが行われていたけれども、そのグランド・ツアーがイギリスから出発して南へ南へと、最終的にはイタリアに行く。ナポリとかそういうところに長期間滞在して古典的な芸術作品を鑑賞して、という旅行だったのであるが、ローマには、イギリスから来たグランド・ツアーの旅行者に人気のあった2人のフランス人の画家、ニコラ・プッサンとクロード・ロランがいた。両方とも風景画家として有名だが、2人ともローマに永住して死んだ。彼らが「歴史的風景画」あるいは「理想的風景画」と呼ばれるようなタイプの風景画をたくさん遺している。

有名なプッサンの絵に「アルカディアの牧人たち」(1638~1640年)がある(図1参照)。この絵のモチーフについては美術史家のパノフスキーが有名な論文(「われ、また、アルカディアにありき プッサンと哀歌の伝統」〈『視覚芸術の意味』(中森義宗訳、岩崎美術出版社)〉)を書いていることでも知られている。

あるいは、クロード・ロランの絵は海の風景を使ったものが多い(たとえば「海港」(1637年、図2参照))。



図1



図2

ニーチェが彼の絵を大好きで、私は博士論文がニーチェなのだが、ニーチェは「クロード・ロランが大好きで他の絵はよくわからない。こういうのは好きだ」という意味のことを語っている。非常に物語的な絵が好きだったようで、クロード・ロランが得意とするところでもあったわけである。イギリス人たちがこういう絵を持ち帰って、あるいはこういう絵を収集したことは、landscape という語がイギリスで特に風景画として最初に使われたことと無関係ではないと思う。

そして、間接的にそういう影響のもとに生まれてきたのが、「ピクチャレスク論」というタイプの風景論

である。ピクチャレスク論というのは、どう風景を見るかということ、風景は美しくないといけない。これは当たり前のように見えるのだが、あとで言うように全然これは当たり前ではなくて、結構変わった考え方だったのかも知れないわけである。風景の価値というのは「美」にある。美の尺度はピクチャレスクである。ピクチャレスクな風景がよい風景なのだということである。ピクチャレスクというのは、イタリア語の *pittoresco* という形容詞から来ている。グランド・ツアーの影響もこの辺りから見ることはできるのではないか。したがって、風景のよし悪しというのを決めるのはピクチャレスク、よい風景というのは絵のような風景、*picture* のような風景である。その場合、*picture* というのは何のことかということ、風景画のことなので、よい風景画というのがまずあって、よい風景画みたいな風景がよい風景だという考え方である。

そうなってくると、結局のところ、風景の18世紀あたりのイギリスの人たちの感覚からすると、風景とは何かということ、現物で再現された風景画、三次元的に再現された風景画であるということになる。風景画みたいな風景というのがよい風景であり、それは三次元的に再現された風景画ということになる。そういう考え方に基づいて、イギリス風景式庭園と呼ばれているものが作られた。たとえばフランスのベルサイユ宮殿の庭園を御存知だと思う。すべて、キチッキチッと幾何学的に囲まれているようなものであるが、それに対してイギリス風景式庭園というのは、モシャモシャと木が生えていてその周囲に芝生を生えさせている。このイギリス風景式庭園については、安西信一先生という、ちょうど去年の今頃お亡くなりになった先生に『イギリス風景式庭園の美学』（東京大学出版会）という著書があって、これは、日本におけるこの問題についてのスタンダードな文献だと思うが、ある機会に、安西先生から、風景式庭園というのはゴルフ場のバンカーみたいな感じというような話をうかがったことがあるが、写真を見れば、まったくもってその通りだと感じられると思う。実は結構手が入っているのであるが、手を入れていないかのようにモシャモシャと木が生えているのがイギリス風景式庭園の特徴である。これが、風景画みたいだ、風景画を現物で再現するところなる、という典型である。

しかし、18世紀の後半になると、ただ庭をつくってそれを風景画みたいに見せるというのではなくて、実際に外に風景を探しに庭の外へ出て行く、庭の外に出て行って風景画みたいな風景を収集するということをみんながやり始める。ウィリアム・ギルピンというのは、一番有名な風景収集家（本業は聖職者）で、色々な旅行記を書いたり、あるいはその風景を収集するにはどうしたらよいかという

ような本をたくさん残したりした人物で、ピクチャレスク・トラベル (picturesque travel) ということを提案していた。つまり、庭園から外へ出てしまって、実際の自然の中で風景画みたいな風景を探すのがピクチャレスク・トラベルと言われている。

そういった風景を探すための1つの道具として、当時クロード・グラス(図3参照)というものがあつた。バックミラーのような形の黒っぽい色をした鏡で、これに背後の風景を映す。そうすると背後にある風景がクロード・ロランの風景画のように見える。これは19世紀の初めころピクチャレスク・トラベルには必携の道具だとされていた。

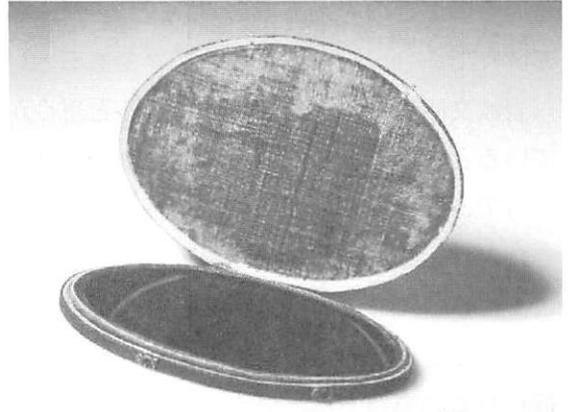


図3

しかし、ここに御坂峠から見た富士山の写真(図4参照)があるが、『富嶽百景』という太宰治の有名な小説に、「私は、あまり好かなかつた。好かないばかりか、軽蔑さへした。あまりに、おあつらひ



図4

むきの富士である。……私は、ひとめ見て、狼狽し、顔を赤らめた。これは、まるで、風呂屋のペンキ画だ。芝居の書割だ。どうにも注文どほりの景色で、私は、恥づかしくてならなかつた」などと書かれていて、太宰がこの風景をあまり好きではなかつたことがわかる。好きではないばかりか、「風呂屋のペンキ画」とまで言っている。見方によっては崇高とすら言うことができるようなこういう風景について、風呂屋のペンキ画だということには結構重大な意味があるのではないか。風呂

屋のペンキ画というものすごく低級画の代表かのようなものと重ね合わせる点に太宰独特の(しかし、普遍的な)風景の見方が現れているような気がする。

3. 「風景=生活環境論」 風景論の2つのタイプ(2)

さて、それでは次のもう一つの風景について考えたい。ピクチャレスク論というのが18世紀からすでに出来上がっていたが、これとは別に、ここで「風景=生活環境論」というふうと呼ぶもの、もう少し新しい風景観がある。これは、基本的には20世紀に入ってから形を整え始めたが、現在では、これもよく見かけるタイプの議論である。

風景は生活環境の一種であり、私たちの生活様式みたいなものと一体になっている。ヨーロッパにはヨーロッパ、ドイツにはドイツ、フランスにはフランス、アメリカにはアメリカの人がよいと思う風景があり、同じように、日本には日本に日本らしい風景というものがある。東京には東京にふさわしい風景があり、同じ東京でも、たとえば品川には品川にふさわしい風景、千代田区には千代田区にふさわしい風景、あるいは八王子には八王子にふさわしい風景がある。あるいは、たとえば飛騨高山みたいなところには飛騨高山的な風景、そこが人々の生活というものに合致した風景があつて当然、

というのがこの考え方である。そうなってくると、どういう風景がよい風景かというのは、地域によって区々であり、当然、基準も区々であるということになる。大抵の場合、和辻哲郎の有名な『風土』(岩波文庫)のようなものでわかると思うが、基本的には自然環境の制約を受けて生活様式は成立していると考えれば、自然環境の制約を受けて風景の理想もおおのずと定まってくるというのがこの考え方である。そうなってくると、風景と調和し、風景に寄り添うように生活様式が伝統的に決まってきたから、歴史的に形成されてきた具体的な風景が評価されることになる、たとえばこういうビルがここに建ててもらっては困るというのは、そういう風景によって規定された生活様式との関係から言われることになる。風景が生活様式を規定しているのだけれども、風景の評価は生活様式に基づいて行われる必要があるという考え方が風景生活環境論であって、形式的には循環に陥っているとも言える。ただ、別に悪循環を起しているわけではないが、表面的に見ると堂々巡りをしているように見える。具体的には、この和辻のような大がかりな話もないことはないが、実際の風景論では、ちょっと小ぶりのいろいろなタイプに分かれている。「地霊論」——地霊というのはゲニウス・ロキ (genius loci)、ラテン語で場所の聖霊という意味だけれども——つまり歴史的環境というものを重視する、たとえばある都市のあるエリアにはこういう建物を建てるとその場所にふさわしくない、だからやめたほうがよいというような議論があるが、これは、地霊論だというふうに言ってよい。『東京の地霊 (ゲニウス・ロキ)』(鈴木博之著、ちくま学芸文庫)という、わりと有名な本がある。

あるいは、「原風景論」といったものも、風景＝生活環境論の一種である。これは、いわゆる「原風景」を重視する考え方であって(樋口忠彦『日本の景観 ふるさとの原型』(ちくま学芸文庫))、これによれば、日本にはこういう日本独特の、たとえば山と谷のような地形があって、その谷の一番下のほうにはこういう風土が一般的だから、そういう風土にはこれにふさわしい家を建てると気持が落ち着く、というふうに考えることができる。たとえば白川郷は、あの風土にぴったり合っている。だからあれこそまさに日本的、あるいは地方的な望ましい風景なのだという考え方になる。まあ、自然環境の方が大事ということになる。都市に関して言うと、地霊の話をする人が多く、田舎だと原風景の話をする人が多いと言ってよいかも知れない。

こういったような風景＝生活環境論というのは、必ずしもピクチャレスク論に対抗するものとして成立したわけではないが、現在は、事実上のオルタナティブになっている。というのは、風景を評価する基準はたった一つ、どこでもいつでも通用する普遍的な基準なるものがただ一つあるということピクチャレスク論は前提とする。つまり、風景を評価する基準が風景画の美しさしかないから、風景の美しさの基準も1つしかない。基準は普遍的で、どこでも——アメリカだろうがヨーロッパだろうがアフリカだろうが——通用するんだ、という話になる。それに対して、この風景＝生活環境論に従えば、風景を評価する基準は限りなく多様であってかまわない。社会の数だけあるという感じになってくる。

そもそも、日本では、ピクチャレスク論みたいな議論というのはされたことがないと思う。日本の風景論をめぐる文脈の中では、風景＝生活環境論ばかりで、どこでも必ず通用する風景の美の基準があるというような話は、ほとんど前面には出てこない。少なくとも街づくりをどうする、とかそういうことが問題になってくると、たちまち日本ではこの風景＝生活環境論が優勢になってくる。実際、汐留とか品川とかあちこちで建っている無国籍的な建物、ああいう建物を批判するときにもこの風景＝生活環境論が前提になる。つまり、建築上の「機能主義」みたいなものを批判するときにも、この風

景＝生活環境論というのに依拠することが多いだろう。もちろん、機能主義は色々な形で批判される（たとえばロバート・ヴェンチャーリ『ラスベガス』石井和紘他訳、鹿島出版会）が、風景＝生活環境論は、批判の1つのやりかたかも知れない。ただ、これから少し述べるように、風景＝生活環境論という枠組の中で話をしていても、原風景とか地霊というような観念を認めないという人も中にはいる。

景観問題というのをよく耳にすることがあると思う。今から10年前だったか、醜い景観（「美しい景観を創る会」による「悪い景観100選」）をリストアップするというよく分からない運動（伊藤滋『醜い日本の景観』リスト初公開（『文藝春秋』2005年8月号））があって、その時に新宿の西口の小田急百貨店の裏辺りの風景とか、あるいは宇都宮駅の駅前とかそういうのが槍玉に挙げられた。あるいは、郊外の街道沿いにある安っぽいホテルの外観とかそういうのが問題になっていたと思う。けれども、そういう景観問題についての色々な意見は、いずれも風景＝生活環境論の内部における対立であって、「美の普遍的な基準は……」みたいな話をしているわけでは全然ない。そうなってくると、だいたい風景＝生活環境論というのは、風景論というよりも、むしろ「都市論」とか「環境論」と呼んだ方がよいようなもの、文化論的な味付けの都市論と環境論というような感じになることが多い。実際、都市論と環境論という体裁で風景を論じる文献はたくさんある。しかも、伝統的な生活様式みたいなものを大事にする点からして、やや保守的になっているのが普通である。表面的に見れば、新しいものは嫌だという議論が非常に多数を占めることになる。古い町並みを再現することが街づくりなのだというような議論も散見するように思う。

映画「となりのトトロ」（宮崎駿監督、1987年）は御存知だと思うが、宮崎駿のアニメには、だいたい「日本の昔の古きよき風景を守れ」というメッセージが必ず入っていて、「となりのトトロ」でも高度経済成長以前の田舎の風景がとてもステキなのだということが強調されている。宮崎駿は、政治的には左翼だけれども、風景に関しては典型的な保守派（「風景右翼？」）で、政治的な右／左と、風景に関する保守／革新は必ずしも一致しないと思う。「となりのトトロ」はまだ割とおだやかに語っているが、さらに新しいところ（たとえば「崖の上のポニョ」（2008年））になると、政治的な立場と結びけられて、かなり過激かつ露骨に主張が出ていると言ってよいと思う。

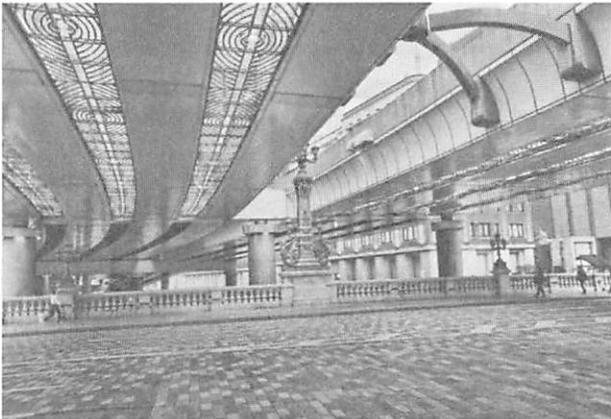


図5

このトピックに関して私たちから見て一番わかりやすいのは、東京の日本橋（図5（c）Jun560 2010（<https://www.flickr.com/photos/47741487@N06>）参照）である。日本橋の上の高速道路をどうするか、これについては東京オリンピックまでに取り払ってしまえという議論がある。それどころか、おそらく20世紀の末以降、「日本橋の上の高速道路是か非か」というのは、繰り返し耳にしてきた話である。これについても、高速道路の撤去に賛成という人と反対という人がいる。高速道路

を撤去して川の両側に空き地を作って親水公園にしようというような主張をするのが多数派である。

『下流社会』（光文社新書）の著者、三浦展は、『新東京風景論』（NHKブックス）では、「高速道路絶対に撲つべし」という意味の主張を展開している。しかし、その一方で、東北大学の五十嵐太郎は、

『美しい都市・醜い都市』（中公新書ラクレ）という本の中で、高速道路の撤去に明確に反対している。これはこれで近代的な都市の風景なのだというわけである。こういうふうに意見が色々と分かれているけれども、五十嵐太郎が地霊とか原風景とかを考えない立場であるのに対し、三浦展は自分が育った新潟県の田舎の話を書いていることからわかるように、地霊や原風景を非常に重視する立場だと思う。

4. 両者に共通するもの 他者の不在

とはいえ、今ピクチャレスク論と風景生活環境論という2つに大雑把に分けて説明してきたが、実は、この2つにはある共通点があるといってよい。その共通点とは、「他者の不在」だと私はみている。

イギリスのバッキンガムシャーのストウ・ハウスの庭園に非常に珍妙な構造物がある(図6 (c) Martin Pettitt 2010 (<https://www.flickr.com/photos/mdpettitt>) 参照)。これを見ると、何か上に木が生えていて、何かアーチらしきものがある。一見すると古代ローマの水道橋の跡であるかのように見える風景である。これは一体何なのかというと、人工的に作られた廃墟である。つまりこれは最初から廃墟として作られた構造物で、もともと何かの用をなしていたわけではない。イギリス風景式庭園の中には、こういう作られた廃墟というのが少なからずある(谷川渥『廃墟の美学』(集英社新書))。

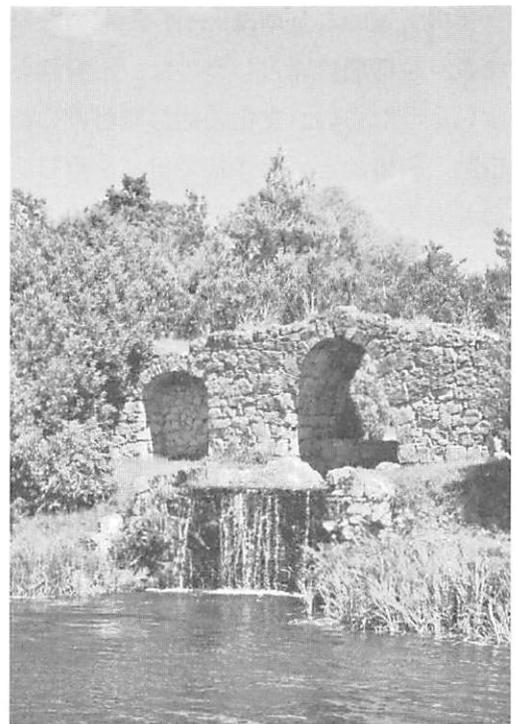


図6

そして、これがある意味で典型的な考え方である。つまり、庭園の中にあるものは、すべてコントロール可能で、人間の手で配置され、人間の手で管理されているものであるというのが前提になっている。したがって、庭園の中を歩いていて、どんなに自然に似せていようとも、庭園を造った人が知らないものが見つかることはありえない。特にイギリス風景式庭園の場合、庭園の中を人が歩いていてそこで見たこともないもの、全然分からないもの、これは何だというものがあることはありえない。そこにあるものは必ず、そこに置かれたもの、そこに配置されていたものである。これがその庭園というものの一つの特徴であって、風景の内部にあるものはすべて操作可能であって、それが予想もしないようなかたちで崩れてきたり、予想もしないものがそこに飛び込んできたりするようなことというのは、あってはいけない。たとえば立派な木が生えていて、それが雷に撃たれて倒れてしまったなどというのは、本当はあってはいけないことで、もし木が倒れたら、その木は伐採して新しい木を植える。そして、もとの風景画みたいな風景というのを維持して行くという、そういう考え方が風景についての伝統的な考え方の裏にあると言ってよい。何一つ驚くべきことは起きてはならないのである。

その意味で、先ほど御坂峠から見た富士山についての太宰の言葉を引用したけれども、芝居の書割

という言葉、これまで説明してきた風景論の前提には、これに似た考え方が潜んでいると思う。「廃墟もどき」をわざわざ作るという態度、これは一見自然そのままのように見えるものをわざと作っているわけで、こういうのは汚いからすべて刈り込んでしまえとフランス人なら思ってしまうところをわざわざ自然っぽくしてはいるが、発想は同じであって、これが庭園というものの基本的な見方である。風景についても同じであって、すべてをコントロールする、理性の他者、つまり思いがけないものがそこに到来するということが想定されていない。晴れているときに美しい庭園は、晴れているときに見てくれないと困る。雨が降ってみたり、木が倒れてみたり、地震が起きて地割れが出現したり、そういうのはありがたくない。どれほど自然に似せていようと自然ではない。それが landscape の本質である。風景はすべてコントロール可能でありコントロールされなければならないのである。

風景＝生活環境論においては、さらにその考え方が強く前提とされている。ここで都市の風景を念頭にこの考え方を突き詰めて行くと、都市全体が「テーマパーク」のようなものになってしまうはずである。つまり、すべてキチキチと秩序だってある目的を与えられた構造物が、ある場所に必ずある。そういうようなことを「テーマパーク化」と名づけることができると思う。たしかに、これは、清潔で整理された見通しのよい空間かも知れない。すべてのものを非常に合理的に満たすことができる。

京都の花見小路——四条通と直角に交わっている祇園の通りだけれども——ここでは、電線が地中化されて建物が復元されて、道路が石畳っぽくなっている(図7 (c) hsl0 2012 (<https://www.flickr.com/photos/hsl0>) 参照)。しかし、実際に行ってみるとわかるように、これは、まさしくテーマパーク化の典型のような感じで、日光江戸村や東映太秦映画村を連想してしまう。

これに芸者さんでも歩いていたら、それこそ時代劇の舞台だろうと思う。

こういう風景というのは確かに一見すると綺麗であるかのように見える。非常に清潔であり整然として統一がとれているけれども、はたしてこれが私たちにとって居心地のよい生活環境なのだろうか、こういうところで



図7

生活することが私たちに快いのだろうか、というふうに考えてみると、必ずしもそうとは言えないと思う。一般的に言って、昔の町並みを再現したとしても、それがそこで生活する人たちの現在の生活様式に合っているのかどうかというのは、非常に大問題になってくると思う。こういったような、つまりすべてがテーマパーク化されてすべてが観光地化されてしまうというのは、多分今の町並みの整備とか街づくりとか景観保全とか、そういったもののすべてに当てはまることだろうと思うが、また、実際どこの観光地に行っても似たような感じで土産物屋が並んでいたりするのを見るが、これが風景に対する正しい態度であるとは到底思えない。

5. 「見えない風景」から「見える風景」へ

ではどのように考えればよいのか。風景というのがどういうものなのかということを考えたときに、

日常的にいつ如何なるときにも、目を開けてさえいれば必ず風景というものが意識のどこかにある。今ここで私が注意を向けている中心にあるものは風景ではないが、その背後にあるもの、その彼方にあるものは、常に風景として私たちに表れてくる。そうなってくると、さしあたり風景というものは、常により遠くにとという形で私たちに与えられているものと言ってよい。どういうことかという、何かに注意を向けると、それは風景ではなくなるということであり、風景とは、意識の辺縁においてのみ「風景」であるということである。

つまり、今私が窓の外を見て建物があると思いつつ、あまりそのことを考えずに話しをしているが、今私にとっては、注意を向ける前には今窓の外にある建物は風景であるわけだが、しかし逆に窓の外に建っている建物に注意を向けると、それは私たちの注意の中心にやってくることになるので、風景ではなくなる。そして、「風景だったもの」になる。注意を向けていなかったものに注意を向けるとそれは風景ではなくて「風景だったもの」に過ぎないものになってしまう。つまり、風景の物理的構成要素とか、風景として見えていたはずの像のようなものがそこに残るだけであって、風景というのは消えてなくなってしまい、別のものが今度は風景になるという、必ずそういうふうになっている。風景というのは注意を向けることのできないもので、何かに注意を向けるとそれは風景ではなくなってしまって風景はまた別のところに出現するという、そういうふうになっている。そうなってくると、さしあたり風景というのは、哲学的な術語で表現するなら、「地平」みたいなものである。地平というのは私たちの認識や行動の前提となっているような暗黙の必須の構成要素となっているけども特には注意されないもので、「暗黙知」などと呼ばれているものも地平の一種であるし、あるいは、ゲシュタルトにおける「地」と「図」というのがあるが、地に当たるものを地平と呼ぶこともある。

フッサールなどは、たとえば「あそこに家がある」と言ったときに家があることを認識しただけではそこに窓があり扉があり屋根がありというのは認識されないわけだけれども、よくよく見ると窓があり屋根がありドアがあるということが分かってくる。そのときにぱっと見たときには認識されないけれども、よくよく見ると分析すると分かってくる細部の構造のことをフッサールは「内部地平」と呼んでいたりする。そういう色々な意味があるが、全体をひっくるめて私たちの生活を支えている暗黙の前提のようなものを考えていただけるとよいと思う。常に暗黙のうちに非主題的にしか私たちは風景というものを見ていないし、見るができないということが言える。

そうなってくると、風景というのは、「松島や ああ松島や 松島や」と芭蕉が読んだときのように切り出されて出てくるときは別だが、そうでなくて生活の一部、経験の一部をなしているかぎり、私たちに對しては決して現前してこないもの、つまり主体的に風景を正面から見据えて捉えるというのが決して出来ないものなのだと行ってよいと思う。これをさしあたりここでは「見えない風景」と呼んでおきたい。この見えない風景、つまり私たちが常に「その都度あらかじめより遠くに」というかたちで意識の周辺部分にあるなと思っていうものが風景であって、その風景の経験、常に周囲を取り巻いているものとしての風景の経験から「松島や ああ松島や 松島や」のようなそういう風景——これは「見える風景」と言ってもよいかと思うが——富士山の眺めとか初日の出とか松島とかそういったようなものが出てくるというふうに、つまり風景に対する態度の根源にはこの「見えない風景」の方にあるのではないかと考えている。そうなってくると、まず「見える風景」というのは、その瞬間、私たちがたとえば松島を視覚的に受け止めたその瞬間ではなくて、一瞬ののち、それが想起されることで初めて松島の風景として切り出され、「見える風景」という形で私たちはそれを再認す

ることになる。この段階で、風景は、作者なき芸術作品、実物大の風景画となり、美的な享受の対象になってくる。つまり、日常的に私たちを取り巻いている風景というのは、全然美的な享受の対象でも何でも無い、見ているときにはモヤッとして見ているしかない、そういうものなので、全然美しいとは限らないものであると言える。

「見える風景」を風景として切り出しうるのは、「見えない風景」をその都度あらかじめ経験しているからである、つまり見えない風景に対する態度というのが、実は見える風景に対する態度を考える上で、ものすごく重要になってくるであろう。見える風景というのは確かに沢山あるが、そういった絶景などと言われている見える風景というのはどう評価するかということは、おそらく見えない風景を形にする努力、私たちの見えない風景というのは私たちの暗黙の前提とか暗黙のうちに前提としている色々な理解、あるいは経験、知識、この世界に対して与えている意味、そういったものというものを含んでいるわけで、そういったものが見えるようにしているのがこの見える風景であり、それをちゃんと見えるようにしているのが、おそらくそれは新しい世界の見え方、新しい世界の意味というのを私たちに教えてくれる風景がよい風景であり、そうではない風景、つまりそれこそ風呂屋のペンキ画みたいに、世界の新しい意味というのを私たちに何も教えてくれない風景というのは、おそらくよくない風景ということになる。絵葉書のような形で再生産される風景はおそらく否定的に評価される。そして新しく私たちにこの世界の意味を教えてくれるような風景こそ、見える風景をより見える風景だということになるはずである。

そしておそらく芸術作品としての風景画本来の意味もそこにある。つまり、風景画というのは、絵はがきを作るためにあるのではなくて、世界の新しい見方というのをそこで提示する、そしてその見えない風景というのを見えるようにさせる、それが風景画というものの本来の意味なのではないかと私は考えている。だから、風景画を基準にして風景を評価するというのもあながち間違いではないということになってくるのではないか。メルロ・ポンティは、セザンヌのあの下手くそな風景画が何を意味しているのかということについてあれこれと語っていて、主客未分状態の現象や「野生の存在」とメルロ・ポンティが言っているものを見えるようにさせる努力が、セザンヌにああいう下手くそな風景画を描かせたのだというふうに言っていて、まさしくその通りなのだろうと思う。

したがって、私は、ただ単に昔の古い風景を再現することが街づくりであるという考え方には、全然与することはできない。宮崎アニメのものも斜めから見ているところがあって、たしかに「となりのトトロ」は面白いと思うが、あそこで前提とされている風景観にはあまり同調できない。それはたとえば建築なら、そこに新しい建物を建てることによって私たちの生活の新しい意味、あるいはその地域の新しい役割、新しい意味みたいなものを提示するということがおそらくよい風景を作っていくことにつながるのではないかと考えているところである。

参考文献（本文中に示したものは除く）

- 『10+1 No.43 特集 都市景観スタディ いまなにが問題なのか？』、INAX 出版、2006年。
- ジェイ・アップルトン『風景の経験 景観の美について』、菅野弘久訳、法政大学出版局、2005年。
- 芦原義信『街並みの美学』、岩波現代文庫、2001年。
- ユルギス・バルトルシャイティス『アベラシオン』（バルトルシャイティス著作集〈1〉）、種村季弘、巖谷國士訳、国書刊行会、1991年。

- オギュスタン・ベルク『日本の風景・西欧の景観 そして造景の時代へ』、篠田勝英訳、講談社現代新書、1990年。
- ケネス・クラーク『風景画論』、佐々木英也訳、ちくま学芸文庫、2007年。
- 『風景の哲学』(叢書・倫理学のフロンティア)、佐藤康邦、安彦一恵編、ナカニシヤ出版、2002年。
- Gilpin, William, *Observations on the River Wye, and Several Parts of South Wales, &c relative chiefly to Picturesque Beauty, made in the Summer of the Year 1770*, in: *The Picturesque. Literary Sources & Documents*, edited and with an Introduction by Malcom Andrews, *Volume I: The Idea of the Picturesque and the Vogue for Scenic Tourism*, Mountfield near Robertsbridge, Helm Information, 1994.
- Gilpin, William, *Three Essays on Picturesque Beauty; on Picturesque Travel; and on Sketching Landscape: to which is added a Poem, on Landscape Painting*, 2nd Ed. 1974, in: *The Picturesque. Literary Sources & Documents, edited and with an Introduction by Malcom Andrews, Volume II: Debating the Theory and Practice of the Picturesque*, Mountfield near Robertsbridge, Helm Information, 1994.
- 桑子敏雄『風景のなかの環境哲学』、東京大学出版会、2005年。
- 桑子敏雄『生命と風景の哲学 「空間の履歴」から読み解く』、岩波書店、2013年。
- 中村良夫『風景学入門』、中公新書、1982年。
- 『日常性の環境美学』、西村清和編、勁草書房、2012年。
- 西村清和『プラスチックの木でなにが悪いのか 環境美学入門』、勁草書房、2011年。
- 西村幸夫『西村幸夫風景論ノート 景観法・町並み・再生』、鹿島出版会、2008年。
- クリスチャン・ノルベルグ＝シュルツ『ゲニウス・ロキ 建築の現象学をめざして』、加藤邦男、田崎祐生訳、住まいの図書館出版局、1994年。
- マルティン・ゼール『自然の美学』、加藤泰史他訳、法政大学出版局、2013年。

「倫理」の授業の落ち穂拾い

東京都立駒場高等学校時間講師 佐良土 茂

1. はじめに

『倫理』の授業をしていて、いつも思うことがある。教科書に書かれていることを少し調べてみると、さまざまな説があって必ずしも教科書に書かれていることがその通りだと言えないことにぶつかるとのことである。まさしく、仏陀が2千年以上の前に、「この世で論争されていないものはない」と言ったことが未だに真実であるということである。それで、先哲が言った言葉なら間違いがないだろうと著作の一部を引用することになるが、今度は引用した部分の解釈を巡って、それこそ解釈自体が汗牛充棟で、かえって論争が絶えないと実感させられる羽目になる。ますます袋小路に入ってしまうわけであるが、自分としては調べないわけにもいかず、かといって定見に至ることもなく混乱のまま授業をせざるを得ない。そこで、私は次のように考えることにしている。結局人間は何らかの判断が必要となるときには、それまでの知識をもとに判断せざるを得ないのであるから、私の知っていることは最終的なものではないけれども、今まで知り得たところから判断すると、このように考えるとしか言えないということである。だから自分の知っていることが正しいということではなくて、一時的判断として語るということである。最近、老婆心からか、どうもこうした未確定なものが絶えない状態であることを授業で生徒にしゃべってしまう。その上で、物事は、結局他人から聞いたこと（教科書もそうだし、私の話も同様である）をすべて鵜呑みにするのではなく、自分で調べること、そうして、最終的なところには至らないかも知れないが、その時の自分にとってもっとも納得できることに従って判断するしかないと言っている。この状況は生徒が社会に出た時にも少しも変わらない。生徒（ということは教師も同じであるが）を取り巻く情報が多くなりつつある今日、様々な意見や情報・論争のうちで迷わざるを得ないということは、一層甚だしくなるであろう。やはり最終的な判断は生徒もわれわれも自分に求められるようである。

結局先哲の思想は私が理解した先哲の思想であって、先哲自体が何を言っているかを知ることにはできない。そうすると、先哲の思想から学ぶべきは、私が先哲の思想から何を学んだかを語る以外にないを考える。それで時々、先哲の思想をもとにして（と言っても実際は離れてしまっているかも知れないが）できるだけわれわれの周りに起こっていることを題材にして、物の見方や考え方を説明することになっている。

2. 「大西祝の倫理観」を参考に「倫理」を考える

大西祝は論文『倫理攷究の方法併目的』（大西祝選集 I 岩波文庫2013年 p191以下）において、倫理を四段階で論じている。第一は列挙分類、第二は比較沿革、第三は理由説明、第四が理想推究である。第三段階までの倫理はいわば客観的な倫理の追究である。私がどのような倫理の基で生きるということかということとは切り離して追究することが出来る。しかし、倫理の追究は進んで行くと、私がどう生きるかということをお問ねしなければならない。それがこの第四段階であると言う。つまり倫理は主体的な関心とならねばならないと言うのである。また、それまでの三つの段階は過去の倫理であると言う。

歴史的な倫理であると言う。しかし、これまでの倫理は誤りであるかも知れない、あるいは不完全であるかも知れないと言う。そこで、この歴史的な攻究の外に、私が倫理を追究する道がなければならぬというのである。

これについて大西祝は次のように言っている。「畜に往時又現今客観的に社会に存在する道徳的の觀念に彼此相反違するところあるばかりではなく、社会の一個人が社会全体の觀念と相反違する所見を抱くことを得」(p200) すなわち、過去及び現在の道徳に対して異なった道徳を持つことも出来るし、現在の社会の持つ道徳に一個人が異なった道徳を持つことも可能であるというのである。過去及び現在の道徳のいう善悪に対して、自分がこれを認めるかどうか、あるいは現在の社会が持つ善悪を自分が認めるかどうかを問うことができるというのである。いやむしろ、これは是非ともそういう問いを持たねばならないと言うのである。

では如何にしてこのことが可能となるかというに、大西は理想を挙げている。理想に照らして現実を批判することができるというのであろう。あるべき姿を想定することで、現実を批判できるというのであろう。第四段階を理想推究と名付けた所以でもある。第四段階、倫理の理想を追求する段階を倫理的な面から見ると、これは自問自答であるという。自らの心に問うということが必ず必要となるというのである。倫理は自らに問うという次元に至らねばならない。

大西の言うように理想を持つということは非常に大事なことであると思う。ただ大上段に理想と言われると余りにも高遠なものと感じられる。必ずしも高邁な理想をもってすべての人が生きているわけではない。また、はじめに理想を立てて生きているのでもない。実際は、理想を立てられるような高邁なものを感じている人だけが高邁な理想を立てることができる。凡人の立場からすると、人間必ずしも高邁な理想を必要とするのではなく、目の前にある課題を解決しようとする、明日どちらの方向で生きていこうかと考えるだけで充分ではないと考える。その際、考えると言っても単に考究するために考えるのではなく、自分が生きることに関わる事柄、自分の周りで起こっている事柄について考えることが大切であろうと思う。

3. プロタゴラスの「万物の尺度は人間である」を巡って

プロタゴラスの上記の言葉は、大概の教科書では真理の主観性、相対性を主張したものであると説明されている。この記述自体は間違っていないけれども、では主観性とは何か、相対性とは何かという説明はあまりなされていない。プロタゴラスの言う「人間」は「人間一般」のことではなく、「個人個人」のことであり、各人がそう思ったところが真理なのだというように説明される。この説明も間違いではないが、一体どのような事態を想定すれば、そのように言えるのかといったことはほとんど触れられていない。そこで、最近読んだ記事の中からこの命題を扱うのに参考になると思われることを挙げて見よう。

① ハンナ・アーレントの解釈

プロタゴラスについて近年この命題を挙げて、「万物の尺度」の万物という訳について注意を促している人物に、ハンナ・アーレントがいる。ハンナ・アーレントは『人間の条件』(ちくま学芸文庫 1996年 p251以下)において、上記のプロタゴラスの命題を解釈している。それによると、一般には「人間は万物の尺度である」と訳されているが、万物の尺度という訳は間違いであるという。ちなみに、この間違いであるというのは日本語の訳が間違いであるというのではなく、欧米語での翻訳が間違っているという意味で言われている。正確には「人間はすべての使用物の尺度である」と訳すべ

きだというのである。というのは、プロタゴラスは「παντων χρηματων μετρον εστιν ανθρωπος」と言ったのであって、ανθρωπος μετρον παντων（人間は万物の尺度）と述べたのではないからと言うのである。そして、χρηματωνはχρηματα（χρημαの複数形）の属格形であるが、χρηματαは specifically things used or needed or possessed by man（人間に使用されたり、必要とされたり、所有される特定のもの）のことであるというのである。一般的なすべてのものを指す「万物」の意味ではないというのである。そうすると、プロタゴラスのいう人間がその尺度となるものとは、天地万物のことではなくて、人間の身の周りであって、人間が使用したり、所有したりするもののことである、ということになる。人間が使用するものであれば、その尺度が人間であると言う主張は、人間が身の周りにはない天地万物の尺度であるという主張に対して、それほど突飛な主張とは思われない。例えば、いま家具を購入しようとして、それがどれだけの価値であるかを決定するのは、購入者であるというのは納得できる。

アーレントは、プラトンはこのプロタゴラスの主張から人間が万物を自分の欲望の対象とし、自然の万物を潜在的な使用対象物として扱う危険に陥ると見て取った、と言う。これがアーレントの主張したかったことと思われるが、ここでのアーレントのプロタゴラスに対する理解は今ひとつよく分からない。アーレントの先の指摘に即すると、プラトンの議論はプロタゴラスの命題を拡張しすぎていると考えられるのであるが、アーレントはそのプラトンの議論をそのまま肯定しているように思われるからである。プラトンは、『ティアイテス』で、プロタゴラスの命題を、「パンタ・レイ」と言ったヘラクレイトスと同じ主張として扱っているからである。それでも、アーレントの主張は、プロタゴラスの命題を考える手がかりになるかもしれない。私は、それを十分に咀嚼していないので、授業に生かすことができていないが、今訳されている訳には、訳の上でアーレントの指摘する問題があるということは、教科書に対する対し方について考える機会を提供してくれている。

② ハイデガーのプロタゴラス解釈

アーレントの解釈は、それ以前のハイデガーの解釈に依拠していると思われるが、ハイデガーは、アーレントが問題にした点については、ほとんど問題にしてはいない（『ニーチェ』Ⅱ（ヨーロッパのニヒリズム）平凡社ライブラリー、細谷貞夫監訳 p39以下参照）。ここでは、ハイデガーの「尺度」についての解釈を取り上げてみる。

ハイデガーは、プロタゴラスが用いている「尺度」について、「存在者へのギリシア的に経験された根本的な関わり合いに立つ人間は、めいめいの自己にとって制限されている隠れないものの圏域への自己抑制を自分の本質の基調とする事において尺度 metron となる。」と、彼独特の解釈を交えながら語っている。また「尺度 metron」について、「尺度は隠れなさの節度（適度にする事、中庸、抑制）という意味である。Masse hat dem Sinn von Maessigung der Unverborgenheit」（拙訳）と言う。ハイデガーに即すと、プロタゴラスは、すべては主観が決定するという意味での相対主義を唱えたのではなかった。むしろ、各人が知るところは単なる主観的なものに過ぎないということを語っているのである。各人は世界のうちで自分が知っている範囲のことしか知ってはいないのだ、と謙虚に考えているのである。

ハイデガーは、プロタゴラスが神について語っている文章を引いている。「もとより神について何ごとかを知ることは、私には叶わぬことである。神々が存在するということについても、存在しないということについても、また神々がその有様においていかに存在しているかということについても。なぜなら、存在者を存在者として識知すること妨げるものは多々ある。存在者が開かれていないことも、

人間の経歴の短さも。」(p391)

ここから、ハイデガーは次のように語っている。「人間がその都度臨在性と隠れなさの尺度であるのは、自ら節度を保って身近な開かれた場へと自分を制限しながら、しかももっとも遙かな閉ざされたものを打ち消したり、その臨在と不在について決定を僭称したりしないという抑制によるのである。」プロタゴラスのうちには、人間がすべてを決定するとか、人間が裁判官としてすべてを裁くとか、客観の客観性について判決を下すといった考えは全くない、と言うのである。自分の知らないことについては、決定を避けていたというのである。

4. 「万物の尺度は人間である」を授業で扱う

① 命題「万物の尺度は人間である」と現実の事象

プロタゴラスの命題を現実の事象と関係させるとどのようなことが言えるか。この命題を考える時には、プロタゴラスが述べたとされる「魂は、感覺すること以外のなにものでもない」(注)という命題も合わせて考える必要がある。

私が授業で用いるのは、次の事例である。いまここに40人の生徒がいて、黒板を見ている。通常この40人は、同じ一つの黒板を見ていると考えられるが、実際はこの40人各自の目に映る黒板の姿はどれ一つを取っても同じではない。見る角度、視力、見る位置等で異なって見える。だから見るということだけで考える限り、40人は同じ黒板の姿を見ることはできない。この場合、誰の黒板像が正しいかを決定することはできない。決定するためには、決定する人が正しい黒板像を感覺していると同時に、40人の黒板像をも感覺していなければならないからである。これはまず不可能なことだ。

② 感覺・経験と知識・言語

私は、上の事例をもとに、プロタゴラスは以下のような事を教えてくれていると考えている。この事例に対する二つの立場があるように思われる。一つはプラトンの主張で、感覺によっては普遍的な知識は生まれないとする立場で、他は感覺によってしか成立しない世界があるとする立場である。

前者はまた言語の世界と重なってくる。前者の立場で、例えば「黒板は緑である」と言明する時に、この命題が語っているのは、言語の世界で成立している言語の意味だけである。緑という言葉は、決して緑を感じている感覺そのものを表すことはできない。何故なら発語者が緑の感覺を持っていて、「緑」という言葉が緑の感覺の記号であるとして発語した時には、「緑」という言葉は感覺の緑の代用となることができるが、緑という言葉聞いたものは、決して緑の感覺自体を伝達されるわけではないからである。聞いた人が緑を感覺するためには、実際に緑を見なければならない。確かに、プラトンが言うように感覺からは知識は生まれませんが、知識(言語)からはまた感覺も生まれません。私は、この知識(言語)と感覺の関係は、言語と経験の関係に一般化できていると考えている。ソクラテスは『リュシス』において友情とは何かと問うているが、こうした問は大体のところ定義できないで終わっている。ソクラテスは友情を本当に知っているならば、友情とは何かを説明できていると考えている。しかし、これは少し変な考えで、例えば二人の間に友情が成り立っていても、それが説明できなければ、友情について知ってはいないということになる。この命題はそれとしては正しいと考えることもできるが、友情とは何かを知識として知っているとしても、他人との間に友情を結ぶことができない人間がいるのもまた事実である。大事なものは友情を経験しているかであって、友情について言葉で把握しているかではない。幸福についても同様であって、幸福を感じない幸福とは一体何であろうか。幸福の定義

について知っていても、幸福感を味わっていない人は不幸なのではないか。感情や経験に関する限り、知識は感情や経験を生み出すことはできない。感覚、さらには幸福感とか友情の感情については、相対主義を避けることはできない。おそらく人間は個人の経験についても相対主義を避けることはできない。むしろ、相対主義が出発点ですらある、と思う。インドのウパニシャッドの思想に、各人にとってもっとも愛しいものは自己である、という考えがある。仏典によると、仏陀もまたこれを肯定していて、そこから仏陀は、それ故に他の人を慈しまねばならぬという教えを導いている。

③ 相対主義と絶対主義

相対主義の問題点として教科書が挙げているのは、相対主義が人々に共通する価値、例えば法の正しさなどを否定する結果となったというものである。しかし、人々に共通する価値や法の正しさはどのような性質のものであり、また人々に共通する価値があるとして、それが個々人や個々の事例にどのように適用されるかということにも大きな問題が潜んでいる。相対主義に立って、それぞれが考えるところが善だとなれば、ちょうど現在中東の国々で起こっているように、それぞれが自分の考えることが善だとして争いを始めるのではないという危惧がある。しかし、これは考え方からすれば、自分の考えることが絶対に正しいと考えるからとも考えられる。自分は客観的・普遍的な真理を獲得しているから自分の行為は正しいと考えているとも考えられる。相対主義が自分の立場を絶対化すれば独善的になる。しかし、独善的になるのは相対主義だけではない。普遍主義（絶対主義）もまた独善的になるのである。自分が普遍的な真理を把握していると考えれば自分の把握した真理は普遍的であるがゆえにすべての人が従うべきであるという考えに至るであろうことは、それほど困難なことではない。相対主義も何ら正しいものはないから、後は自分の力量次第であると自己を肯定すると考えることもできる。プロタゴラスの場合自分は絶対的真理を知らないという歯止めがあった。ソクラテスも『弁明』において、真理を知っているのは神だけであると語っていた。プロタゴラスの相対主義には、自分は自分に知れる範囲で知っているに過ぎないという自己抑制があった。問題は自分だけが正しいという抑制のなさなのである。

相対主義は、政治的に見ると、民主主義の出発点でもある。各人は各人に知れる範囲で知っているに過ぎない。ここから合意形成への出発が可能となる。しかし、合意形成されたものは、決して自然法則のような普遍性を持たないし、神的な起源も持たない。また古今東西不易の普遍性も持たない。それは人間同士の見解の一致したものであって、現実において吟味に掛けられ、修正されねばならない。その限り、民主的手続きにおいて合意されたものは、単に暫定的に認められたものに過ぎない。

暫定的に認められたものに過ぎないけれども、そのもとで生きるわれわれの生は各人にとってそれ以外ではありえないリアリティーを持っている。このリアリティーがわれわれが生きる時に頼りとすべきものであるように思う。プロタゴラスの命題は、私には、このリアリティーを語っているように思われる。

(注) ディオゲネス・ラエルティオス著『ギリシア哲学者列伝』下 加来彰俊訳 岩波文庫 p140

加来は、ディオゲネスのこの命題はプラトンの『ティアイテトス』152A 以下の議論をまとめたものであろうと注釈している。私は視覚を例にとって考えているが、プラトンは『ティアイテトス』では熱や冷の触覚を例にとって論じている。論の趣旨としては変わらないと思うので生徒には視覚を例にとって例示している。

江戸時代の仏教思想－授業展開の要点

文京学院大学教授 小泉 博明

1. はじめに

公民科「倫理」における日本仏教の内容は、聖徳太子にはじまり鎌倉仏教までで終わる教科書が多く、江戸時代の仏教について論じているものは少ない。これは社会科「倫理・社会」以来の定番であり変化していない。即ち鎌倉仏教の祖師、親鸞、道元、日蓮で終わり、恰も鎌倉仏教が日本仏教の黄金期であり、「旧仏教」が腐敗、墮落したため一挙に「新仏教」に大転換したかのような構図となっている。奈良仏教よりも、平安仏教が、そして鎌倉仏教が最も優れているというように思われる。同様に法然の浄土宗よりも、弟子の親鸞の浄土真宗の方が優れているようにも思われる。親鸞の思想を説明するに、弟子の唯円の『歎異抄』が引用されるが、これは明治時代になって清沢満之らによって再評価されるまで、一般に庶民は知らなかったというよりも知らせなかった書物である。従って「倫理」において、江戸時代における思想を論ずるに仏教思想が欠落しているのである。あるいは、江戸時代において仏教思想を語る内容が無いという、生徒へのメッセージともなりかねない。仏教が幕藩体制のなかに組み込まれ寺請制度により、大きく変容したことは事実である。しかし、辻善之助に代表される近世仏教墮落論のレッテルが剥離されているにもかかわらず、その研究成果が教科書に反映されていないようである。そこで、江戸時代における仏教の庶民信仰への実態や、仏教思想に対する神道、儒学、国学、洋学などとのダイナミックな排斥論争や、融合思想などの展開について、1時間だけでも授業で論ずる機会が欲しいものである。

また、明治元年(1868)の神仏分離令までの神仏融合の姿への眼差しを忘れてはならない。例えば、京都の八坂神社は、それ以前は祇園社であり、神社に付属する寺院は祇園感神院であった。江戸でいえば、深川の富岡八幡宮の別当が永代寺であり、神仏分離で廃寺となり、そこに深川不動堂を建立したのである。現代人の寺院と神社という区別では、江戸時代の寺院と神社が併存していた時空を理解できないのである。神仏融合は日本思想の大きな特色である。

2. 他教科・他科目の動向と入試問題

公民科「倫理」の作問を経験するなかで、リード文や文章選択において、よく日本史的であると指摘されることがある。指摘する担当者の意図は理解できないわけでもないが、日本思想の展開において厳密に、あるいは純粹に公民科「倫理」と地歴科「日本史」を分離することは徒勞であろう。むしろ科目主義に陥ることにもなる。

公民科「倫理」の日本思想の授業を実践するに当たり、地歴科「日本史」の仏教思想や文化についても目配りしておくことも肝要である。例えば聖徳太子は「日本史」では厩戸王(聖徳太子)と記され、「厩戸王創建といわれる四天王寺・法隆寺(斑鳩寺)」とあるものの、摂政のことは記されていない。当時の聖徳太子の政治的、思想的役割は後世につくられたとういう見解にシフトしている。どうも「倫理」と「日本史」との間には、聖徳太子に対する温度差が感じられる。「倫理」における聖徳太子については、太子信仰を含めて検証、検討すべき時期ではないだろうか。

さて、江戸時代の仏教思想や文化について、「日本史」では黄檗宗の隠元だけではなく、「生活と信仰」という項目では、「寺社は修繕費や経営費を得るために縁日や開帳・富突（富くじ）などをもよおし、人びとを境内に集めた。（略）伊勢神宮・善光寺・金毘羅宮などへの寺社参詣もさかんで、（略）また聖地・霊場を巡拝する西国三十三カ所・坂東三十三カ所・秩父三十四カ所・四国八十八カ所などの巡礼もおこなわれた。」（山川出版社）と庶民信仰に対し丁寧に説明がなされている。江戸時代の仏教の思想と文化が、どのように庶民へ花開いたかという視点が、「倫理」の学習指導要領解説にあるように、「外来思想をどのように受容してきたかという単に客観的な見方をする事だけ」ではなく、「どのようにして今日の私たちの考え方を形成してきたかを理解させる」へと転換させることになる。

次に、「学習指導要領」が変わっても入試問題が変わらなければ、教科書も変わらないという現実があり、繰り返し議論されている。「学習指導要領」には、取り上げるべき思想家の記述はないが、「倫理・社会」以来、「倫理」になっても取り上げる人物の入れ替えはほとんどない。教科書に記載されていない思想家については入試問題では問えないのである。さらに、『用語集』で教科書に一冊しか記載されていない思想家も問えないのである。学習指導要領に「江戸時代の仏教についても取り上げる」という内容でもなければ、現行の状況はいつまでも続くであろう。

3. 富永仲基をめぐる仏教思想の展開

安藤昌益はハーバート・ノーマンにより「忘れられた思想家」とよばれた。だとすれば、富永仲基は「歪められた思想家」ともいえよう。「倫理」の教科書では、あまり取り上げていないが、富永仲基、山片蟠桃、鈴木正三の三人は、センター入試では、かろうじて取り上げることが可能となっている。とくに富永仲基は加上説により『出定後語』で大乘非仏説を論じ、大乘経典は釈尊の金口^{こんく}ではないとした。これは、一切経は「如是我聞」というようにすべて釈尊の説教であるという、当時の仏教の大前提を覆すという驚天動地の学問的研究成果であった。司馬遼太郎は懷徳堂の富永仲基と山片蟠桃について、的確に論じている。

独創的だったのは、大坂の道明寺屋という醤油問屋の息子の富永仲基であった。あるいは大名金融業者の番頭山片蟠桃である。仲基は、仏教という夾雑物の多い思想を人文科学的な冷厳な態度で洗い込み、ついに、日本が珍重してきた法華経や阿弥陀経などをふくむ大乘仏教というのは釈迦の教説ではなく、釈迦以後五百年たってだれかが創作したものとした（『出定後語』）。かれの作業は、副効果として、仏教ぎらいをよろこばせた。蟠桃は、中世以来、固定観念になっているモノやコトを科学的に検証するだけでなく、細片までハカリにかけて取捨した。その著『夢の代』ではいっさいの神秘主義を排し、鬼神は存在しないとする鬼神論を展開した。仲基の論とはちがひ、蟠桃の説をおしすすめると、神仏は否定されてしまう。（『この国のかたち(1)』文春文庫）

一切経について、仏教ではすべて釈尊が説かれたものであり、教相判釈を行って、その内容に応じて経典を解釈した。例えば、天台宗の教相判釈（教判）は天台智顛による五時八教に基づくものである。華嚴時、阿含時、方等時、般若時、法華涅槃時とし、法華経が重要な経典であるとする。さらに「五味相生の譬」では醍醐の味（醍醐味）が優れたものとなる。

さて、富永仲基の大乘非仏説は仲基の思想に止まるものではなく、この説への賛否両論の影響を見ることにより、江戸時代の思潮の理解が深まるのである。まず、当然のことながら仏教側ではかなりの反駁が展開されることになる。ここで留意すべきは、仲基は純粋な学問的研究であり、思想の優劣判定や信仰とは無縁なものである。従って、近世の排仏論の系譜のなかに位置付けるものではない。

しかし、仲基は仏教側から厳しい感情的な批判を受けた。

放光（摂津の僧）『弁出定後語』、無相文雄（京都の了蓮寺、浄土宗）『非出定後語』、潮音（江戸駒込の西教寺、真宗西本願寺派）『拮裂邪網編』（『弾出定後語』）などの反駁書がある。

仏教者たちの反駁の論点を整理すれば、一つは引用、表現の誤謬など仏教への無学への批判である。二つは釈迦の超人性により、不可能なことも可能であり、奇妙な内容も不思議ではないとする。三つは、諸經典の諸説の矛盾により、凡人は釈尊一人の説法の記録である事を否認するが、釈尊は衆生の機根に応じて、故意にそのような個々異なる教えを説いたとする。即ち「如来一円音教、衆生根に随つて解を異にす」という対機説法によるものである。

次に国学者たちは、仏教者と同様に、仲基の学問的成果を踏襲することもなく、まさに対幻想として『出定後語』の要諦を自らの排仏論の理論的武器として利用した。本居宣長は『玉勝間』の「出定後語というふみ」という一節で次のようにいう。

ちかきよ大坂に、富永仲基といえし人有り。延享のころ、出定後語というふみをあらわして、仏の道を論える。皆かの道の経論などという書どもを、ひろく引出て、くわしく証したる。見るにめさむるこちする事おおし（略）そののち無相といいしほうしの非出定という書をあらわして、此出定をやぶりたれど、そはただおのが道を、たやすくいえることをにくみて、ひたぶるに大声出してののしりたるのみにて、一くだりだに、よく破りえたることは見えず、むげにいうかいなき物也。（『玉勝間』岩波文庫）

宣長による、感情的な無相の『非出定後語』への評価は的確なものである。その後、平田篤胤により、歪められた揶揄へと変換していった。篤胤は『出定後語』をもじり『出定笑語』という書名にした。宣長に傾倒し、その没後に門弟となった篤胤は『玉勝間』により仲基の存在を知った。篤胤によれば『出定後語』は、師が賞賛した書であるが、既に忘却されていたので、書肆を捜し回り、やっと大坂の書林の土蔵から版木を見つけたという。

桜町の天皇の御世しろしめす寛保延享の間に當りて、摂津難波に富永仲基と申す人あって、（略）それより進んで仏書をよみ、かの不凡の玄才を以て仏法の経論のこらず読尽し、唐大和上の僧学者はもとより彼釈迦生国のその仏法の本国嫡々相承の祖師開祖と仰がるゝ名僧知識も、かつてみとらず考出さぬところの明説を云いだし、諸仏経は、一部一冊として釈迦の真経ではなく皆後世の偽さくなるよしをはつめいして、名さへ出定後語といふ書二まきををあらはして（略）。（鷲尾順敬編『日本思想闘争史料』第3巻、名著刊行会）

復古神道の偉大な指導者である篤胤は、全精力を傾けて仏教の排斥に努めたが、仏教打倒の手段として『出定後語』を採用したのである。なお、その付録として『神敵二宗論』を著し、熱烈な信仰と強固な団結により社会的かつ実践的に復古神道と対立していた真宗と日蓮宗を「神敵」とみなし、同時に感情論的に攻撃した。仏教に対する敵意と侮蔑とに満ちていた『出定笑語』に対しては、今度は仏教者から一斉に反駁されたのである。

幕末の真宗東本願寺派の僧竜温に『総斥排仏弁』がある。排仏論への反駁書、即ち護法論の一つである。仏教者の仲基への捉え方が理解できる一例となろう。

仏書ヲヨミテ、ツイニ黄檗山ニ入りテ、一切経ノ板ヲ摺リ、仏家ノ飯ヲモテ命ヲツナギ、判ヲスリスリ、一切経ヲヨミ、出定後語ヲ作りテ大イニ仏法ヲ破ス。自ラ出定如来ト名ノリテ、常ニ吾ハ儒ノ子ニ非ズ、道ノ子ニ非ズト云。(略) 浪華ハ本ヨリ仏法有縁ノ地ユヘニ、誰用ユル者モナク、開板ハシタレドモ行ハズニ、ソノ板モ蔵ニ埋モレテアリシガ、彼本居ナルモノガ随筆ノ玉勝間、永々ト出定後語ヲ讚嘆シテ、(略) 是ニヨリテ、彼平田篤胤、コレ出定後語ヲ取り出シ、ソノ誕ヲネブリ、(略) 出定笑語ト題シテ、キワメテノ俗語ヲモテ仏法ヲ悪ロシ弘メタルモノナリ。(日本思想大系『近世仏教の思想』岩波書店)

この内容は護法論の枠を出るものではないが、篤胤の『出定笑語』について、国学者は仏教教理を換骨奪胎して、その教義を構築し排仏論を展開しただけに「ソノ誕ヲネブリ」とは、なかなか言い得て妙である。なお明治時代になり、仲基の学問的な研究は仏教者にも受容され、一方では内藤湖南などの東洋学研究へも影響を与えた。このように江戸時代には、仏教、神道、儒学、国学、初期にはキリスト教を交え、排斥と融合という思想の展開が見られたのである。現行の「倫理」の教科書では系統的に思想を並べ解説するだけにとどまっている。

また、市井に生きた真宗の篤信者である「妙好人」も取り上げるべきである。禅宗の鈴木大拙や、民俗学の柳宗悦も「妙好人」を高く評価した。石見の浅原才市は、舟大工から下駄職人となったが、仕事の合間に即興の詩を匏屑に記したという。例えば「お慈悲も光明もみなひとつ 才市もあみだもみなひとつ なむあみだぶつ」とよむ。これは、日常生活の中で、信仰に生きる事例となるであろう。信仰とは、私たちに「生かされている」生命をどのように生きるかを問うているともいえよう。

4. まとめ

平成21年度センター入試、第3問の間6で、古典落語の一部が出題された。出典は『品川心中』という人情味あふれる廓くわく噺ばなしである。この年以降は、落語の出典は無いようである。

親分「で、田舎とって、どっちへいくんだ？」

金蔵「ええ、 へまいります？」

親分「目あてがあっていくんだろが、いつごろ帰るつもりだ？」

金蔵「盆の十三日には帰ります」

親分「ふーん、そんなに長くかかるのか。すると、だいぶ遠いな」

金蔵「ひとのうわさで、なんでも十万億土とか・・・」

① 東のほう ② 西のほう ③ 南のほう ④ 北のほう

解答②

落語に直接関わる出題ではないが、落語を素材に考えさせる良問ではないだろうか。このような日常会話からの設問により、当時の江戸人の庶民信仰が浮き上がってくるようである。例えば、生老病死の民俗学的な儀礼を含め、江戸時代の仏教思想の授業をこのように展開することも可能である。江戸時代の仏教思想を素材とする日本思想の新たな展開を切望し、ここに欄筆する。

人間の在り方生き方を考えさせる授業を目指して

青梅市立第一中学校 篠田 宇行

一昨年度から都倫研に参加させていただいている。私は中学に籍を置いているが、高校で倫理を教えたいと思っているので、いつか来るかもしれないその日のために勉強していきたいからである。

私は平成23・24両年度で中学校社会科の東京教師道場に参加する機会を得た。ここで考えさせられたことは、「生徒の主体性を活かした授業作りをいかに実践していくか」ということである。生徒が考えることを通して知識を身につける、そんな授業を作っていこうというのである。具体的には説明や板書をできる限り少なくして話し合いなど生徒による活動を多く取り入れるということになる。

この度掲載していただくのは、3年前に府中第三中学校において教師道場の研究授業として実施したものである。憲法の人権に関する学習の一環で、この前に自由権や平等権、社会権は学んでいる。憲法における人権学習のまとめ的な位置づけとなり、この次は国際的な人権問題を学ぶようになっていく。

授業は生徒から活発に意見も出て盛況ではあったが、これがどの程度生徒の心に残ったかといったことまではあいにく分析できていない。また、高校と違い中学校は生徒の学力差が大きく、自分の考えをうまくまとめることができない者もいるので、適宜机間指導等で補うようにしている。

授業後の研究協議では多くの指摘を受け、今ならここはこう変えるという部分はいくつかあるが、あえてそのまま見ていただく（その中の一つに、安楽死や着床前診断の話は中学生には早すぎる、不治の病や障害を抱えた家族がいる生徒がいるかもしれないのに、それこそ人権上の配慮が必要だったのでというものがあつた。確かにそうかもしれないが、私は社会が抱える問題を考えることが授業の醍醐味だと思っているので、あえてこのような形にした。ただ、自分の考えが正しいとも言い切れない……）。

ご理解いただきたいのは、「新しい人権」というものについて、生徒たちが考え合うことを通して理解を深める授業を作ろうとしている（実際にそうなっているかどうかは別として!）ということである。生徒には、説明を聞いて書いて覚えるだけではなく、自分達の問題として考えても欲しいのである。

このご時勢、生徒は分からないことはネットで簡単に調べることができる。大学だってネットを使って授業を公開している。「専門的な知識を伝える」などということに関しては、私よりもふさわしい人（機械）がいくらでも生徒の周りにい（あ）る。であればこそ、わざわざ学校という場に集まって皆で学ぶということの特性を活かした授業作りをするべきであろう。こんな状況で教員の採るべき道は、教室を佐藤学東京大学名誉教授等が言うところの「学び合う共同体」にすることではないか。

人間の在り方生き方について皆で考え合う、そうした活動を通して一人ひとりの生徒が自分自身の在り方生き方を深く反省しより良い社会を築く意志を抱く、そんな授業ができたらと考えている。

	学習内容	指導上の留意点	評価規準・方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・教師による主な発問・説明＝ <input type="text"/> ・期待する生徒の反応＝○ ・生徒の反応（活動）への教師の応答（指導）＝☆ 	
導入 (10分)	・科学技術の発展と権利	<p>これまで日本国憲法が様々な権利を保障していることを学んできました。では、インターネットで虚偽の噂を流されている人を日本国憲法は守ってくれるのでしょうか？</p> <p>○これはプライバシーの侵害ではないか？ ☆科学技術の発展が新たな権利の問題をもたらしたことに気付かせ、プライバシーの権利などこれまでに学んでいない権利が日本国憲法ではどのように位置付けられているのか関心をもたせるようにする。</p>	
展開 (35分)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい人権 ・プライバシーの権利 ・知る権利 ・プライバシーの権利か知る権利か ・環境権 ・自己決定権 	<ul style="list-style-type: none"> ☆日本国憲法に明記されていない新しい人権の保障が、第13条の幸福追求権に基づいていることを理解させる。 ☆資料集 (p36・37) や配付資料を通して、プライバシーを守り尊重することの重要性を伝える。 ☆資料集 (p36・37) や配付資料などを通して、正しい情報を身に付けることが社会をよくするためにも重要であることを理解させる。 <p>プライバシーの権利と知る権利が対立する場合はどうなるだろう？</p> <p>2006年に奈良県で起きた少年犯罪を巡る報道問題に関して、知る権利とプライバシーの権利のどちらを尊重すべきか考えを書かせる。その後、4人グループで話し合いをする。グループでの話し合い後、全体で意見交換をし、考えを深めさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆公害問題などから生まれてきた権利であることを伝える。 ☆専門的なことであっても、専門家に任せるのではなく、自分で判断して決定する権利があることを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい権利のありかたについて意欲的に追究している。 (関心・意欲・態度) [授業観察・ワークシート] ・二つの権利の対立を通して、尊重すべき権利とは何かについて考えている。 (思考・判断・表現) [授業観察・ワークシート]
まとめ (5分)	・権利を発展させる。	<p>命を選ぶ権利はあるのだろうか？</p> <p>☆資料を通して安楽死や妊婦の血液検査の問題を取り上げ全体で意見交換する。こうした問題を通して、人権という言葉が決して固定的な概念ではなく、時代とともに発展していくものであることを理解させる。</p>	

権利を追求し続けよう！

目的：よりよく生きるための新たな権利の意義を理解する。

公民プリント（政治）11・新しい人権を求めて（教50・51、資36・37）

これまで学んで来たように、憲法とは国民の権利を保障すべきものです。では、以下の W のおかれた不幸な状況は憲法で解決できる（すべき）でしょうか？それとも仕方ないでしょうか？

◇ケーススタディ [私を忘れて下さい] ◇

W はある会社に就職後数ヶ月で解雇された。会社に理由を問いただすとインターネットで W の名を検索すると W が極悪人であるという書き込みが多いからとのことだった。しかし、W には全く覚えのない書き込みである。W は検索サイトに不当な書き込みを削除するよう要求した。

W の不幸は 憲法で解決できる（すべき） or 仕方ない（どちらかを囲む）
なぜなら

時代の変化とともに、新たな課題も生まれています。こうした新たな課題に取り組むこともこれからを生きる我々に求められています。つまり人権という言葉の意味を日々問い直し、発展させていく必要があるのです。

① あたらしい人権) …主に ② 第13条幸福追求権) に基づく

||

すべて国民は、③ 個人) として尊重される。生命、自由及び
④ 幸福追求) に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない
限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法に明記されていない人権問題

への取り組みを目指す

- ・ (⑤ プライバシー) の権利 … 自分に関する情報をコントロールし、他人の干渉から守る
 ※2005年より (⑥ 個人情報保護) 法が施行される
- ↑
 時に対立
- ・ (⑦ 知る) 権利 (⑧ アクセス) 権…正確な情報を求める
 ※2001年、(⑨ 情報公開) 法施行。
- ・ (⑩ 環境) 権…快適な環境を求める
 ※1997年、環境アセスメント法 (…開発が環境に与える影響を調査) 成立
- ・ (⑪ 自己決定) 権…自分のことは自分で決められる
 例) 治療の選択に関する本人の同意 (インフォームド・コンセント)

◇ケーススタディ {プライバシーの権利 vs 表現の自由 & 知る権利} ◇

2006年、17歳の少年が自宅に放火。この事件で、義理の母親及び弟妹が死亡した。逮捕された少年は精神鑑定を受けたが、この鑑定書を医師から入手したジャーナリストがその鑑定書をほぼそのまま出版する。これに対して、「少年やその家族に対するプライバシーの侵害である」という意見が出たが、一方で「表現の自由」や「知る権利」の名の下に出版を正当化する意見も出た。あなたはどちらが正しいと思いますか。

プライバシーの侵害 or 表現の自由
 なぜなら

幸福の追求は人間に欠かすことできない権利です。これからも、なにを「権利」として認めるか、我々一人一人が考え続けていく必要があります。

メモ

公民科授業における「熟議」の意義

筑波大学附属駒場中・高等学校 山本 智也

1. はじめに

昨今、さまざまな場所で〇〇カフェと呼ばれる対話型アクティビティー（たとえば、哲学カフェやサイエンスカフェ）が注目されている。学校教育においても、アクティブラーニングの重視と連動して、「対話」を授業に導入しようとする動きが今後さらに拡大してくるだろう。対話はそれが試みられる領域や場面によってその趣旨を異にするが、民主社会の一員としての資質を育成すべき公民科教育の観点から、そのエッセンスを抽出することができる。本稿では、公民科授業に適する性質を備えた対話を「熟議」と呼びたい。

本稿は、公民科授業における「熟議」とは何であり、また何でないかを明らかにしようとする試論である。本稿での考察は、文献研究だけでなく、勤務校での授業実践をふまえている。ただし、その実践は「総合的な学習の時間」の一環として不定期に土曜の2～4時間を使い、ゼミナール形式で行ったものであり、このような授業形態を採り入れている学校は限られる。そこで、本稿では年間計画や指導案などは末尾に実践資料集として付すことにし、通常授業にも適用できる基本的な考え方を提示することを主なねらいとする。

2. 現代民主政治はなぜ熟議を必要とするか

いま日本を含む各国で、政治不信2.0と呼ぶべき事態が進行している（大野 2014）。従来、政治不信とは国民の期待に応えない政治家への幻滅であった。ところが、それに重なり合う形でいま蔓延しているのは、不確実性の増大する現代社会の重要課題に対して、もはや政治は解決をもたらせないのではないかという諦めである。政治不信2.0の下では、政治に関心を持とう、投票に行こう、そして適切な政治家や政策を選択できる「賢い有権者」になろう、という議論だけでは現状に十分向き合えない。われわれに求められているのは、民主政治そのもののバージョンアップなのである。

政治不信2.0の背景となる現代民主政治の特質とは何か。民主政治を「みんなで決めること」と仮に定義すれば、一般に、自由で平等な個人による集合的意思決定の方法には、投票すること voting、取引・交渉すること bargaining、論議すること arguing がある（Elster 1998）。このうち、多くの人が政治への関わりとしてイメージするのは、まず「投票」、次に陳情と集票との「取引・交渉」だろう。前者において、民主政治とはセットメニューからの「選択」であり、私的利益の「集計」である。後者において、民主政治は様々な社会集団による利益獲得の「競争」、そして相互の利害調整にほかならない。両者に共通するのは、経済成長を前提とした「部分的最適化」（山口 2004）がもはや不適となった時代において、「誰に任せようが、自分の声は代表されていない」と感じる人々を大量に生み出すということである。

こうした民主政治の危機を背景に、1980年代末頃、政治理論は「熟議論的転回 deliberative turn」を遂げた（Dryzek 2000）。「熟議」民主主義は、「集計」民主主義と対比され、「その意見に何人が賛

成したか」ではなく「その意見がどんな根拠に基づいているか」を重視する (Young 2000)。熟議民主主義はまた、人々の意見・選好が、他者との対話によって (ポピュリズム的語法によってではなく)、納得感を伴って変容するという点を強調する。このことの意義は、より合理的な見解に到達できるというだけではない。現代政治は利害だけでなく文化・民族など様々な対立・分断に向き合わねばならない。そのために、個別的な経験をより一般化された公的観点に結び付け、対立の背景にある言説を変容させる熟議が不可欠である (Dryzek 2006)。もっとも、熟議民主主義は、現存する代表制民主主義に替わる制度を構築しようなどと主張しない。代表制は決して便宜上の次善策として採用されているのではなく、それ固有の意義を持つ (早川 2014)。いま求められるのは、代表制民主主義と並行する形で、その弱点を補完するもうひとつの政治参加の回路をつくることである。

一方に代議制という回路があることを前提にすれば、熟議が担うべき役割は市民社会の活性化であるといえる。市民社会とは、国家とも市場とも区別される、NPOなどを含む多様でボランタリーな社会集団のネットワークである。市民社会の重要さは、われわれがいま身近な社会の問題をどのように解決するかを考えれば理解できる。すなわち、政府・行政にうったえる (ガバメント・ソリューション)、営利企業に委ねる (マーケット・ソリューション)、当事者を含む市民の集団が政府の支援を受けて自ら取り組む (コミュニティ・ソリューション) という3つを比較したとき、最もわれわれのニーズに合った対処を適時に、しかも包摂性をもたせた形で導けるのはボランタリーな市民による取り組みである (鈴木 2013)。そして、このとき本来異なる価値観や利害を持つはずの市民を協働に向けてつなぐプロセスが熟議なのである。さらに、市民社会における熟議は、代議制が担う政治課題にわれわれの声を反映させるための回路にもなる。たとえば、予算案を市民参加で作成する「参加型予算」や、無作為抽出された市民が特定のテーマを熟議する「討論型世論調査」がいま世界の諸都市で実施され、政策形成や世論形成に影響を与え始めている (篠原編 2012、ギャスティル=レヴィーン編 2013)。

3. 熟議は公民科授業に何をもたらすか

(1) 「大切さ」学習からの脱却

たとえば「人権」や「平和」といった、戦後社会の基盤を成す基本的価値を全く扱わない公民科授業は考えにくい。しかし、価値の対立や葛藤を扱うことを避け、それら諸価値の「大切さ」を理解させることが趣旨となった授業のあり方では、「道徳的でタテマ工的なお題目の押しつけのような単調さ」 (広田 2009) を免れない。また、社会認識力を育てることを目標に、授業者が強い問題意識をもつ社会現象を分析する授業は、ともするとその問題の「深刻さ」ばかりを強調することになりがちであった (杉浦・和井田 1998)。両者は、場合によっては、授業者の意図とは裏腹に、民主政治へのシニシズムをいっそう助長するおそれがある。「人類にとって大切な事なのだから、あなたにとっても大切であるはずだ」という前提は、現代の生徒たちにとって必ずしも自明ではない。

熟議を導入した公民科授業のあり方は、こうした問題意識に応える形で構想される。熟議においては、たとえば「平等」という価値は内在的な矛盾・葛藤をはらむものとして扱われ、その多義性が明らかになるまで議論を掘り下げて学習がなされる。また、生徒自身の関心事や経験知を柔軟に議論に組み入れ、当事者としての語りを重視することで、参加による満足感・納得感の向上をはかることができる。

(2) グループディスカッションやディベートとの使い分け

授業でグループディスカッション（以下、GDと略記）を行う場合、①ワークシートに自分の意見を書かせる → ②グループをつくって自分の意見を述べる → ③話し合っただけでグループの意見をまとめる → ④発表する、という展開が定番である。この展開は、熟議の手法と二つの点で対比できる。

第一に、GDでは話し合いの前に個人の明確な意思決定をおくが、熟議では授業者が意図的に個人の意思を表出させることをしない。後に続く話し合いが、各自の意見の「競争」となることを望まないからである。第二に、GDでは話し合いの後でグループの結論を一つにまとめて発表することが多いが、熟議では多様な見方が交差する話し合いの過程を共有することを重視する。熟議の考え方は、グループの結論なるものを明快な形で取り出せるという前提に与しない。

ディベートについては、論証力の勝利を追求する「競技ディベート」と、共同的な探究の手法である「ディベート学習」とを区別すべきであり、社会科授業が採るべきは後者である(杉浦・和井田 1998)。ディベート学習と熟議は共通点が多い。どちらも社会事象に対する複眼的思考を育てることを目的の一つとし、議論に必要な知識の獲得を学習活動に組み入れる。

一方、両者が対比されるのは次の四点である。第一に、ディベートが明確な対立を原則とするのに対して、熟議は参加者の思考がゆるやかに重なり合う合意形成を志向している。第二に、ディベートの論題は是非が明確に分かれるものであり、「まあまあ賛成」のような是非の程度は考慮されにくい。これに対して熟議では、「まあまあ賛成」という曖昧さの理由そのものが議論のフックとなる可能性がある。第三に、ディベートは個人の意思と無関係に特定の立場を指定し、きちんとしたルールの下で進行することで、いわばゲームの舞台でプレイヤーとなる感覚を生徒に与える。これに対して熟議のルールはゆるやかであり、参加者は自らの日常的関心から語り始めることが多く、当事者としての感覚を持ちやすい(鈴木 2013)。熟議の参加者は、ゲームプレイヤーのようにポジションを固定されず、むしろ意見の変容を起こすことが積極的に望まれる。これによって生徒は、利害や体験の当事者としての意見形成もまた、変容に開かれているという可能性に気づく。第四に、ディベートの本質が共同探究にあるとしても、その活動は「競争」的性格で捉えられがちであり、参加者は論理的思考や知識活用などの面で卓越性を求められる感覚をもつ。これに対して熟議は他人より優れようという発想を基本的に採らず、理性的・論理的でない語りをも議論の活性剤にしようとする。

(3) 調べ学習との連動

熟議の目的の一つは、自らの意見形成のあり方を反省的に自覚することである。授業では、熟議が進むたびに、生徒が「自分が何を知らないか」を知ることができるような展開が企図される。そのタイミングで調べ学習を行えば、生徒は調べるテーマに対して動機づけられた状態で学習を始めることになり、発表用にまとめる際の視点も独自性のあるものになりやすい。

ただし、熟議の中で論争の問題に対する自己の立場が明確化されていない場合、主張が明確でない発表・もっぱら事実確認的な発表になる傾向は否めない。調べ学習・発表にあたってはこの点に留意して指導する必要がある。

(4) 哲学対話からの示唆

「子どものための哲学 (P4C: Philosophy for Children)」と呼ばれる哲学対話の実践が、いま世界各国の市民社会に根を下ろしてきている。P4Cの理論的先駆者であるリップマンの主著が2014年夏に邦訳され、その翻訳作業に多くの高校教員が携わっていたことからうかがえるように、日本において

も学校現場を巻き込む形で様々な実践が展開されている。私見では、この実践の理念を理解するにはソクラテスを想起すればよい。すなわち、誰もが真理など知らない（その意味で知的に対等である）ことを前提に、対話によって真理の共同的な探求を目指す営みである。

公民科授業における熟議の手法は、哲学対話の実践から二つの大きな示唆を得ることができる。

第一に、「知的セーフティ」という発想である（河野 2014）。すなわち、参加者誰もが自分の語りは受け入れられていると感じ、敗北感を抱くことのないようにすることがファシリテーションの留意事項となる。第二に、「枝葉を広げる」よりも「根っこを掘る」という学習の方向性である。政策学習に取り組む社会科教員は少なくないが、その実践の多くは、どんな利害関係者がいるのか、どこにはたらきかければいいのか、など実際に政策を取り巻く利害を多角的に分析し、政策を実現する際の具体的知識へと学習の枝葉を広げるものである。これらの実践が意思決定力や社会的実践力を育てることの意義はいくら強調しても足りないが、私利私欲のすり合わせではない熟議民主主義の構想をふまえ、「こんな政策が必要だ」という主張の根にある価値を根源的に問い直すという方向性も考えられてよい。後者の授業においては、自分の主張を社会的実践につなぐ力よりも、そもそもその主張は適切なのかを丹念に吟味し、誰もが「当たり前」と思い込んでいることを疑って批判的・創造的に考える力が重視される。

もちろん、哲学を背景とする哲学対話と、政治学を背景とする熟議の間には、無視できない違いも存在する。その最たるものは合意形成に対する考え方である。哲学対話の目的は、それぞれがもつ見解だけでなく創発的に現れる様々な発想に驚き、触発され、自分をつくりかえることである。したがって、集団的な合意の形成は二次的な関心事となる。しかし、熟議は本質的に公共的問題を扱うものであり、合意形成を避けて通るわけにはいかない。ただし、その「合意」がどのレベルでのものかについては、政治学・教育学ともに熟議論者の中でも見解は分かれ、結論のレベルではなく、たとえば「何が争われているのか」（田村 2008）や「不一致に至った理由」（大谷 2013）について合意形成するという収束のさせ方も示唆されている。

(5) ファシリテーターの役割

熟議は決して自然発生するものではなく、ファシリテーターのはたらきかけによってその成否が大きく左右される。筆者の実践では、2度ほど教員がファシリテーターを務めた後、その役を生徒に任せた。その際、ファシリテーター役を務める生徒には事前指導を行う。そこで特に留意させるのは、「問いの質」の重要さである。熟議におけるファシリテーターの第一の役割は、思考を活性化する問いを投げかけることにある。事前指導では、そのような問いを類型化し、ツールキットとしてファシリテーター役の生徒に示す。また、熟議は何でないかをよく理解させ、議論がどんな方向に向かったら好ましくないかを確認する。

※ 事前指導で生徒に配布した「ファシリテーター虎の巻」を資料として末尾に付す。

(6) エディターの役割

熟議は円形さえ作れば10名以上で行うこともできるが、その規模だと一人ひとりの参加度を一定水準にキープしていくのが難しい。通常授業で用いる場合を考えても、基本的にグループ分けをする形になる。そこで課題となるのが、各グループの熟議成果の共有である。熟議の報告は結論だけを伝えるものではなく、議論の過程をダイジェストにしたり、ハイライトシーンを抜き出したりする必要がある。これは、その場でいきなり指名された生徒にはきわめて困難である。

そこで、筆者の実践では、グループの熟議を「編集して届ける人」ということで、エディターという役割をおいた。エディターへの事前指導では、ファシリテーターの「問い」の意図を感じ取って議論の流れを考えながらメモすることや、他グループの人たちの思考を促すようなポイントを選んで紹介することなどを強調する。なお、教員がファシリテーターをする場合も、あらかじめエディター役の生徒を決めて事前指導を行った方がよいと思われる。

※ 事前指導で生徒に配布した「エディター虎の巻」を資料として末尾に付す。

(7) 振り返りのあり方／評価のあり方

熟議の目的の一つは、自らの意見形成のあり方を見直すことであるから、十分な振り返りが欠かせない。振り返りは毎熟議後にシート記入の形で行い、このシートによって反省的思考力を評価する。単元の最後の時間では、このシートを返却し、熟議による自らの意見変容を確認させたうえで、意見形成のあり方についてのリフレクション（反省）熟議の時間を設ける。

4. おわりに

本稿では、熟議の理念、実施上の工夫、そして他の学習活動との使い分けや連動について概要を論じた。本稿で示したような趣旨の授業は、「熟議」という語を使っていなくとも、すでに少なからず試みられ、発表されている。とくに、小学校での「話し合い」活動の膨大な蓄積は大いに参考になるだろう。今後は、そうしたさまざまな実践研究を関連させて考察し、また50分の通常授業の中で実践のあり方を模索したい。

なお、本稿は2014年11月22日に筑波大学附属駒場中・高等学校において行われた教育研究会での発表を基にしている。会場での活発な質疑応答から多くのヒントを得たことを記し、参加者の皆様に感謝する。

資料1 単元計画の例

「政策を熟議する」

- ①導入講義「なぜいま熟議なのか」／K J 法＋熟議【年間テーマを何にするか】
- ②ブレインストーミング熟議【どんな問題があるか】／熟議振り返りシート記入
- ③サブ熟議【熟議の作法とは】／テーマの焦点化／調べるテーマの選定・分担
- ④調べた成果を発表（正確な知識・理解の共有）
- ⑤熟議【何が政策で解決すべき問題か】／熟議振り返りシート記入
- ⑥熟議【どんな政策が求められるか】／熟議振り返りシート記入／熟議結果まとめ
- ⑦リフレクション熟議【「あなたの意見」はどのようにつくられるか】

資料2 50分授業で実施する場合の展開例（上記単元計画の⑤に該当）

	学 習 内 容	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
導 入	前時の振り返り (10分程度) 問題設定	<ul style="list-style-type: none"> ●前時までの熟議および発表から主な論点をピックアップし、本時の議題を設定する。 ・最大の関心が「教育格差」にまとってきた。 ・「格差」の認識は平等の観念とセットになっている。 ⇒ 本時の議題を「格差」とし、問題の再考を促す。 問いの例：今まで問題にしてきたのはどんな「格差」か？ ●「格差」という語の言い換えを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業者がスライドを用意し、前時までの議論をなるべく詳細に思い出すように振り返る。 ・本時の熟議の到達目標(合意によって答えを与えたい問い)を明示する。 ・なるべく中立的な語に変更する。
展 開	熟議 【あるべき違い、 解消すべき違い】 (30分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ●会場形態を整え、熟議を開始する。 問いの例：(アイスブレイク)：学校の中に、または学校間で、どんな「違い」があるか？ ※以後、「格差」を仮に「違い」と言い換えて表記 ●各グループでファシリテーターからの発問を軸に熟議を展開する。 問いの例：「学力」の違いの場合 ・学力の違いはなぜ生じるのか？ ・そもそも、学力とは何か？垂直的に比較できるのか？ ・学力の違いは子どもの将来に何をもたらすか？ ・学力の違いを社会的に許容できる(できない)理由は何か？ ・学力の違いを解消するために政策的介入が必要か？ →政策という手段の特性は何か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・7人グループに分け、イスのみで円形になる。 ・発言すること自体を目的とし、1人1つずつ順に答えていく。 ・事前に指導した生徒にファシリテーターを任せる。授業者はグループを行き来して発問をし、議論を活性化する。 ・授業者が用意する問い(予定) ①学校の存在が「格差」を生んでいるのではないか？そもそも学校は必要なのか？ ②学校を職業訓練の場に改革したらどうか？
ま と め	熟議の結果を共有 (10分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ●各グループの熟議の成果を報告し、共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結論だけでなく議論の過程をふまえて報告するよう事前に指導しておく。 ・時間があれば、授業者がさらに問いを加え、理解を深める。
課 題	熟議の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ●振り返りシートに記入して、後ほど提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熟議を通して自分の考えや判断がどのように変容したかに留意させる。

資料3 ファシリテーター虎の巻

ファシリテーターの役割

①議論を活性化するための「問い」を発し続けること

- 「なぜそう言える？」…理由・根拠を明らかにする／論理の飛躍を埋める
Ex. 「なぜコミュニケーション力が大切だと思うの？」 「なぜ格差が拡大していると言えるの？」
- 「なぜこうなっている？」…背景や原因を推測する／仮説を立ててみる
Ex. 「なぜ学力の違いが生まれるの？」 「なぜ大学進学率が上がったの？」
- 「〇〇って何？」…意味を明確にする／意味の多様性に気づかせる／具体的に
Ex. 「きみのいう学力って何？」 「平等な扱いってどういうこと？」
- 「そもそも、ほんとうに～？」…みんなが当たり前と思っていることを根本から考え直す
Ex. 「そもそも、友だちっているべきなの？」 「ほんとうに、男子と女子って違うの？」 「お金があれば幸せなの？」
- 「いつでも／どこでも／誰にとっても？」…普遍化・一般化の可能性を考える
Ex. 「大学に進むのが当たり前ってどこでもそうなの？」 「みんなが勉強できなきゃいけないの？」
⇒ 「誰にとってそうなの？」 「あなたにとってはどうなの？」
⇒ 「どんな人が、なぜそう主張しているの？」…利害や価値観をもつ当事者を特定し、理解する
Ex. 「大学に進むのが当然という考えは誰が主張してるの？」 「その人たちはなぜそう主張するの？」
- 「結果はどうなる？」…現場をイメージしながら、将来起こりうる事態を考える
Ex. 「中学・高校での学力差は将来にどう影響するの？」 「ウェブ授業が普及したら学力差はどうなる？」
⇒ 「(メリットの主張に対して) デメリットはないの？」…異なる側面を明らかにする

②情報や意見を図式化し、合意や対立の構図を確認すること

- 前提を発見する…一見違うことを言っているが、実は同じ前提を共有しているのでは？
- 議論の構図を整理する…どこまで合意ができてる？どんな考えとどんな考えが対立している？
- 解決されていない問題を確認する

③参加者全員を巻き込むこと

- 発言の少ない人に意見を求める
↳ 発言が出にくい場合は、その人の体験をたずねるとよい
- 「自分の話を聴いてもらえる」と感じさせる
↳ あいづちは大げさなぐらいでちょうどよい

④望ましくない方向への展開を避けること

望ましくない展開

- 多様でそれぞれに有意義な意見のうち、どれか1つを選択させようとする
- 議論の参加者を「論破」する(誰かに敗北感を与える) ※議論を深めるための「反論」は歓迎
- 誰もが特定の立場(Ex. 生徒の立場、子どもの立場)からしか考えない
- 自分を当事者として関連づけずに他人事として考える

資料4 エディター虎の巻

エディターの役割

①熟議の記録をとる

コツ

- ・熟議の中で出された「問い」に注目し、問いを起点にして1セットのメモを作る。
- ・結論を中心にメモするのではなく、議論の過程（道すじ）が大切だと意識する。
- ・最低限キーワードをひろう。
- ・語りをそのまま文字におこすのは不可能。文ではなくフローチャートやマッピングも使う。

●Q. なぜ子どもの学力差を解消すべき？ ⇒自己責任ではない背景があるから ex. 家庭環境

↳大人の学力差は？ ⇒大人は自己責任でいい

↳なぜそう言えるの？ ⇒実は根拠がない

どこかで区切らないといけない

↳大人と子どもは何が違うの？

- ・議論のハイライト（その熟議に参加していない人がおもしろく感じる部分）は詳しくメモする。
- ・報告時間に合わせて、ハイライトシーンがどこか、どの程度報告するか考えておく。

②他のグループに向けて報告をする

コツ

- ・報告時間には制限があるので、優先順位を決める。他グループの人たちにも考えてほしい部分や、彼らがきっとおもしろがるだろうと思う部分を優先する。
- ・「班の意見」のような、単一の合意（結論）を示す報告ではないことを意識する。
- ・話を届けたい相手（他グループの人たち）の方を向いて話す。教員に向かって話さない！
- ・結論から報告するのではなく、問い → 考え方いろいろ → (できていれば)合意 の順で話す。
- ・議論の構図（Aという考え方とBという考え方が対立した、AとBはここまでは合意した）を示す。

参考文献

- 磯崎育男(2006)「合意形成学習への代替的アプローチの可能性 - National Issues Forums の試み-」『千葉大学教育学部研究紀要』第54巻。
- 大野博人(2014)「政治不信2.0」朝日新聞「カオスの深淵」取材班『民主主義って本当に最良のルールなのか、世界をまわって考えた』東洋経済新報社。
- 大谷直紀(2013)「熟議民主主義に基づく中学校社会科授業の構想」『埼玉社会科教育研究』第19巻。
——(2014)「熟議民主主義に基づく中学校社会科授業の実践：3学年 地方自治 加須市のごみ問題を考える」『埼玉社会科教育研究』第20巻。
- 河野哲也(2014)『「子ども哲学」で対話力と思考力を育てる』河出書房新社。
- ギャスティル、ジョン＝レヴィーン、ピーター 編(2013)／津富宏・井上弘貴・木村正人監訳『熟議民主主義ハンドブック』現代人文社。
- 篠原一 編(2012)『討議デモクラシーの挑戦 ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店。
- 杉浦正和・和井田清司(1998)『授業が変わるディベート術!』国土社。
- 鈴木寛(2013)『熟議のススメ』講談社。
- 曾根泰教・柳瀬昇・上木原弘修・島田圭介(2013)『「学ぶ、考える、話しあう」討論型世論調査 - 議論の新しい仕組み-』木楽社。
- 田中宏樹(2014)「市民が政策に関わる社会実験 討論型世論調査の可能性」同志社大学政策学部10周年記念出版編集委員会編『民主主義再生のためにすべきこと』学芸出版社。
- 田村哲樹(2008)『熟議の理由』勁草書房。
—— 編(2010)『政治の発見5 語る』風行社。
- 長田健一(2014)「論争問題学習における授業構成原理の「熟議的転回：National Issues Forums の分析を通して」『社会科研究』第80巻。
- 早川誠(2014)『代表制という思想』風行社。
- 広田照幸(2009)『格差・秩序不安と教育』世識書房。
- フィッシュキン、ジェームズ(2011)／曾根泰教監修・岩木貴子訳『人々の声が響き合うとき - 熟議空間と民主主義』早川書房。
- 山口二郎(2004)『戦後政治の崩壊 - デモクラシーはどこへゆくか』岩波書店。
- リップマン、マシュー(2014)／河野哲也・土屋陽介・村瀬智之監訳『探求の共同体 考えるための教室』玉川大学出版部。
- Dryzek, John S. (2000) *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford University Press.
- Dryzek, John S. (2006) *Deliberative Global Politics: Discourse and Democracy in a Divided World*, Polity Press.
- Elster, Jon. (1998) "Introduction," in Elster, Jon (ed.) *Deliberative Democracy*, Cambridge University Press.
- Young, Iris M. (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.

民主主義について考える

－ 社会＝国＝公と個人＝市民＝私 －

前都立高等学校講師 小橋 一久

1. はじめに

本稿で扱うテーマは「民主主義」である。「民主主義」は、「市民社会」と共に現代の世界で普遍的な価値が付与されている。教育の目標として、憲法と関連する法で「民主主義の社会を支える公民＝市民の育成」が掲げられている。(註1)

戦後の民主改革で、日本の民主主義の柱として、教育を通じて民主主義を定着させる為に、市民性教育が導入された。社会科は本来、市民科として構想されたものである。基本的にはこの役割は継承されてきている。現在の教育課程の前提として、「市民が支える民主主義」が前提となっている。この「民主主義」については、現在多くの論議がなされている。「民主主義」の課題も指摘されている。その課題は、1－民主主義の2つの方法である直接民主主義と間接民主主義の評価、2－民主主義の理想と実現する為に施行されている制度の矛盾、3－民主主義の原理自体に内包されている矛盾、である。

具体的には、1に関しては、代議制＝議会制度＝間接民主主義の評価に関する論議がある。2に関しては、民主主義の制度で、市民の政治参加の権利である選挙に関する課題がある。3に関しては、多数決の原理と少数意見の尊重という一見すると矛盾する2つの原理の存在があげられる。(註2)民主主義の学習では、この様な課題の存在を考慮せざるをえない。民主主義の課題として1・2であげた実際の制度の課題と、3であげた民主主義の原理の課題があるが、3の課題は、現代の民主主義を基礎とする市民社会の成立という歴史的経緯をふまえて分析する必要があると考える。現代の民主主義は市民革命によりその基本的なシステムが成立したが、市民による民主主義は古代から、中世にも条件付きではあるが存在した。近代の民主主義は、古代の市民による民主主義の理念を継承し、各時代の社会の影響を受けながら発展してきた。(註3)民主主義の課題としてあげた3つの事項について具体的な例をあげると、1・2に関しては、選挙制度に関する制度の限界性と3に関しては、議会での決議と市民の意志＝意見の乖離があげられる。

この問題を考える上で重要なのは、民主主義が人類の歴史の中で誕生した事で、歴史という視点から考える必要がある事である。現在の社会で重要な事として、「個人」と「社会」と「私」と「公」の関係が論議の対象となる。この問題は、「公民科」で取り扱うテーマである。この2つのテーマは、哲学や倫理でもメインテーマとして先哲が論議してきた。そこで、歴史の観点を併用して、このテーマに関して考えてみたい。

2. 研究の目的

本稿の目的は、民主主義における「個人」と「社会」と「私」と「公」の関係を考える事である。さらに、市民革命により成立して民主主義では、「市民」と「国」の関係の検討も必要となった。

そこで、この2つの検討を通じて、現代の民主主義について考察する事とした。この分析の作業は、

人類の文化・文明の誕生から現代に到るまでの歴史から、ここで提示したテーマを考える事が必要となる。「個人」と「社会」の関係については、人類学や社会学でも検討されてきた。又、歴史学でも社会学との学際的研究が行われ、アナール学派は歴史社会学の観点から研究をしてきた。人間は「社会的」動物である事は、人類の発展が集団として「社会」を形成する事で成し遂げられてきた事で確認できる。さらに、歴史学の観点から、「社会」の成立と「社会的分業」＝階級・身分の関係が指摘されている。「私」と「公」については、歴史上「民主主義による市民社会」で大きなテーマとなってきた。その理由は、市民が「統治」という民主主義のシステムには、市民には「私」的存在という側面と、社会に対して発言する事と、「私」を保証するという社会の「公」としての役割を支えるという「公」としての側面を合わせ持つからである。

歴史上で「民主主義による市民社会」が登場したのは、1－古代ギリシャのポリスや、ローマ共和制の時代、2－中世の自由都市、3－市民革命以後の時代、(国民国家の成立を含む。) 4－産業革命以後の時代が中心である。この時期の市民社会の検討は、現代の市民社会と民主主義の課題を分析する上で、重要な事であると考えられる。さらに近代国家の成立では、「市民」が「国家」の統治の主体となった「市民革命」の理念の実現の方法として「国」＝「政府」を成立させた。この政府と市民の関係が理想としては、「国」＝「政府」と市民は対等とされているが、実際は「国民国家」の様に、市民が国家に内包されるケースでは、現実的には「国」＝「政府」の力が「市民」＝「国民」を従える傾向が生まれた。この様な課題について分析する事で、「民主主義」について、表題のテーマを検討してみたい。さらに、その検討を通じて現代民主主義について分析してみたい。

3. 人類学・社会学から考える

ここで考えるのは、「個人」と「社会」の関係である。人類は、類人猿と共通する祖先から分かれて進化して現生人類となった。人間の特徴は集団＝「社会」を形成し得た事である。この基本的な特色は、人類の発展に大きな影響を与えた。この集団としての「社会」の役割は、「個人」＝個体としては、弱い生物であった人間が、集団を形成する事で、個体としての生命・生活の安全を確保し、さらに次の世代の育成を確保する事で種としての人間を発展させる事であった。この集団としての「社会」では、「個人」＝個体の生存が保障されたが、一方で「個人」＝個体はその集団のルールに従う事を要求された。「社会生活」のルールを順守する義務に同意していた。

人間は生物として、社会生活を送る事で、「社会」という集団にコントロールされる事に同意をする事でその生存を確保した。その「社会」を維持する為に必要な事を「公」とすれば、「私」は「公」に従う事で、その「私」を守るという根源的な矛盾が生じている。ここで問題なのが、「社会」＝「公」が課すルールが、その「社会」を変化させ、社会的分業により本来は、社会的機能であったものが、身分制に変化して、不平等が生じてしまった事である。本来、「社会」を形成する「個人」を守るルールが不平等を正当化する結果をもたらした。この事は、社会とその社会を構成する個人の関係は、基本的矛盾を含んでいる。フーコーの権力論では、個人は社会を構成した時に権力関係が発生し、社会の外部に身を置く事で自由になれるとされているが、人間の社会と個人の関係の矛盾は現代の社会でも解決されていない。

4. 歴史から「公」と「私」を考える

前章では、人間の社会と個人との関係の矛盾が人類の誕生以来から生じていた事を指摘した。次に歴史時代—文明の誕生以後について考えてみたい。この時期に社会の発展の中で、人間の集団が拡大して、都市を形成して、都市国家が成立し、さらにその地域を統治する帝国が、四大文明の地で生まれた。この過程で、「社会」は「公」として認識され、「個人」は「国」＝「社会」に従う「私」として定義された。オリエント地域では専制君主の統治する国が成立し、被支配者は支配者に「臣下」として従う事を求められた。この代表的な帝国がアケメネス朝であるが、この帝国とペルシャ戦争を戦い、敗北させたギリシャは、歴史において、始めて「市民社会」と「民主主義」を原理とする社会を成立させた。さらにこの時に登場した「市民」がヨーロッパにおいて、中断した時代もあるが、底流として存続し、現代の「市民社会」の理念の祖形となった。

この事に注目して、歴史の中の「市民」と「民主主義」の系譜と、そこでの「公」と「私」の理念の形成について分析してみたい。ここで分析するのは、1—古代の時期のギリシャのポリス、2—古代ローマの共和政、3—中世の時期の自治・自由都市、4—近代の時期の市民革命と国民国家、の4つの時期の分析である。歴史的経緯は重要ではあるが、紙幅の制限があるので、経緯に関しては検討に必要な最小限にとどめて別の機会に述べる事とする。ここでは、「公」と「私」と市民の在り方の論点にのみ触れる事にする。

(1) ギリシャのポリスにおける「市民」と「公」と「私」

ギリシャの「市民」に「民主主義」はポリスの中で発展した。代表例として、スパルタとアテネが取り上げられる。最近の研究では、アテネに関しては、本来のポリスの市民の自由の観点から、自由なイオニアの諸ポリスとは異質なもので、強力な軍力で他のポリスを事実上支配する「帝国」の形成の中で生まれたという指摘もある。(註4)

この指摘は、ペリクレスの指導の下のアテネが、市民による民主主義の完成期として取り上げてきた従来の歴史教育について考える上で重要であると考ええる。

ここでは、ポリスの市民の中で、ポリスと市民の認識がどの様なものであったかに絞って簡単に整理してみたい。

ギリシャのポリスでは、「民会」が最高議決機関であり、「市民」は「民会」に参加する事で、ポリスの政治にその意志を反映した。さらに、アテネでは、籤による公職への就任や裁判員や、陶片追放の様な「国民投票」権が付与された。又、スパルタでは、クローレスという籤引きで、市民は土地を公平に分配されて、公職についても公平性が保証されていた。

これらの市民の特権は、非市民である奴隷や外国人の存在を前提としているという問題があったが、これらの制度は、ポリスを守る市民兵として従軍するという義務が前提とされている。さらに、「市民」の権利としての制度は、「市民」の「義務」としての役割として見る事ができると考える。

アテネの民主政の評価に関しては、「哲人政治」を唱えて否定したプラトンや、肯定したアリストテレスの例がある様に賛否があった。(註5)

しかし、両者に共通しているのは、市民は個人＝「私」から、ポリスの市民＝「公」となる事を求められるという事で、「私」は「公」＝ポリスに内包されるという認識である。アリストテレスは人間を政治的市民として定義している。

(2) ローマにおける「市民」と「公」と「私」

ローマの共和政の成立の過程は、ホルテンシウス法の成立による民会の決議の国法とするという事で完成された。ローマ市民の平民（プレブス）は、十二表法から護民官職（平民会議長、コンスル相応）、執政官の1名の就任権等の実現を経ている。残念ながら、ローマ共和国の領土拡大の中で、市民の中核である中小農民と征服の利益を独占する有力者の社会的格差の拡大から市民の民主主義は崩壊した。しかし、理念としてのローマ市民権は、元首制成立以後のローマ帝国でもこのローマの市民権の理念は尊重された。政治の理念として共和制は建前ではあるが生き続けた。

さらにこの「ローマ市民権」はローマ帝国の拡大と安定に大きな役割を果たした。ローマの社会の市民はギリシャのポリスと同じくローマを守る義務が課せられて、市民として公的役割や国防への寄与が求められた。「公」としての観念を付与されたローマ（共和政の伝統の継承）に「私」である市民は自ら寄与する義務を通じて内包されるという構造が成立した。市民の原像としての「公」と「私」の関係は、ローマ時代がヨーロッパの文明の起源となった事で、市民革命とその以後に成立した近代社会にも継承された。

(3) 自由都市・帝国都市における「市民」と「公」と「私」

ローマ帝国の崩壊後は、商業＝貨幣・流通に支えられていた都市はその基盤を失い、教会や領主と関係が深いケースを除いて衰微した。しかし、中世社会の安定と共に貨幣経済の復興があり、労働地代（賦役）や現物地代の時代から貨幣地代が徴収される時期になると、領主は経済的な基盤として都市（市場）を重視するようになった。さらにヨーロッパでは商業の復活の時代となり、遠距離の商業網や大きな国際的な市場が成立した。さらに東方交易も盛んとなった。

このヨーロッパの変化の中で、多くの都市が領主より市場の管理や行政の権利を経済的な対価と引き換えに特許状を得て獲得した。領主側も、皇帝が大領主や貴族と対抗する為に都市に自治権を与えて帝国都市としてその支持を得たドイツのケースがよく知られている。都市の自治権は、王権との関係で強弱があった。

自治都市・自由都市の代表例はドイツの自由都市（帝国都市・ハンザ同盟）とイタリアの都市がよく知られている。この2つの例を簡単に紹介してみたい。中世の都市に関する有名な言葉で、ドイツの都市に関して、「都市の空気は自由にする。」という表現がある。他の地域の農民でも一定期間の居住により市民として自由身分を得られるという規定があったからである。

ドイツの都市は、ツunft・ギルドにより運営されていた。市民はギルドの構成員として都市を守る役割を果たした。一方で、政治に関わる権利を獲得した。都市の自治を守る事が「公」として考えられていた。イタリアの都市は、カール大帝による西ローマ帝国の復興後のフランク王国の分裂以後に統一されず、その結果、多くの都市国家が成立した。代表例としては、ヴェネチア・ジェノバやフィレンツェ・ピサ等の東方交易やヨーロッパの交易で栄えた都市共和国があげられる。これらの都市は商業・交易により栄えて、富裕な商人は、「市民」として「公」と考える都市を、公職につく事で支える義務を果たす事を求められた。「私」としての商人としての利益の追求を前提としながら、「公」的役割も期待されていた。

イタリアの都市共和国では、市民は市民兵として戦闘に参加した。後には、傭兵隊が共和国軍の主力になったが、その理由は、市民は都市の繁栄の基礎である商業を通じて寄与する事を得策したから

であるが、市民が「公」としての共和国を支える義務を負う事は変わっていない。その代表例としてヴェネチアを取り上げると、ヴェネチアの繁栄を支えたのは商船隊とムーダと呼ばれるヴェネチア船隊の航路を守る運行システム（各地の港湾・ドック・補給処とそれを結ぶ航路情報や船団による定期航路）と、国営造船所や内陸領土での造船材を支える管理システムであった。ヴェネチアの貴族とされる人々は交易商人であるが、彼らは交易に従事する自分の船隊を、戦時にはヴェネチアの艦隊として自分が指揮官として乗船して提供する義務を負っていた。

(4) 古代・中世の「市民」と「公」と「私」について

これまで、古代・中世の市民による「民主主義」の歴史的経緯と「市民」の在り方を整理した。本稿で検討するのは、「市民革命」以後の「市民社会」と「民主主義」である。しかし、「民主主義」の淵源は古代・中世の市民の概念の成立にある。そこで、「市民革命」以後との比較の為にこの時代について指摘してみたい。

「市民」は個人としては私的存在であるが、市民が属する「国」の為に「公」として義務を果たす事が求められるという点は、「市民革命」後の「民主主義」と「市民社会」では共通している。しかし、大きな相違点がある。それは、古代では奴隷制社会である事や、中世都市では事実上の身分制が存在した事である。「市民」の権利として政治に参加できる事が基本となる。しかし、古代も中世の都市もこの権利を有する「市民」は限定されていた。古代ギリシャのポリスの例としてアテネの市民は市民法で、両親がアテネ市民である事が条件で、奴隷や外国人は排除されていた。さらに民会への参加資格は、成年男子に限定されていた。中世のドイツの帝国都市やイタリアの都市共和国の都市では、商人組合の構成員である事が条件で、ドイツでは、ギルド・ツunftの一員である事が条件で、大商人のギルドと手工業者のギルドの対立が解消された時期でも、手工業者のギルドの正式構成員であるマイスター（親方）である事が条件であった。その結果、女性や職人（クラフトマン）、貧しい市民は政治から排除されていた。さらに都市に移住する農民は、都市を維持する為の労働力として重要な役割を果たしたが、非市民として扱われた。（註6）

5. 「市民革命」における「市民」と「公」と「私」

この章で「市民革命」を取り上げる理由は、「市民革命」により現代につながる「市民社会」と「民主主義」が登場した事と「市民」が統治する権利を獲得して、「市民」が「公」として「私」とされていた市民の権利が保障されたという、以前の歴史では実現されていなかった権利を獲得した事である。この大変革は歴史上重要な事であるのは言うまでもない。

以上の事を前提として、「市民革命」の時代の「市民」について、「公」と「私」の観点から分析してみたい。

(1) 「市民革命」の意味について

先に述べた様に「市民革命」は「近代民主主義」と「近代市民社会」の成立の前提となる歴史上のエポックとなる出来事であった。「市民革命」により成立した「近代民主主義」のシステムは、代議制＝議会制を通じて、「市民」は選挙・投票を通じて政治参加するというものであり、現代の民主主義の制度の基本となった。さらに、「市民」の権利として、自由権・財産権の保証が確認された事が重要な意

味を持った。しかし、「市民革命」により成立した市民による民主主義にも、当時の社会の影響が反映していた。「市民」として、選挙権を有する資格として、財産資格や性別の条件があり、女性や貧しい市民が政治を決定する議会から排除されていたからである。(註7)

近代の「民主主義」の制度は、男子労働者への参政権や(註8)女子の参政権の付与(註9)をへて、一定の年齢資格に達した全ての「市民」が投票権を得て、政治に参加する事が実現して確立した。しかし、現代の民主主義の現状を見ると課題がある事が確認されている。理想として、「市民」による「民主主義」と実際の「民主主義」の現状の乖離には、現代社会の特有の条件と「民主主義」に内包されている原理的課題の存在が原因と考える。そこで、「市民革命」の経緯と、「市民革命」に関わる思想や主張を整理する事で、本稿の趣意である「市民」と「公」と「私」の観点から考察してみたい。

(2) 「市民革命」の歴史的経緯について

「市民革命」はヨーロッパ史の中で近代の出発点として重視されてきた。しかし、「市民革命」として普遍的な歴史像が論じられてきたが、実際には、イギリスやフランスやアメリカという社会背景や文化により独自に成立した制度であった。この3つの代表的な市民革命により成立した理想が、現在の「民主主義」に反映している事は否定できない。さらに、「市民」による「民主主義」の課題もこの時期に登場している。この課題についての評価と「市民」による「民主主義」の理念・理想の考察と評価は、現在の「民主主義」を考える上で、重要である。

以上述べた事を前提として「市民革命」を歴史的経緯から整理してみたい。ここで検討するのは、「市民革命」の3つのパターンと、制度として「代議制」＝「議会制」の役割である。

(3) 3つの「市民革命」について

ここでは、「市民革命」の代表としてあげられる3つの国の特色を紹介して、それぞれの「市民革命」の特色と社会的影響を検討する事で「市民革命」と「社会」の関係を見てみたい。

まず、イギリスの「市民革命」の経緯の特色は、「マグナ・カルタ」やシモン・ド・モンフォールの議会とそれを発展させた「モデル・テストメント」に示される様に、貴族や都市の代表が王権に対抗する機関として「議会」が成立していた事である。エリザベス1世の時代に、王権は強かったが、「庶民院」＝下院の意志を無視する事はなかった。さらに、清教徒革命から名誉革命の歴史で「議会」の役割は大きかった。さらに、イギリスの憲政の基本である「権利の章典」は、国王と議会の政治的契約として成立している。

次にフランスの「市民革命」では、王権を強化してフランス国内の大領主・貴族に対抗する為に、さらにフランス国内の教会勢力を牽制する為に市民＝有産市民の支持を必要として、三部会＝身分制議会が設けられたが、ルイ14世の時代には召集される事はなかった。この身分制議会が召集されたのは、絶対王政が国家財政の破たんの回避の危機に面した時であった。この時に召集された三部会の第三身分が、決議方法を巡り対立して、分離して「国民議会」と称した事からフランス革命は開始されている。「憲法制定議会」から「国民公会」までの経緯と、ナポレオンの皇帝就任から失脚と王政復古の課程でも、「議会」と「市民」は大きな役割を果たしている。

次にアメリカの「独立革命」では、前提条件として当時のアメリカの植民地が成立時の特許状で、強い自治権を保障されていた事があげられる。アメリカの植民地には、王領・領主や自発的植民と種々

の形式があったが、総督に植民地人が任命されたり、立法・行政参事会に植民地人が多数任命されるなど、実際には独自の国と見られた。この強大な自治を支えたのが、タウン・ミーティングである。アメリカの植民地は本国から自治権を付与されていたが、植民地人自身が植民地を運営し自衛する事を要求された。自分達の社会＝植民地や町は自分達で守る。その為には、住民は話し合いを通じて意志決定して、住民＝「市民」はそれに従うというシステムを完成させた。この理念は、イギリスより独立して「アメリカ合衆国」となった以後も政治のシステムの基本となっている。

ここでは、この3つの「市民革命」についてその社会的背景を紹介した。ここで分かることは、イギリスの立憲政とフランス革命での議会の統治の比較に示されている様に、市民・議会と王権の関係により、「市民革命」を経て成立した社会の安定性に差があった事である。フランス革命の経緯をみれば理解できると思う。さらに、アメリカの社会を見れば、「市民」の権利の擁護と「市民」の自治の意識が社会のバック・ボーンとして存在して、「アメリカン・デモクラシー」を形成している事が理解できると考える。

(4)「市民革命」を巡る課題1 - 代議制の課題

現在民主主義を採用している国では、代議制＝議会制度が採用されている。その理由は、先に紹介した、「市民革命」を実現した3つの国で、その力は制限されてはいたが議会制度が存在してからである。しかし、フランス革命に見るように、その国の社会によっては安定した政体を作るまでには長い時間が必要だった。現在、代議制＝議会制度と民主主義の関係について選挙というシステムを介する事の評価として両論がある。この問題は、選挙という制度で民意が反映する事に問題があるという課題を指摘するケースや、直接的な民意の危うさを指摘するケースがある。トクビルは、「アメリカのデモクラシー」で当時の上院が間接制度である事を下院が直接選挙である事と比較して評価を与えている。また、現在の日本の選挙制度の改革で、議員定数と選挙区の議員定数について「1票の格差」から改革が求められているが、何時までも解決されない例からも確認できる。

(5)「市民革命」を巡る課題2 - 市民の意志を「公」とする事の課題

「市民革命」の意義は、「市民」の意志が「市民」が統治する政治の確立で、「公」として定義された事にある。しかし、「市民」には経済的条件等で利害が相反する階層が含まれていた。「市民社会」には社会的格差があり、フランス革命の例では「平等」は建前上は理念としては存在したが、社会的格差は大きかった。農民層が、貧しい小作農が、革命の過程で中小の自作農として土地を獲得した後で保守化した事に示されている様に、「市民」の利害は複雑となった。

さらに「市民」が統治者とはされたが、その統治権は国＝議会＝政府を通じて行使された。その結果、2つの問題が生じた。その1つは、議会政治の原則である「多数決の原理」と「少数意見の尊重」という一見矛盾する制度である。「議会」は「市民」の付託を受けて政治的決定を行う。その決定は市民の総意であり、「公」として「市民」は尊重しなければならない。しかし、「市民」の利害は、その立場で異なる事は現在の社会を見れば理解できる事である。その立場が「市民」の意志である時は、当然「公」的主張と認められる。この事を原則とすれば、先にあげた2つの原則の矛盾はしていない。しかし、現実問題としては、「市民」の意志は「私」的要求と、「公」的要求が含まれている以上、混乱が起きる事は当然である。「公」が社会を維持し、安定させる事であれば、この混乱を回避する必要

がある。その方法についての論議が「民主主義」の本質を問う意味を持って行われてきた。そこでは「市民」と「議会」と「国＝政府」の関係が問われてきた。次にこの課題について検討してみたい。

6. 「市民革命」を支えた思想について

「民主主義」と「市民社会」については、「市民」と「議会＝政府＝国」の関係を検討する事が不可避となる。「市民革命」は、「市民」の権利を認める為の思想が登場している。この思想で述べられている事は、「市民」の基本的権利＝人権の保証と、社会が市民の権利を保障する為に構成する政府というシステムを通じて社会を安定させるという2つの命題の解決であった。この2つの命題の解決の方法としては、「公」として承認される「市民」の権利の保障とその為の手段として形成される政府＝国の「公」的役割のバランスの確保が必要であった。「市民革命」では「市民」の基本的権利の保証を実現する事で、「市民」が「公」として承認された。その「公」の実現の為に代表者である「議会」を選出して、さらに、「公」である「市民」の意志を代行する「政府」を成立させた。

この2つの関係について、「市民」・「民衆」の評価で、判断は分かれる。1－「市民」の意見の多様性による社会的混乱が問題であるという立場や、2－「市民」の意志の反映が最大に尊重されるべきとの立場が出現した。この2つの見方は、市民の基本的権利の確保を「公」とするという前提ではあるが、異なる結論に達した。この2つの見方は民主主義の学習で必ず取り扱われる。そこで、具体的に紹介してみたい。

この論議の代表的なものとして、イギリスの「市民革命」である清教徒革命と名誉革命において、思想家としてホブズとジョン・ロックの2人があげられる。ホブズは『リバイアサン』で、「市民」の権利の確保を前提としたが、その結果の多くの意見の対立である「万人の万人に対する闘争」となると主張して、市民の権利を「公」である上位者に委ねる事で社会の合意を得る必要があると主張した。一方ロックは『市民政府二論』において、「市民」の権利の保障の為に「市民」の代表者を選出して「政府」を形成するが、その政府が「公」として行動できる理由である「市民」の付託を重視して政府はこの目的を果たす為に行動する義務があり、「市民」と「政府」は契約を結ぶ事で実現を図るという「社会契約論」を採用した。この契約は「市民」と「政府」の双方を拘束するもので、「市民」は「政府」に対して契約を履行しない場合は、新しい「政府」を作る権利＝「革命権」があると主張した。この2人の考え方は、清教徒革命でのクロムウェルの鉄騎軍＝新式軍の軍事力を背景とした軍事独裁と護国卿就任の時代の混乱と、名誉革命の議会による王の追放と、議会の権利の承認を前提として新王の招聘が背景となっている。

フランス革命を支えた思想家のルソーは、『人間不平等起源論』で、本来は、人間は平等である事を指摘して、さらに、市民革命の理論として市民の基本的権利＝人権を主張した。さらにロックと同じく「社会契約」により市民の権利＝人権の確保を実現する事を主張した。この主張は、「人及び市民の権利に関する宣言」＝人権宣言に反映している。但し、ルソーは、市民の意志を社会の基礎として重視したが、市民の意志を一般意志として定義し、その市民の代表である議会の優位を主張した。ここで紹介した論争は、市民の権利＝「公」と、政府＝国が、果たす「公」の役割の矛盾の解決を求めている。

アメリカ独立革命は、ロックとルソーの社会契約と革命権を基本的原理として採用した。アメリカは、トマス・ペインの「コモンセンス」で主張されている「代表なくして課税なし」に示されている

様に、イギリスの議会は植民地アメリカの代表が参加していない事を理由として本国の課税を拒否している。この事に示されている様に、「市民」の合意の上でその合意を実現する事を要求した。アメリカの社会は、「市民」の意志を実現する為に、選出された代表に「市民」の代弁者として行動する事を求めるという原則と、住民の自治を基本とするアメリカの政治の原則が重視されている。アメリカの独立宣言や合衆国憲法で主張されている「市民」の権利の保証と、その為の権力分立＝三権分立と、大統領に対する議会の優位や連邦政府や大統領の権限の制約の制度に、「市民」が政治をチェックする事が重視された。

民主主義における「公」と「私」の関係を歴史と思想の関係で検討した。ここで指摘できる事は、「市民」が統治の主体となりうる事で、「公」として定義された事である。しかし、ここには「公」としての「市民」の意志を決定する基準が必要とされた。そこで、多数決の原理と少数意見の尊重という2つの原則が登場した。この2つの原則は、理念・理想として望ましい事ではあるが、実際の運用では困難があった。それは、手続きとしてやむを得ない多数決の結果が「公」として承認される事の評価である。トクビールはアメリカの民主主義に関して、「多数決は、多数意見の独裁になる。」と指摘している。(註10) さらに、ベンサムの「最大多数の最大幸福」の主張は社会が「公」として求める目標を定義したものであるが、社会的弱者や異なる意見の排除の可能性を持っている。「市民社会」と「民主主義」には、現代社会の基本的原理であるが、これまで検討してきた歴史と原理を支える思想を見ると原理的矛盾があり、チャーチルの民主主義の評価として知られている。「民主主義は不完全な制度であるが、我々はこれ以外のベストな制度を持ちあわせていない。」という言葉はこの事を指している。

7. 「国民国家」における「市民」と「公」と「私」

「国民国家」は、「市民革命」と共に近代ヨーロッパの基本となっている。ここで「国民国家」の中での「市民」ここでは「国民」と「国家＝政府」の関係を分析してみたい。

「国民国家」は、1848年の二月革命・三月革命において自由主義と民族国家の統一と形成を求める運動の中でその概念が成立した。この概念が登場したのはドイツやイタリア等の統一運動である。この統一運動は、多くの国に分かれていた地域で同じ民族が統一国家を作る運動であり、自由主義の改革である選挙権の拡大を実施したフランス・イギリスでは、「市民」に対して、その権利を拡大する事で「市民」の政治参加を促進した。具体的には選挙における投票資格の緩和であり、財産資格の撤廃などの普通選挙の実現の試みである。女性参政権は実現しなかったが、成人男子に投票権を付与する事で「国」に対しての「市民」の支持を拡大した。「国民国家」では、「市民」は「国民」として「国」に内包されていき、「国」の枠の中で行動する様になった。「国民国家」を支えていたのは、ナショナリズムであり、このナショナリズムは「市民社会」を維持する原理である「他者」の承認とは矛盾するものであった。

「市民」から「国民」への変化は、本来「国」＝「政府」と対等である「市民」の在り方が、「国」＝「政府」に従う傾向が生じた。国内では、「市民」は「国民」としての選挙を通じて、政治に参加できるシステムは強化された。しかし、「国民国家」では、「国民」への徴兵による「国民軍」が構成されて、「兵役」と「政治的権利」の行使が関連付けられていた。現在の世界各国では、徴兵制を施行している国が多いのは、この「国民国家」での「国民軍」の概念が基礎となっているからである。今日で

は、軍隊は志願兵制に変わっているが、基本的な考え方は継承されている。

8. 「民主主義」における「公」と「私」について考える

本稿の目的は、現代の「民主主義」と「市民社会」の課題について考える事を目的として、これまでの歴史的経緯やその理論を支える思想の検討を通じて「民主主義」における「公」と「私」について考えてみた。この検討で重要な事は、1－民主主義の社会で生きる「市民」と、2－「国」＝「政府」の関係や、3－民主主義を基礎とする「市民社会」での市民にとっての「公」とは何かという疑問である。今回、道徳教育を教科として施行し、正式教科としての評価を行う事になり、教科書も採用される事になった。この道徳教育の教科としての展開の視点から考えると、「公」と「私」は重要な基本的な主題として取り扱われると予想できる。「公」の概念に関しては、憲法に「公共の福祉」の文言がある様に、個人の権利が「社会」の為に制約される条件として説かれている。しかし、この「社会」とは「国」＝「政府」を意味するとし、「公」＝「政府」・「国」とする事は無理がある。「愛国心」は感性の部分では分かり易いが、「公」と「私」の概念の理論的分析とは異質のものとする。現代の道徳教育の中で目指すのは、「民主主義」の社会で市民としての資質を育成する事であるとする。「公」とは「民主主義」を前提とした「市民社会」の価値観であるとする。

本稿では、この基礎となる「民主主義」について、その歴史と思想に関して分析した。現代の民主主義の課題を考えさせる事も、この「公」について学習する上での重要な作業であるとする。そこで、本稿の主旨である「民主主義」における「公」と「私」について、これまでの検討を簡単に整理してみたい。

- (1) 民主主義では、それを支える市民の基本的権利＝人権を擁護する事が「公」として定義される。
- (2) 民主主義が機能する条件は、市民の合意と順守が「公」として必要である。
- (3) 市民は個人の権利を個人的利益「私」と、社会的利益「公」の観点から主張できる。
- (4) 市民社会では、他の市民の権利の尊重という「公」が求められる。
- (5) 現実の市民社会では、その市民の属する社会的階層の利益・権利の要求＝「公」には、他の階層の市民には「私」的権利の権利として認識されるケースが多い。
- (6) 個人＝市民の権利や利益の要求には、「私」的権利と、市民共通の「公」的権利が含まれる。社会全体の利益＝「公」の為に、個人＝市民＝「私」の基本的権利を制約する事は是非を問われるケースも現実起こる。
- (7) 市民が「公」を重視するのか、「私」を「公」として主張するのかは、その社会のシステムや理念という背景からの市民の在り方や考え方で決まるケースが多い。

以上提示した項目は、「民主主義」の「市民社会」での「公」と「私」の問題を整理したものである。ここで整理した「公」と「私」の関係は、「民主主義」の社会の特質や原理より由来するものとする。ここで述べた事が重要と考える理由は、この社会における「公」の概念が、「倫理」上、身に付ける事を要求されるからである。「公」と「私」と社会で重視される概念であるが、現代の国はこれまで「国民国家」の概念を基礎としてきた。現在「グローバリズム」の必要性が経済から主張されているが、政治では「国民国家」はナショナリズムの思想を背景として強調されるという一見矛盾した状況が生じている。この状況から、「国」と「個人」の関係も「公」と「私」と関連して重要な要素となっている。ここで重要な事は、「公」として「国」が定義されるのは当然ではあるが、「国」という定義で「政府」

と「国民」＝「市民」とするか、「政府」とするかという考え方の選択がされる事である。

現在、道徳教育の教科化が中央教育審議会の答申と文部科学省の決定で実施されるという事で、従来の特別活動と特設時間や総合学習等で実施されてきた「道徳教育」を、従来されてこなかった学習評価の対象として、さらに指導要領上の教科として教科書の編集使用が進められている。この道徳の教科化に対しては、生徒の学習評価の是非や教科内容について論議がなされている。戦前の「修身」の例からの反対論や、実際の施行での教員の不安の声もある。この「道徳教育」の強化は、いじめの問題の多発からこの問題の解決として提唱された経緯がある。このような社会的事象を理由とする事には問題があると考ええる。

道徳教育を通じて学ぶべき事は、「民主主義」と「市民社会」で生きる市民として基本となる「倫理」であると考ええる。この中で「公」の尊重は基本として考えられる。「市民」として「公」とは何かという事を学ぶべきであると考ええる。さらに「公」として認識すべき事としてあげられている事は、社会の場合や国であるという場合がある。そこで、「公」と「私」の観点を基礎として、国と国民＝市民の関係を考えてみると、「公」として「国」を考えると、民主主義では「国」に含まれるのは「政府」と「市民」＝「国民」である。現在の民主主義の政治のシステムは代議制を採用しているので、確かに原理としては、市民が統治する国民主権ではあるが、実際には選挙を経ているが、議会と政府の力が市民より強くなる傾向が生ずる。日本国憲法では三権分立と国民主権の原則を基礎として、三権に対しての主権者である国民のチェックが機能として組み込まれているが、三権の中での行政権＝「内閣」の、最高権である立法権＝「議会」に対する優位の現実がある。具体的な例として、国会での内閣の提出法案と議会の議員立法の数を比較すれば、前者が圧倒的に多い事に示されている。

アメリカでも、行政権を掌握する大統領と立法権を掌握する連邦議会の関係が、合衆国成立時には議会の優越が規定されていて、大統領権限は外交・軍事を中心として、外国に対して国を代表する職能を持つ存在であり、議会の掣肘を受ける規定があった。議会に対しては、提案としての「教書・ドクトリン」の提出と法案の拒否権はあるが、議会には大統領の弾劾権があった。しかし、現在のアメリカでは、大統領の権限が強大化し、本来は大統領の秘書役である國務長官の権限は連邦政府の事実上の権限の拡大と共に強化され、連邦政府のスタッフの数は急増して巨大な官僚機構ができあがった。

以上述べた様に、原理的には「公」としての「国」は本来の「市民」ではなく「政府」となる現状が生じている。「民主主義」では、市民の合意の形成が「公」となる。その合意の成立に必要な手続きが「民主主義」のシステムである。この観点から市民としての「公」を学ぶ教育についての提案を試みたい。

9. 市民性教育の観点からの具体案の提示について

本稿では、「市民社会」での「公」と「私」について分析してきた。そこで市民性教育の観点から実際の学習指導を前提として具体的なプランの概要を提示してみたい。

市民性教育は従来から多くの実践例がある。紙幅の関係で詳細については触れないが、概略を紹介すると、国民＝主権者としての基本的権利である参政権＝投票権の重要性を学び、積極的に政治に参加する事の意味を理解させる「主権者教育」があげられる。この方法としては模擬投票の実施の例が多い。さらに「法教育」として、「法」の役割の理解の為の学習が実施されている。この場合は身近な事例の解決の例から、「法」の考え方を学ぶ実践が多い。この2つの教育は市民として必要な知識であ

り、基本的な権利を学ぶという面では重要である事は言うまでもない事である。しかし課題もある。その課題をあげると、前者では選挙管理委員会や総務省が、有権者教育として投票率の向上を目指して棄権という行動の問題を指摘して、積極的に投票に行き参政権の行使を進める学習が有効であるかという点である。現実の選挙では、選挙制度の関係から制度としての理想と現実の結果の乖離があり、その事を理解した上での指導が必要になると考える。後者では、確かに法律の役割の一面として社会の紛争の解決や社会の安全や秩序を守るという実際的な役割があり、「遵法精神」、「法の尊重」という市民としての義務を学ぶ事は重要である。しかし、その教材では身近な紛争の解決の例から「法」の役割を学習させる事が目的とされている。確かに具体例に即さず、条文の概念を学ぶという学習は不十分である事には合意できる。しかし、「法」が規制の対象とし、「法」の遵法義務が課せられているのは、「国民」と「政府」＝「国」の2つである。「法」は私人間の問題を解決する手段でもあるが、個人と国の関係でも「法」が介在する。「公」が「国民」であれば、「国民」が「国」＝「政府」をコントロールする手段も「法」である。この事は、最近の憲法を巡る論争で、憲法は「国民」をしぼるという認識を持つケースもある。勿論、憲法は「政府」＝「国」を規制するものである。

以上の事を前提として、市民性教育の観点からカリキュラムを構築する必要があると考える。具体的に扱うべき学習主題と指導で扱う事例等を提示してみたい。

【 学習主題 】

- 代議制＝間接民主主義の課題について
- 地方自治における直接民主主義の役割の重要性
- 国レベルの政策の課題に関する、直接請求権の行動である国民投票の重要性

【 指導の事例 】

- 選挙制度の結果の矛盾について考えさせる。
 - ・ 1票の格差と平等権の保障の矛盾
 - ・ 市民の投票行動と実際の獲得議席の乖離
 - ・ 現在の選挙区割と議員定員数の矛盾
 - ・ 政府の政策と、国民の意見の乖離
- 選挙制度を含む制度の改革の動きを考える。
 - ・ 18歳投票権の制度の推進
 - ・ 若年者の意志が反映する制度の試み
 - ・ 女性議員の増加を含む議会の多様化
 - ・ 地方自治体での市民の意向の反映の試み
- 地域の住民の政治への働きかけの行動を考える。
 - ・ 住民投票や条例制定を求める住民の運動の試み
 - ・ 道路計画や地域の再開発計画を巡る、住民と行政、住民と住民の意見の対立の解決の方法の模索の試み
 - ・ 学校等の設備等の住民の生活に関わる身近な問題の解決の試み
- 国の基本的で重要な政策に関する国民の意志表示について考える。

- ・憲法改正に関する国民投票についての考察
- ・原発に関する国民投票の是非の論議の考察

ここで取り上げる具体的な学習は、本稿で扱う「公」と「私」の関係を具体的に考える事ができる学習例である。ここで取り上げた学習主題では、「公」としての社会的合意の形成の手続きである民主主義のシステムに関する項目と、「公」という社会的利益の実現と、個人の私権の尊重というもう1つの「公」の矛盾が生ずる項目の2つがある。「民主主義」の社会的機能である社会的利益を実現する為の社会的合意と個人の私権の調整という2つの事項の実現の観点から、「公」として定義される「公共の利益」と「個人の権利」の調整の可否が大きな問題となる。地方自治の直接民主主義で取り上げた事例に示したが、地域住民の利益＝公共の利益と個人の権利＝財産権・私権が矛盾するケースとしては、都市計画による道路の建設の推進や再開発による災害対策等のケースや、清掃工場やリサイクル処理場の建設等、住民にとってのインフラ整備の問題がある。ここでは地域の利益の推進と住民個人の権利の必要・最小限の制限の関係の処理が必要となるが、現実には解決が難しいケースが多い。行政は、地域のインフラ整備を通じて市民＝住民の生活の向上を図る事を「公」として主張する事は認めてもよい。しかし、その整備の過程では、住民の意見や意志を尊重しなければならないという条件がある。現在の制度でも、公開パブリックや説明会等の住民の意見を確認する制度があるが不十分であり、行政＝自治体の策定した計画を住民＝市民に図るケースが見られる。ここで解決が難しい理由は、行政が「公共」を名分として推進する事を前提とする事で、市民＝住民の意志が軽視されていると市民が感じている事である。さらに解決方法を難しくしている事は、市民＝住民間の利害の対立がある事である。

以上述べた現代の社会の状況の中で生きる市民として必要な資質の確保が要求されると考える。その資質としては、以下の様な条件があると考えられる。それは、民主主義の原則である他者の権利・意見の尊重である。さらに他者の立場からの多面的な観点から考察できる能力である。「民主主義」で「公」とされる合意の形成において、ここで述べた事を市民として身に付ける事が、現代の社会での道徳・倫理の眼目であると考えられる。

10. 最後に

本稿で検討した「民主主義」での「公」と「私」のテーマは、「社会」と「個人」の関係という根本的な人間のテーマと重なる重要な概念である。本稿で述べた様に、「民主主義」は歴史の中で成立し発展してきた。「市民革命」は、「市民」の意志が「公」であり、「市民」の合意の形成が「公」という原則を確立した。しかし、この原則の実現には、この「公」を「市民」より代行する事を承認された機関である「政府」・「議会」を必要とした。この2つも機能から「公」としての立場を認められてきた。さらに「市民」の合意という「公」の形成には、全ての「市民」が「公」として主張できる権利の存在との矛盾を含んでいた。

ここで述べた事は、「市民」による「民主主義」の成立した古代ギリシャのポリスから「市民革命」から現代に到るまで、その解決を求めてきたテーマである。現代の「民主主義」は社会の発展や変化という条件により成立している。「民主主義」の課題としてあげられる事項は、「民主主義」の本来抱えている矛盾と、現代の社会の中での「民主主義」の基礎的な条件による限界の指摘の2つがある。

本稿では、前者の矛盾について考察した。さらに最後の学習の具体案で提示した事例にあるように、個人＝市民間の関係の問題を提示したが、その理由は、「民主主義」を機能させる為にはこの個人＝市民の対立と、それを越える合意の形成が必要であるからである。「民主主義」の不完全さは、チャーチルの指摘する「次善の制度」や「代替する方法が無い」という表現に示されている。「民主主義」には基本的な制度である「代議制」の限界を指摘して、「市民」の直接の意見表明の手段を重視する批判的意見もある。しかし、「民主主義」自身を否定する事は、教育の理念からだけではなく、現代の社会の観点からも不可能である。「民主主義」の社会の「公」と「私」という本稿のテーマの設定は、この「民主主義」の課題を、この2つのキーワードで考える事で、現代民主主義の展望を考える事を目的としている。この目的の実現としては不十分の考察になったが、このテーマに関する論議の導入になればと思い、まとめた。御批判等を通じてさらに論議が発展する事を願望するものである。

註

- 註1・憲法での義務教育の規定がある。教育の権利の主体は生徒か親か国かという論議については、生徒が教育の主体であると考えられる。教育基本法や学校教育法では、「公民」としての資質を要求している。さらに「公民」として政治的教養の教育が承認されている。
- 註2・多数決と少数意見の尊重という民主主義の原則に関しては、トクビルがアメリカ合衆国の民主主義について、問題として多数決の原理について多数の専制につながる事を指摘している。
- 註3・市民による民主主義の理念は、古代から現代まで継承されている。ただし、古代社会では奴隷制社会であり、自由民のみが市民権を保有していた。さらに中世では、都市の市民として政治に参加できる層は限定されていて、女性や下層の人々は参政権がなかった。さらに市民革命時には、女性は受動的市民とされて能動的市民ではなかった。(フランス革命)さらに、男子労働者に選挙権が付与されたのは、産業革命後の労働者の増加と、労働者の権利要求の圧力が強まった事が理由であった。
- 註4・『哲学の起源』柄谷行人，岩波書店，2012，第1章イオニアの社会と思想 pp.17—35・第5章アテネ帝国とソクラテス pp.167—168
- 註5・『アテナイ人の国制』『国家論』プラトン，岩波文庫
- ・『哲学の起源』第5章 pp.203—212
 - ・『政治論』アリストテレス
- 註6・『刑吏の社会学』阿部謹也，中公新書
- 中世都市の賤民について、刑吏を通じて解説しているが、死刑を含む処罰の対象は市民権の無い農民であり、さらに、刑吏の賤民化の経緯が、法による刑が神の秩序を守る神聖な行為から俗権による裁判に変化する事で生じた事や、処罰対象者が市民である場合の市民の反感による刑吏の差別を指摘されている。
- ・『ティレ・オイレンシュピーゲルの愉快的な冒険』
- この中では、遍歴職人が親方の下で働く事で技術を身に付けて、親方になりギルドに参加するという道が実際には困難であり、現実には親方の未亡人や娘との結婚でしか実現できず、単なる使用人として搾取される存在であった事が背景として紹介されている。

註7・フランス革命では、市民による権利が認められたが、政治に参加できる権利を持つ「能動的市民」は成年男子に限定され、富裕な市民層に限定されていた。女性は「受動的市民」とされて政治への参加＝議会への参加は拒否されていた。女性の政治参加は、当初革命の原動力であったが、革命後は議会が女性の参加を拒否してテロニアン・ド・メルクールの様に革命で活躍した女性でありながら排除される例もあった。

註8・イギリスでの「選挙法改正」では、腐敗選挙区の解消から労働者の増加から成年男子への選挙権の付与する「普通選挙法」が成立した。

註9・女性への選挙権の付与は、19世紀末からの婦人参政権獲得の運動の結果として20世紀に確立した。イギリス・アメリカでも男子中心の社会である事から実現は遅れた。

註10・『アメリカのデモクラシー』トクヴィル

参考文献

代議制について

- ・早川誠『代表制という思想』風行社選書（風のビブリオ）、2014
- ・フランシス・フクヤマ『政治の起源』上・下 会田弘雄訳、講談社、2013

政治について

- ・明治学院大学法学部政治学科『初めての政治学—ポリティカル・リテラシーを育てる』風行社、2011
- ・佐藤一進『保守のアポリアを超えて—共和主義の精神とその変奏』NTT出版、2014
- ・仲正昌樹『精神論ぬきの保守主義』新潮選書、2014
- ・矢野久美子『ハンナ・アーレント—戦争の世紀を生きた政治哲学者』中公新書2257、2014

市民の民主主義の思想について

- ・柄谷行人『哲学の起源』岩波書店、2012
- ・プラトン『ソクラテスの弁明』納富信留訳、光文社古典新釈文庫、2012
- ・トクヴィル『アメリカのデモクラシー』松本礼示訳、岩波文庫、2005

ビッグデータ活用と個人情報保護の両立を考え社会に提案する授業 － 現代社会「幸福・正義・公正」を踏まえた社会参加 －

東京都立雪谷高等学校 小貫 篤

1. 研究の目的と問題意識

本研究の目的は、学習指導要領で示された「幸福・正義・公正」という概念を用いながら、現在の高度情報社会における社会的課題である医療ビッグデータ活用と個人情報保護の両立を考え社会に提案することを通して、膨大な情報をもたらす社会の変化に対する知識と関心を高め、社会の変化に対応した政策をつくり社会参加する授業のあり方を探ることである。

本研究を行おうと考えたきっかけは、ある女子生徒の発言である。その生徒は著者と話しているときにふと「情報（科の授業）でGメールとかツイッターとかLINEが危ないかも、って聞いたけど、みんなやってるから大丈夫だし」と発言した。著者は何も言わずに話は流れたのだが、その後、気になって生徒にGメールのしくみを知っているかどうか質問してみた（「なんでグーグルはタダでメールをさせてくれるのか知ってる？」と質問した）。その結果、多くの生徒は全く知らないということが判明した。どのように個人情報が集められているのかわからない、集められた情報が個人・社会にとってどのような影響を与えているのか知らないというのは本校の生徒だけの問題ではない。日本の高校生の携帯電話・スマートフォンの所有率は97.2%（そのうちスマートフォン所有率は82.3%）¹にのぼるが、「安心ネットづくり促進協議会」がまとめた調査²では、「青少年においては、小中高の世代ごとに一定の情報教育を受けているが、インターネットに関する知識や心得の習得よりも利用が先行し、結果として『利用の習熟』が必ずしも『リテラシーが高い』状況になっているとは言えない。……いずれの結果からも、世代に関わらず生活において必要不可欠であるインターネットのベーシックな知識の獲得が求められる」と結論づけている。

こうした高校生の実態を踏まえると、高度情報社会を生きる上で必要な基礎的な知識、すなわち、インターネットを通じて集められた個人情報がどのように活用されて、それがいかに個人・社会に影響を及ぼされているのかを理解させる必要がある。そして、ビッグデータを活用することで社会ではどのような「主張の対立」³（それぞれの幸福の対立）が生まれているのか、それをどうすれば「すべての人にとって望ましい解決策」⁴（それぞれの幸福を考えた上での正義）になるかを考えさせる必要がある。この幸福や正義といった概念を使って膨大な情報をもたらす社会の変化について調べ考えることで、様々な意見を知り、総合的に判断して「すべての人にとっての望ましい解決策」である政策を提案することができる。このような経験をすることによって、生徒は膨大な情報をもたらす社会の変化に対する関心が高まり、知識を増やすことができるのではないだろうか。このような問題意識に基づいて授業実践を行う場としては、「幸福・正義・公正」という概念を使いながら「情報」について学ぶ公民科「現代社会」がふさわしいと考える。

2. 「幸福・正義・公正」

学習指導要領で示された「幸福・正義・公正」とは何だろうか。桑原敏典は指導要領にもとづいて「幸福・正義・公正」を以下のように整理している。「幸福＝自分らしさの追求、自己の目的の実現、人生の充実。正義＝すべての人にとって望ましい解決策、社会にとって正しいこと。公正＝対立や衝突の調整や解決の過程、またはその結果の内容において個々人が対等なものとして適切な配慮を受けること」⁵。正義や公正といった概念についてはロールズが提起した現代正義論をはじめ様々な考え方があるが⁶、本稿は「幸福・正義・公正」の概念を再定義することが目的ではないため、学習指導要領解説や桑原の定義に従うこととする。

こうした「幸福・正義・公正」に関する学習としては、以下のようなものがある。橋本康弘らは、「校則」を批判的に吟味することを通して、「公正」を行うための法的な見方考え方を身に付けさせる授業を開発している⁷。また、桑原敏典は、「幸福、正義、公正」をとらえさせるための授業の構成原理として、「問題の概要の把握、問題の構造の追究、正義の実現による問題解決方法の追究、問題解決のための公正さの追究、幸福追求の限界の認識」を提示し、「安全な社会の実現と性犯罪者のプライバシー」を題材とした授業を提案している⁸。原宏史は、「幸福・正義・公正」の枠組みを捉えさせ、「出生前診断は『幸福』につながるか」を考える授業を開発している⁹。これらに共通しているのは「幸福・正義・公正」という概念をグループ学習によって理解させたり、それらを使って社会問題を認識させたりする学習となっている点である。しかし、これで学習指導要領解説のいう「生徒自らが現代社会における諸課題を、自らの課題として受け止め、主体的に考察する」ことができるだろうか。生徒にとってみれば、「これを話し合っただけで何になるの？面倒くさい」¹⁰ということになりはしないだろうか。社会的な問題を「自らの課題として受け止め」るためには、生徒が社会的な課題を調べ意思決定して社会に提案するような社会参加学習が必要となる。なぜならば、唐木清志がいうように社会参加することで、「参加すればするほど参加したくなる」からである。そして、社会参加学習によって社会的有用感を得ることができ、それを原動力に社会参加を連続させていくことで資質や能力¹¹を発達させることができると同時に、「社会認識の質は社会参加という具体的な経験を通してさらに高められる」¹²からである。本実践では、社会参加学習を取り入れることで、従来の課題の克服をめざすことになる。

3. 情報に関する先行実践

情報に関する学習には数多くの先行実践がある。社会科・公民科に限っても、小学校5年生、中学校公民的分野、高校現代社会、高校倫理などで実践が積み重ねられている¹³。しかし、それらは、①高度情報社会が到来したことで情報を伝える手段が多様化し、いつでも、どこでも、だれでも、瞬時に、大量の情報を手に入れられるようになったことを理解する、②高度情報社会の到来で社会全体が大きく変化し、IT企業のような新しい産業が生まれていることや、「アラブの春」のように社会変革の起爆剤となっていることを理解し、その理由を考察する過程でインターネットの普及に気付く、③生活の利便性が高まっている一方でデジタル・ディバイド、サイバー犯罪、情報操作などの問題もあり、メディアリテラシーや情報モラルが大切であることを理解する、というような学習が大半を占める。つまり、多くの実践が、高度情報社会そのものを理解する学習や、高度情報社会の問題点を批判的に検討する学習なのである。

しかし、公民科「現代社会」においては、「幸福・正義・公正」という観点から社会的な問題を取り

上げ、意思決定し、社会参加していく場面が必要である。こうした観点から、ビッグデータの活用と個人情報の保護という現代の社会的課題を取り上げて、それに関して意思決定し、社会に提案する実践は今までなされていない。¹⁴

4. 高度情報社会とその影響－マクルーハン、ポスター、ドゥルーズ、ライアン－

では、膨大な情報とそれがもたらす社会的な影響についてどのように理解すればよいのだろうか。

情報と社会について論じた先駆的な人物としてM. マクルーハンがいる。マクルーハンは、メディアは単にメッセージを発信する装置ではなく、メディアそのものが社会関係を変える力をもっていると主張し、メディアの社会形成力を「メディアはメッセージ」¹⁵と表現した。マクルーハンによれば、メディアの変遷は、声・文字・電気の3つの段階に区分でき、電気メディアの登場について以下のように述べている。「電気メディアは、事件が相互に作用し合い、われわれがそこに関与せざるをえないような全体的な場を、即座に、しかも常時つくりだす。それゆえにわれわれは『情報と伝達の時代』に生きているというほかない」¹⁶。そして電気メディアによって情報の伝達において距離が関係なくなったことを「ごく小さな村にでもいるような関係」と表現し、これを「グローバル・ビレッジ」とよんだ。現在の社会は、マクルーハンの指摘がインターネットによって実現している社会といえるだろう。

このように、マクルーハンはメディアによる社会変化について言及したが、M. ポスターは『「メディアはメッセージである」という公式は、情報様式の方向を示しているが、まだ十分ではない」¹⁷と述べ、より正確に電子メディアや情報の社会へ及ぼす力をとらえているのはM. フーコーなどのポストモダンの思想家であると指摘した。ポスターは『情報様式論』のなかでデータベースとフーコーのパノプティコンと結び付けて分析している¹⁸。データベースは高度情報社会にとって不可欠なものである。移動、買い物、通院、口座取引、事故の履歴を利用者自身がICカードなどを通じて情報処理センターに送信し、蓄積された膨大な個人情報を顧客管理に役立てるシステムは現在、クレジット会社、交通機関、警察、保険会社、病院、企業などあらゆる場面で用いられている。フーコーはJ. ベンサムが考案したパノプティコンをモデルにして近代社会の権力が、自らの行動を自発的に監視する人間を育成しようとしていることを明らかにした。ポスターは「学校、療養所、工場、大小の兵舎、あるいは他の考えられる似たようなものは、すべてパノプティコンを模倣している」¹⁹といい、その結果として「近代社会は、名ばかりの行為の自由が、偏在する他者の視線によって廃棄される言説と読むことができる」²⁰と指摘して、生活のあらゆる事柄を継続的に記録し、情報のフィードバックによって人々のあらゆる履歴を確認したり、人々が互いの行動を監視し合ったりすることを日常化した現代のデータベースは、「一種の『超パノプティコン』」²¹であると結論付けた。

では、ポスターのこのような超パノプティコンの現代では、具体的にはどのような問題があるのだろうか。G. ドゥルーズは、現在はフーコーのこのような「規律社会」ではなく「管理社会」へと移っていると指摘し²²、管理社会においては「マーケティングが社会管理の道具となり、破廉恥な支配者層を生み出す」²³としている。マーケティングによってあらゆるものが決定され、消費者はそれに情報を提供すると同時に、その枠内で生きることを強られる。この指摘を具体的に考えれば、保険があげられる。事故履歴や病歴などの情報がデータとして集められ、それを理由に保険に入れないといったことが起こりうる。

また、D. ライアンは現代社会においてはパノプティコンをさらに洗練したビッグブラザー的な監視

システムができあがっていると指摘する。ライアンはこれを「アセンブラージュ」²⁴ モデルとよんでいる。これは、国家によるビッグブラザー的な監視と、民間企業などがマーケティングのために保有する個人情報のデータベースが結合した高度なネットワークのことである。このような問題意識から、パノプティコン的な権力から人々が解放され、主体性を回復するためにはプライバシーの空間を取り戻すことが必要であるという主張がなされている。

こうした問題点はあるが、一方でわれわれはビッグデータとよばれる膨大な情報を用いた情報システムから多大な恩恵を受けている。次に、そのビッグデータについて考察する。

5. ビッグデータ活用と個人情報

ビッグデータとは、「日常生活のなかで、無意識のうちに情報空間に蓄積されていくデータ」²⁵ や「人間の頭脳で扱える範囲を超えた膨大な量のデータを、処理・分析して活用する仕組み」²⁶ といわれるが、明確な定義はない。その特徴としては、次の3つがあるとされる。すなわち、①途方もない量であること、②非構造化データもふくむこと、③リアルタイム処理をすること²⁷である。特に、スマートフォン、ICカードなどあらゆる電子機器から発信されて記録、蓄積された電子データを指すことが多い。ビッグデータを活用することで消費者の好みを調べ、個人に合わせて広告を打ったり、商品開発をしたりすることができるようになる。例えば、グーグル社のGメールは、ユーザーがやり取りするメールの内容が、グーグルのコンピュータによって分析・解析されている。その結果を踏まえて、メールを送受信した人が興味をもちそうな広告がGメールの画面に表示される。こうした、メールの内容を解析して適切な広告を打つグーグルのシステムは当初、社内でも「メールの中身を読まれている」という気持ち悪さから反対する声が強く、カリフォルニア州でこれを規制するルールが成立する直前まで進んだ²⁸。しかし、その「気持ち悪さ」を補う便利さ（個々人に最適な広告を打つことができるため、利用者にとっても便利）がある上に、基本的には無料で使えるものであるため、そうした批判は徐々に静まっていった。このGメールは、世界中に数千万人のユーザーがいて、大量の情報が蓄積されている。グーグルはGメールのサービスを無料で提供する代わりにユーザーのメールというビッグデータを得、それを解析して広告料で収益を上げるというビジネスをしているのである。

また、災害時の避難誘導に備えて人や車がどの道に集中するのかを捉えたり、医療分野でも電子カルテや薬の購入履歴をビッグデータとして蓄積し活用することで、かかりつけ医以外の病院に行った時も患者に最適な医療を提供したりすることができる。とされる。

こうしたビッグデータの活用は新しいビジネスとして注目を浴び、安倍政権はビッグデータを活用するためにIT総合戦略本部に「パーソナルデータに関する検討会」を設け、ビッグデータを活用しやすい法整備を検討している。この流れを受けて、個人情報保護法の改正が検討され、2015年には通常国会への法案提出を目指すとしている²⁹。

その一方で、膨大な個人情報が集まるため、個人情報の保護は重要な課題となっている。個人情報が侵害されるケースとして、以下のような事例が考えられる。①メールアドレスを取られ、迷惑メールやウィルスが入ったメールが送られてくる。②隠しておきたい事実が表に出て、知り合いの間で噂になる。③詐欺などの犯罪のターゲットになる。④健康上の問題などが明らかになって、就職や結婚、保険加入などが難しくなる。⑤政府が個人の行動を監視し、危険人物とみなされるなど抑圧を受ける。現実の事例としては、2013年にJR東日本が「Suica」の利用データを日立製作所に販売したことで批

判を招いた。データは匿名で処理されていたが、自分の行動記録が知らないうちに第三者に利用されるとして「Suica」利用者が反発したため外部販売を中止することになった。これは個人情報保護法の定める「個人情報」には当たらないため法に触れるわけではないが、こうしたことに「気持ち悪さ」を覚える人が多いということはこの事例は示している。

個人情報保護の方法として匿名化があるが、ビッグデータ時代においては匿名化されたデータでも特定は可能である。例えば、アメリカではこのような事例がある。2006年にDVDレンタルサービス「ネットフィリックス」は、50万人近いユーザーのレンタル記録1億件を公開し、このデータを使って映画のおすすめシステムの効果を10%以上改善できたチームには100万ドルを進呈するというコンテストを行った。個人特定可能なデータは完璧に削除されていたのだが、ユーザーが特定されてしまった。全く別の機関のデータと突き合わせることで個人が特定できたのである。特定された個人はある子持ちの女性。保守的な中西部に住んでいたためレズビアンであることをひた隠しにしてきたが、それがレンタル記録などから明らかになってしまったという事件である。これは訴訟に発展している³⁰。このようにビッグデータ活用によって隠しておきたい個人情報が白日の下に晒されてしまうという問題は現実起こってきている。

このように、ビッグデータには、活用するか個人情報を保護するか、活用するならどのように個人情報保護と両立していくかという社会問題がある。これを踏まえて、ビッグデータについて「幸福・正義・公正」を考えてみると、学習指導要領のいう「幸福」はビッグデータを活用すること・しないことによる社会と個人の利益や願いのこと、「正義」はビッグデータの活用と個人情報保護の両立を図るための方策を考えること、「公正」はビッグデータ活用と個人情報保護の両立を図るための方策は片方の主張だけを取り上げていないか、少数者にも配慮されているかチェックすること、ということができよう。

6. 医療ビッグデータ活用と個人情報

本実践では、さまざまな種類のビッグデータの中でも医療ビッグデータ活用と個人情報を取り上げる。その理由は、医療ビッグデータとその活用は極めて個人的な情報を扱うため、ビッグデータの活用によるメリットとデメリットが鋭く対立するからである。

第一に、病気予防と保険加入の問題がある。医療ビッグデータの活用によって病気の予防ができる一方、それが保険加入の際の審査項目になる危険性である。

例えば、医療ビッグデータを活用した病気予防については、滋賀県長浜市と京都大学が共同で研究している「ながはま0次予防コホート事業」がある。0次予防とは、「個人の遺伝子特性を知るために、ゲノム・メタボローム解析を行い、その結果に応じた個別性の高い予防を行うこと」³¹である。具体的には、「遺伝子解析を行って自分の体質を理解し、将来どんな病気になりやすいかを予測する。この予測に基づいて、早いうちから生活習慣や食事などを改善したり、積極的に運動することで病気を未然に防ぐ」³²ことになる。このプロジェクトでは、長浜エリア在住の住民1万人あまりを対象に、10年以上追跡調査を行うことになっている。これは医療ビッグデータ活用のメリットであるが、デメリットもある。こうしたデータが保険加入の際の審査項目になったら病歴がないにもかかわらず保険に加入できないという事態が起こりうる。実際、イギリスの保険会社アビバは、保険加入申込者について採血・採尿による診断の代わりに、生育環境・趣味・閲覧するウェブサイト、テレビ視聴時間、推定

所得などの数百種類のデータを使うことができないか検証³³している。高血圧、糖尿病、うつ病の発症リスクが高いかどうかを判断するという。

第二に、医療費削減と患者の治療アクセス機会減少の問題がある。医療ビッグデータの活用によって医療費が削減できる一方、費用が高い薬や医療方法が制限されることである。

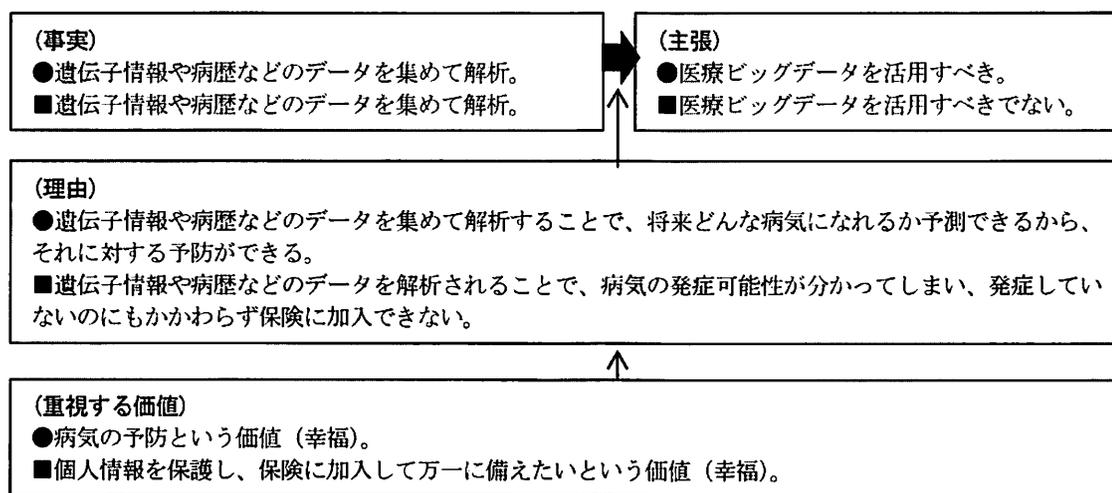
例えば、医療ビッグデータを活用した医療費削減については、広島県呉市ではレセプト（医療費の請求書）を分析して医療費を節減している。「レセプトに記された病気の名称や通院の回数、処方した薬の種類や量など膨大なデータを解析し、同じ病院に何度も通ったり、薬をもらい過ぎていたりする患者を割り出し、家を訪問して指導する取り組み」³⁴である。2008年から始め、毎月9万枚のレセプトを解析し、抽出した患者を指導することで11年度には年約1.5億円の医療費を減らすことができている。しかし、その一方で、ビッグデータ解析によって特定された患者が必要な医療処置をしてもらえなかったり、必要な薬を処方してもらえなかったりするという問題も出てきている³⁵。

このように、医療ビッグデータは活用による光と影があるため、生徒にも理解しやすく、教材化する価値があると考えられる。

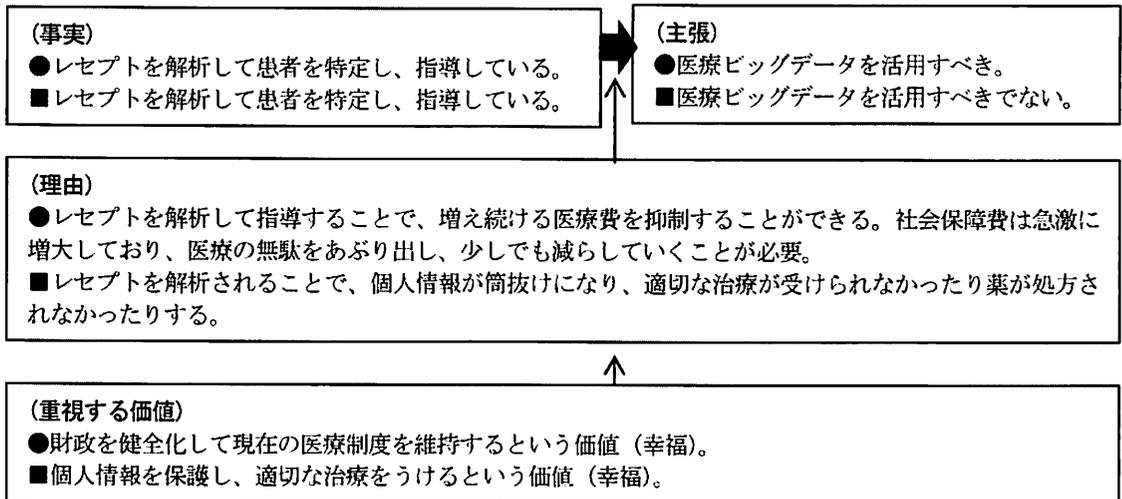
7. 「医療ビッグデータ活用と個人情報保護」の指導計画

本実践は、社会参加学習であるため、唐木の提唱する学習過程を踏む。すなわち、問題把握→問題分析→意思決定→提案・参加³⁶（振り返りを含む）である。「問題把握」の段階で、高度情報社会とはどのような社会なのか、それにビッグデータはどのような影響を及ぼすと予想されているのかを理解する。「問題分析」の段階で、医療ビッグデータを活用するメリット・デメリットを考え、トールミン図式にまとめる。（以下を参照）

病気予防と保険加入



医療費削減と医療アクセス機会減少



「意思決定」の段階で、医療ビッグデータの活用と個人情報保護の両立をはかるためにはどうすればよいのかを考える。その際、考える材料として教師から新聞記事や論文が渡されることになる。そして、「提案・参加」の段階で、生徒が提案書を書き、すべての国政政党と首相官邸に提言する。

提案書をまとめる際は、以下の点に留意する。

- ①個人情報保護法を読み、時代にマッチしていない点（いくつかの情報を組み合わせると個人が特定できる可能性があるデータを売買したり、第三者に渡したりする際のルールが明確でない）を理解し、それを踏まえる。
- ②現在改定が検討されている個人情報保護法に関する政府内の議論を踏まえる。
- ③国政政党に提言する際は、各党がビッグデータに対してどのような政策をとっているか踏まえる。

「振り返り」では、各政党から返ってきた返事を全員で読み、それに対する感想を書く。そして、グループで考えを共有する。このような学習過程で指導計画を立てた。

単元計画

時数	ねらい	学習内容・学習活動	学習過程
第1時	高度情報社会の概要について理解する。	導入：「くら寿司」はどうやって皿の数を数えているのか、「アラブの春」はなぜ中東一体に広まったのかを考える。 展開：高度情報社会の身近な事例、国際的な事例を通して、高度情報社会のメリット・デメリットを理解する。 まとめ：高度情報社会で大きな問題となっている知的財産権の問題に気付く。	問題把握
第2時	医療ビッグデータと個人情報保護をどう両立するか考える。	導入：前回の授業の感想の発表し、情報と個人情報に関する授業であることを確認する。 展開：新聞記事から、ビッグデータ概念を理解する。 医療のビッグデータを活用するメリットとデメリットを考える。 トゥールミン図式で医療のビッグデータを活用すべきか、医療のビッグデータを規制すべきかまとめる。その際、どのような価値を重視するのかを意識する。	問題把握 問題分析

		まとめ：首相官邸と各政党へ提言する、新聞へ投稿することを踏まえて、医療のビッグデータの活用と個人情報保護をどう両立させるかを考える。	意思決定
第3時	提言をまとめて、社会に提案する。	導入：前回の復習をする。 展開：首相官邸、各政党への提言、新聞への投稿をまとめ、ワードで清書する。 まとめ：教師のアドバイスを受け、提言を修正する。	提案参加
第4時	各政党の返事を検討する。	導入：各国政政党から返ってきた返事を読む。 展開：各政党のコメントに対する感想を書く。 まとめ：どのような感想を書いたかグループで共有し、考えを深める。	振り返り

本稿では特に、高度情報社会のメリットとデメリットを踏まえて医療ビッグデータの活用と個人情報の保護をどのように両立させるのかトゥールミン図式を用いながら考える作業を行う第2時を詳しく示す。

ねらい

- ・医療のビッグデータを活用することのメリットとデメリットを考えて活用するか規制するかトゥールミン図式にまとめ、グループで話し合うことができる。
- ・医療のビッグデータ活用と個人情報保護の両立をする方策を考えることができる。

展開

時間	学習内容・学習活動	指導上の留意点
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の授業の代表的な感想コメントを教師から聞く。 ・医療のビッグデータと個人情報の保護について学習することを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーポイントで前回の授業で生徒が書いたコメントを明示する。 ・板書で目標を明示する。 ・ビッグデータとは何か疑問をもたせる。
展開 35分	<ul style="list-style-type: none"> ・ビッグデータとは何か、新聞記事を読み解いて理解する。 ・ビッグデータとは何かワークシートにまとめる。 ・様々な種類のビッグデータの中でも医療に焦点を当てて確認する。 ・新聞記事などから医療のビッグデータを活用することのメリットとデメリットを考え、グループでワークシートにまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟日報2013年8月11日朝刊「ビッグデータ 膨大な蓄積広がる活用」を読ませる。 ・机間指導で、何をすればよいかわからない生徒に対し、個別に指導する。 ・医療のビッグデータを考えることを伝える。

<p>展開 35分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ツールミン図式を用いて、医療のビッグデータを活用すべきか、医療のビッグデータを規制すべきか考える。 ・グループで話し合う。 ・クラスで発表し合う。 ・グループ、クラスで話し合ったことを踏まえて、医療のビッグデータを活用する、規制する両方のツールミン図式を完成させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前掲新聞記事、日本経済新聞電子版2014年6月4日「ネット企業、狙うは遺伝子」、JCAST ニュース2013年10月4日「ビッグデータは『宝の山』か」、THE 21st Century Policy Institute、2014「ビッグデータが私たちの医療、健康を変える」、日経テクノロジーオンライン2014年3月19日「『電子カルテからゲノム医療・医療ビッグデータへ』、富士通がヘルスケア事業の強化を発表」を配布する。 ・パワーポイントでツールミン図式の考え方を伝える。 ・どのような価値を重視するのかを意識させる。 ・意見交換をする際、ツールミン図式の「理由」「価値」に着目させる。 ・各々メモをとるように指示する。 ・個別で作業をさせる。 ・机間指導を行い、まとめ方が分からない生徒などにアドバイスをする。
<p>まとめ 10分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療のビッグデータの活用と個人の個人情報保護をどう両立させるかを考え、ワークシートに記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・首相官邸と各政党へ提言する、新聞へ投稿することを伝える。 ・片方の主張だけでないこと、少数者に配慮することという「公正さ」を踏まえることを伝える。

8. 授業の実際

第1時は、ビッグデータにかかわらず高度情報社会の概論を講義する形で進んだ。導入は、回転寿司チェーン店である「くら寿司」はどのように客が食べた皿の数を数えているのか、といったような身近なところから始まり、本につけられた電子タグを、実物を見せながらユビキタス社会を説明した。その後、高度に発達したネットワークが国際社会に大きな動きを見せたことを「ジャスミン革命」の動画や写真を見せながら説明した。また、マサイ族が携帯電話を使っている理由を、写真を見せながら考えさせた。そして、知的財産権の問題、デジタル・ディバイド、サイバー・テロなどの高度情報社会のデメリットを確認した後、個人情報の流出という問題点に気づかせていった。こうした第1時の感想では、以下のようなコメントがみられた。

- ・「自分の情報がもれているかもしれないのは驚いたし、怖いと思った。だけど、使わないということはできないので、解決策が知りたいと思った」

- ・「情報収集とかのプリントを見て、ネットとかが本当にこわいと思ったが、それでもやめられないから、収集はやめるべきだと思った」
- ・「ネット社会は便利だけど危険なこともたくさんあると思った」
- ・「自分の情報が知らないうちに外部に出ているのはこわいと思いました」
- ・「I Cチップとか便利だけど個人情報とかどうなるだろうと思った」
- ・「自分たちにも大きくかかわる問題で他人事ではないなと思った」

この第1時で芽生えた問題意識を踏まえて、第2時以降の導入とした。

第2時は、第1時で生徒から出たコメントを紹介したうえで、「今日はプライバシーと情報について考えてみたいと思います」と伝え、新聞記事を読ませてビッグデータとは何か定義を確認した。その後、医療のビッグデータに関する6種類の資料を4人1組で読みこなし、医療のビッグデータを活用するメリットとデメリットを話し合わせた。ここは、短時間での資料の読み取りに生徒は苦戦していたため、筆者が机間指導でフォローをした。そして、話し合いで出されたメリットとデメリットを踏まえて医療のビッグデータを活用すべきか、規制すべきかトールミン図式でまとめさせた。それを4人1組のグループで共有し、クラス全体でも共有した。他者の意見を聞いたうえで、最終的に自分で意思決定をさせた。ここは時間がなくなってしまい、次の時間と合わせて考えさせることになった。第2時の最後に、「次の時間には考えをまとめて、総理大臣に提案書を書いてもらうからそのつもりでいてください」と伝えると驚きの声があがった。

第3時は、個人の作業となった。筆者から提案書を作成するのに必要と思われる資料を配布し、パソコン室で、A4で1枚の提案書を書かせた。この1時間では終わらないので、2週間後に締切日を設定し、それまでにやってくるようにと伝え授業を終えた。

筆者が担当している3年生の5クラス分(約200枚)の提案書が集まった段階で、内容を読み込み、評価をした。評価基準は以下の通りである。

- A 医療ビッグデータの活用と個人情報の保護の両方の観点から考察され、両立するためのオリジナルな方策が具体的に示されている。
- B 医療ビッグデータの活用と個人情報の保護の両方の観点から考察され、両立するためのオリジナルな方策が示されている。
- C 医療ビッグデータの活用と個人情報の保護の両方の観点から考察されている。

これに従い、各クラス3名～4名の提案書を選抜して、1対1での具体的な指導を行い、修正を加えさせた。提出先は、首相官邸、すべての国政政党、朝日新聞、提案書の数18枚(A4・18人)である。以下に、生徒の提案書の一例を載せる。

医療ビッグデータの活用とプライバシー保護の両立についての提案書

東京都立雪谷高校 3年 ●●●●

1. 提案の名称

「社会保障費を削減するためにデータ提供者には医療割引を適用しビッグデータを活用する」

2. 提案理由

ビッグデータを活用するにあたって個人情報保護されているかと問題になっています。「パーソナルデータに関する検討会」で考えられている第三者機関を設置して保護と利活用を行うというのは、また新たな問題を引き起こすと考えます。

しかし、ビッグデータはこれからの日本の医療に大きなメリットがあり期待されています。

ビッグデータの生産性をあげて病気の予防ができれば、社会保障費が減り、日本経済の向上につながると思います。そのため、私は本提出書を提出させていただきます。

3. 現状

(1) 個人情報保護法

個人情報の保護における範囲が明確でないために、企業も判断に困っています。これからビッグデータを活用するにあたって大きな問題であると考えます。

(2) 「パーソナルデータに関する検討会」の制度見直しについて

「個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供にあたり本人同意を要しない類型」となっていますが、これに反対している人や不安を抱いている人が多いため、ビッグデータの活用が円滑に進まないと考えます。

(3) データが集まらない

個人データを提供してくれる人が少なく、十分なデータが集まらないと考えます。

4. 提案の概要

この提案は、社会保障費を削減するためにデータ提供者には医療割引を適用しビッグデータを活用する、というものです。また、医療割引とは現在の医療費自己負担額を3割から2.5割にするというものです。

5. 期待される効果

医療割引を適用することで政府の医療費の負担が増えますが、ビッグデータの活用によって病気の予防ができれば、社会保障費が減ります。

また、パーソナルデータには本人の同意があり個人情報も守られているうえに、データ提供者に利点があるために、より多くのデータを集めることができ、日本の医療発達・ビッグデータの活用につながると思います。

以上

この他にも、「個人情報保護法を改正するべきではない」、「データ分析の専門家を育成する機関をつくる」、「国民へもっと周知する機会を増やす」、「国連の管理のもと、世界中で情報を共有する」、「医療の個人情報をＩＣカードにしてタッチ式で読み取れるようにする」、「医療データのバーコードをつくる」、「指紋認証システムを導入する」、「個人の医療アカウントを作る」などの提案が生徒からなされた。

これに対して、いくつかの政党から反応があった。

・民主党（元厚生労働大臣が電話で連絡をくれた）

提言を読ませていただきました。非常によくできた内容で驚きました。●●さんの医療割引の提案など素晴らしいと思います。これは本当に本人が考えたのですか。非常にレベルが高く、優れていると思います。私が厚生労働大臣のとき、レセプトの電子化をかなり推し進めたんですが、その過程でいろいろなことがわかりました。例えば、ある患者は1か月に100回くらい病院に行くんですね。これはいくらなんでも多いということで家庭訪問して、話をじっくり聞くとわかってもらえて医療費を抑えることができる。このようなことがあったので、医療費の抑制という観点から書かれた●●さんの提案書はとても興味深く読ませてもらいました。

●●さんのほかにも、パスモなどのＩＣカードのようなものを作るという提案は面白いと思います。私たちも、ビッグデータの活用ではやはりプライバシーの保護が重要だと思っています。個人情報が出回って就職や保険加入などで差別されることは避けなければなりません。その点で、ベネッセなどの例を挙げて説明している提案書もありましたね。よく調べられているなど感心しました。これは医療関係の政策を作るグループにも回覧して読ませたいと思っています。

・公明党（メールで連絡をくれた）

皆さまのご意見、しっかり読ませていただきました。

すでに詳しく調べていただいて十分ご承知のことと思いますが、「ビッグデータの活用とプライバシー保護」とのテーマは、まさにこれからの情報化社会の重要テーマであり、政治の分野においても、個人情報保護法との関係の中でさまざまに議論がなされていくことになると思います。公明党としては特に、「ビッグデータの医療分野での活用」を推進しているところです。当然、ビッグデータの活用にあたっては、個人情報保護、プライバシー保護が大前提であり、国際的にも通用するしっかりしたルールづくりと運用が不可欠であると考えています。その上で、皆さまの提案書にある、国民への周知、世界との情報共有、指紋認証やＩＣカード、バーコードなどの導入、人材確保、医療割引の適用などの多彩な提案、またそもそもビッグデータの活用は必要ないとのご意見など、柔軟かつさまざまに目配りのされた発想がとても素晴らしいと思いました。

公明党は現在、「18歳選挙権」の実現も推進していますが、高校生の皆さまのこうした頼もしい活動ぶりを見て、大変心強く感じております。

ビッグデータの活用については、国だけでなく地方レベルでの運用も想定されています。

そこで皆さまのご提案の内容につきましては、公明党の政策立案を担当する政務調査会、また公明党議員（国会から地方議会まで約3000人）等とも共有し、国会や地方議会等の議論の参考とさせていただきます。

このほかにも複数の政党から電話などで反応があった。こうした反応を受けて、第4時では政党のコメントを読んで感想を書かせるという作業をさせた。

生徒の感想から以下の3つの観点で、授業を振り返ってみる。

第一に、膨大な情報をもたらす社会の変化に対する知識と関心が高まったかどうか、という点を考える。生徒は次のような感想を書いてきた。「難しかったですけど、この授業のあとから、今まで全く関心がなかったビッグデータについてテレビでやっていると観るようになりました。興味をもつことが大事だなと思いました」。このように、授業前はビッグデータについて知らなかったが、実際に自分で調べて提案書を書くという作業をした後、ビッグデータや情報について関心をもつことができたという感想が全体の約90%という圧倒的多数を占めた。多くの生徒にとって授業によってビッグデータについて関心が高まっていることが確認できた。また、知識については、提案書のA評価は10%弱、B評価が約50%、C評価が40%強であった。つまり、60%弱の生徒がB評価以上であるものの、40%以上の生徒はまだ医療ビッグデータについて理解し、自分の考えを明確に述べていることができていない。これは課題である。

第二に、医療ビッグデータの活用という社会的課題を自らの課題として受け止めることができるようになったか、という点を考える。「何も知らないビッグデータのことについて勉強して、提案書を書くのは難しかった。そもそも提案書を書くのが初めてだったのでとても大変だった。だけど今後の重要なテーマになるであろうこの分野について調べたことは自分にとって得になりそうだ」という意見があった。この生徒は普段あまり社会的課題について関心をもたない生徒であるため、こうした感想を書いたことが驚きであった。約半数の生徒が、自分とビッグデータを結び付けて記述していた。半数ではあるが、普段あまり関心をもたない社会的課題を自らの課題として受け止めることができるようになっている。

第三に、この授業で社会参加する意欲は高まったか、社会参加する方法を学習できたかという点を考える。生徒は、「私の意見が直接伝わったわけではないけれど、高校生でも社会へ向けて自分たちの意見を発信することは大切だなと思いました。不満を言うだけでなく、私たちからも動くべきかなと思いました」とや「高校生が相手でも、きちんと対応してくれるんだと思った。高校生だから大人では思いつかないような意見も出たのかもしれない。一般人の意見なんて国は相手にしないと思っていたからすごいと思った。」「送ったところで意味はないと思っていたけど、こういう返事を読んだらちゃんと自分が正しいと思ったものは主張しないといけないんだと思いました」と書いてきた。正直に、「送ったところで意味はないと思っていた」「一般人の意見なんて国は相手にしないと思っていた」と書いてある。しかし、自分が提案書を送り、それに返事があったことで「自分も社会の一員としていたんだなと思った」「自分が正しいと思ったものは主張しなければいけないんだ」と考えが変化している様子が見える。こうした感想が大多数であった。こうしたことから、多くの生徒にとって社会参加する意欲が高まっていることがわかる。

社会参加する方法という面では、「政治に参加できる場面は選挙だけだと思っていたけれど、一国民が提案書を送って意見を言うこともできるんだと思った」、「授業で生まれた疑問を自分なりに解決してそれを提案書という形にして政府・政党に送って意見が反映されるかわからないが“イニシアチブ”のような行動ができてよい経験になった」という感想があった。授業前と授業後では政治参加の方法について意識が変わっている。こうした記述があるのは9人と少数派だったため、全員とはいえない

が、社会参加の方法を意識的に学習できた生徒がいたことは確かである。

9. 成果と課題

本研究の成果は、膨大な情報をもたらす社会の変化に対する知識と関心を高め、社会の変化に対応した政策をつくり社会参加する授業のあり方として、一つのモデルを示すことができたことである。授業後の感想にもあるように、大多数の生徒は社会や政治、高度情報社会への関心を高めることができた。また、苦勞しながらも「幸福・正義・公正」という概念を使いながら考え、提案書をまとめ、その提案書が厚生労働大臣を務めた議員から褒められるという経験をしたことで、社会へ参加していることとする意欲も高まった。「幸福・正義・公正」という概念を使って考えながら、「現代社会における諸課題を、自らのものとして受け止め、主体的に考察する」ことが本実践を通して一定程度達成できたと考えている。

本研究の課題は、膨大な情報をもたらす社会の変化に対する知識が十分に定着していないことである。この点については、筆者は学年末まで授業中に折に触れてビッグデータに関する新聞記事や本を継続的に紹介するという作業を行っている。その結果、どの程度定着するか検証をしていく必要がある。また、社会参加学習ではあったが、社会参加する方法を身に付けさせるという視点が弱かった点があるため、その点も課題となる。最後に、社会参加学習において、唐木は「地域住民との協働を重視すべき」との主張をしている。この点が本実践では弱かった。専門家の話を聴く時間を確保することでより現実的で具体的な提案ができたであろうと考えられる。それはすなわち、生徒の社会認識を深めることでもある。これらを改善しつつ、今後も「幸福・正義・公正」を踏まえた社会参加学習を行っていきたいと考えている。

¹ 内閣府「平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）」平成26年3月

² 安心ネットづくり促進協議会「2013年度 青少年と保護者におけるインターネット・リテラシー調査 安心協 ILAS 最終報告書」2014年3月31日

³ 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 公民編」, p.8

⁴ 前掲3, p.9

⁵ 桑原敏典「社会科における見方考え方とその育成の方法—中学校社会科公民的分野及び公民科「現代社会」の単元開発を事例として—」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』 第151号, 2012, p.63

⁶ 川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』, 創文社, 1995では、功利主義、ロールズの格差原理、ノージックのリバタリアリズム、共同体主義、フェミニズムのそれぞれの正義論を論じている。

⁷ 橋本康弘、後藤正邦、端将一郎、野坂佳生「中等法関連教育の授業開発(1) —校則の批判的吟味の場合」『福井大学教育実践研究』第35号, 2010

⁸ 前掲5

⁹ 原宏史「新学習指導要領における『幸福』、『正義』、『公正』の理解と高等学校公民科の授業」日本公民教育学会『公民教育研究』vol.21, 2013. この論文では、幸福を「一時的な安楽や利己的な利益の実現のことではなく、代替不可能な在り方をした『私』における好ましさと結びついた主体的行為が発現することの全体」、正義を「私の幸福が実現すると同時に他者の幸福も実現するような社会」、公正を「私が幸福であると同時に、連続してあらゆる他者の幸福が実現するような決定」と定義している。この他

- にも「幸福・正義・公正」に関する授業として、中原朋生「立憲主義公民学習としての授業構成」、吉村功太郎『「幸福、正義、公正」の活用を目指す経済学習教材プランの開発』（いずれも2012年6月17日「新学習指導要領における『法教育』のあり方を問う」シンポジウム資料）などがある。
- 10 このセリフは、著者が1学期間を通して4人1班のグループ学習をさせていた時に生徒から発せられたものである。
 - 11 唐木清志『子どもの社会参加と社会科教育』東洋館出版社、2008、p.34で唐木は、その能力や資質としてコミュニケーション能力や政策立案能力を挙げている。
 - 12 前掲11、p.34。著者は勤務校で社会参加学習の有用性を実感している。福祉単元で社会参加学習を行ったところ、ほぼすべての生徒が意欲的に取り組み、考査においても9割弱という非常に高い正答率となった。
 - 13 棚橋健治編『“情報化社会”をめぐる論点・争点と授業づくり』明治図書、2005には情報に関する学習の実践が具体的に示されている。また、魚山秀介・小泉博明・楯原毅・宮崎猛『新しい公民科教育の実践と理論』清水書院、2011、pp.46-53には「情報社会」の典型的な学習指導案が示されている。
 - 14 峯明秀「ビッグデータが変える社会」、宮菌衛「私の行為の痕跡がビッグデータに」『社会科教育』No.655、明治図書、2013、p.7、p.9や、渡部竜也「ビッグデータ問題をジレンマ教材に焦点化ヒント」『社会科教育』No.656、明治図書、2013、pp.24-25など社会科教育研究者によってビッグデータについて言及されているがビッグデータを題材とした実践はなされていない。
 - 15 マーシャル・マクルーハン『メディア論』みすず書房、1987、p.7
 - 16 前掲15、p.254
 - 17 マーク・ポスター『情報様式論』岩波現代文庫、2001、p.29
 - 18 前掲17、pp.159-218
 - 19 前掲17、p.201
 - 20 前掲17、pp.201-202
 - 21 前掲17、p.205
 - 22 ジル・ドゥルーズ『記号と事件 1972-1990年の対話』河出文庫、2007、pp.339-355では、監禁によって機能する「規律社会」から恒常的な管理と瞬時に成り立つコミュニケーションが幅をきかず「管理社会」へ転換していることが述べられている。
 - 23 前掲22、p.364
 - 24 ディヴィッド・ライアン『9.11以後の監視「監視社会」と「自由」』明石書店、2004など複数の書籍で言及している。
 - 25 渡邊英徳『データを紡いで社会につなぐ』講談社現代新書、2013、p.15
 - 26 海部美知『ビッグデータの覇者』講談社現代新書、2013、p.12
 - 27 岡嶋裕史『ビッグデータの罅』新潮社、2014、p.99。また、野村総合研究所はVolume（量）、Velocity（迅速性）、Variety（多様性）の3Vを、ビッグデータを特徴づける言葉としている。
 - 28 前掲26、p.76を参考にした。
 - 29 パーソナルデータに関する検討会 技術検討ワーキンググループ『技術検討ワーキンググループ報告書～「(仮称) 準個人情報」及び「(仮称) 個人特定性低減データ」に関する技術的観点からの考察について～』平成26年5月、p.1
 - 30 V. M. ショーンベルガー& K. クキエ『ビッグデータの正体』講談社、2013、p.232
 - 31 中山健夫監修、21世紀医療フォーラム編『医療ビッグデータがもたらす社会変革』日経BP社、2014、pp.40-41
 - 32 前掲31、p.41
 - 33 前掲30、p.91
 - 34 朝日新聞「ビッグデータ 医療費抑制の鍵」2014年6月10日朝刊2面
 - 35 病院側は、ビッグデータを使った医療費抑制策に「必要な医療が提供できない」と猛反対している。
 - 36 前掲11、p.65

東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会規約

1. (名称) この会は、東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会といたします。
 2. (目的) この会は会員相互によって、高等学校公民科「倫理」「現代社会」「政治・経済」教育を振興することを目的とします。
 3. (事業) この会は、次の事業を行います。
 - (1) 「倫理」「現代社会」「政治・経済」教育の内容および方法などの研究
 - (2) 研究報告、会報、名簿などの発行
 - (3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業
 4. (事務局) この会の事務局は原則として会長在任校におきます。
 5. (会員) この会の会員は次の通りです。
 - (1) 個人会員 学校または教育研究機関等に所属して、この会の目的に賛成し、会の事業に参加する個人
 - (2) 機関会員 この会の目的に賛成し、会の活動を援助する学校または教育研究機関等
 - (3) 賛助会員 この会の目的に賛成し、会の活動を援助する団体または個人
 6. (顧問) この会に顧問をおくことができます。
 7. (役員) この会の役員発議の通りです。任期は1年ですが、留任は認めます。
 - (1) 会長(1名)
 - (2) 副会長(若干名)
 - (3) 常任幹事(若干名)
 - (4) 幹事(若干名)
 - (5) 会計監査(若干名)
 8. (総会) 総会は毎年6月に会長が招集し、次のことを行います。
 - (1) 役員を選任
 - (2) 決算の承認、予算の議決
 - (3) その他重要事項の審議
 9. (年度) この会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わります。
 10. (経費) この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入でまかないます。会費は次の通りです。
 - (1) 個人会員・機関会員 年額2,000円
 - (2) 賛助会員 年額1口2,000円機関会員および賛助会員団体に所属する個人は、個人会員と同様に会の事業に参加できます。
 11. (細則) この会の規約を施行するについて、幹事会は必要な細則をつくることができます。
 12. (規約の変更) この会の規約は、総会の議決によります。
- 附記1. この規約は昭和37年11月20日から施行します。
2. 昭和42年度総会で、会計年度と会費の変更が認められた。
 3. 昭和55年度総会で、本研究会の名称を「倫理社会」研究会から倫理・社会研究会に変更することが認められた。
 4. 平成5年度総会で、会費の変更が認められた。
 5. この規約の名称、目的、事業の一部が平成6年度総会で改正され、平成7年度4月1日より施行します。
 6. 平成16年度総会で、会員ならびに会費の変更が認められた。

事務局便り

まずは本年度の研究活動にご参加・ご協力いただきました皆様に、御礼申し上げます。ボランティアで研究活動を支え合う研究団体です。知恵と力を出し合うことなしには成り立ちません。

上廣倫理財団様、自動車教育振興財団様には、今年度も助成をいただき、支えていただきました。東京都教育委員会からの助成金によって、研究紀要の発行はつなぐことができるようになってきましたが、まだまだ会費だけで会の運営ができるところまでは至っておりません。会員の増加にも期待したいところで、事務局としては今後のPRや活動の活性化にひきつづきアイデアをいただきたいと思えます。

さて、本年度は学校教育全体に大きな課題が突きつけられた年でした。新年度は、いよいよ新しい学習指導要領の編成が始まるでしょう。大学入試改革の波も襲ってきます。

学校教育の場に身を置くわれわれには、これらの荒波に立ち向かうほかに道はありませんが、足をさらわれないためには、これまでの教育研究の成果をしっかりと踏み固めておく必要があると思います。われわれには教科教育の専門性があり、目の前には常に生徒たちがいます。われわれは自らの専門性を生かして生徒たちの将来に役立つ教育を果たさなければなりません。

今後、教育課程がどのように移り変わっていても、古くは二千五百年の歴史を超えて今日の私たちに語りかける先哲の思想が揺らぐことはありません。その事実を自信を持って私たちが語り継いでいこうとする試みとして、本年度は出版事業へも取り組みを始めました。多くの若手メンバーとベテランがあい交わって、一冊の本を作ろうとしています。平成27年度中にそれは日の目を見るはずで、この出版は現在の倫理教育に対する私たちの一つの回答になるはずです。

もう一つは、かつて都倫研・全倫研が中心となって実施した高校生意識調査の復活です。これはまだはっきりとした段階には来ていませんが、実現に向けて舵を切ったところです。この成果も、来年この場でご報告できればたいへんすばらしいのですが。

以上のように、平成27年度は教育改革の荒波がよりはっきりとしつつ、それを受けとめるための研究会の活動もさらに力強いものにしていかなければなりません。人事の若返りも不可欠です。会員の皆様のさらなるお力添えをお願いします。

(和田倫明)

編 集 後 記

都倫研紀要第53集をお届けします。

ここ数年、研究協議会に参加される若手の先生や大学院生が増えてきました。「倫理」の授業に取り組み始めた、あるいはこれから取り組もうとしている先生方もたくさんいらっしゃいます。しかし、「倫理」は内容がとても深く、授業で取り上げるすべての思想家について精通することはなかなかたいていへんです。そのため、今回の紀要では、都倫研のベテランの先生お二人にお願いして、「倫理」の授業に取り組む際の要点についてご執筆いただきました。きっと多くの方々の授業づくりの参考になるものと思います。今後も、これまで都倫研が蓄積してきた授業展開の要点やユニークな授業プランなどの知的財産を若い世代の先生方に引き継いでいきたいと思ひます。

また、今年度は、合田先生、桑原先生、清水先生にご講演いただきました。どれも知的刺激に満ちた聴きごたえのあるご講演でした。広報部では講演を聴き逃された方のために、できるだけ詳細な記録を作成しました。ぜひお読みいただければと思ひます。

今回の紀要にも、意欲的な授業実践報告や研究論文を複数掲載することができました。読書会の報告にも授業に役立ちそうなエッセンスが満載です。この紀要を十分にご活用いただければさいわいです。

(広報部 村野光則)

平成26年度 都倫研紀要 第53集

平成27年3月31日 発行

発行者 東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会

著作者 東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会

代表 山本 正

事務局 東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス 内

〒116-0003 東京都荒川区南千住8-17-1

TEL 03(3801)0145 FAX 03(3801)9898

URL <http://www.torinken.org/>

印刷 エポック株式会社

〒800-0039 福岡県北九州市門司区中町5-10

TEL 093(382)0400 FAX 093(382)0380